

平成 2 5 年第 1 回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程（第1号）

平成25年3月4日（月曜日） 午前9時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 請願・陳情の委員会付託

第6 議案第1号～議案第19号
案～審議 提

第7 議案第20号～議案第25号
案～付託 提

第8 発議第1号
案～審議 提

第9 議案第14号・議案第16号
論～採決 討

第10 議案第18号～議案第19号
論～採決 討

第11 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（１０名）

１番 久保村 義 輝
２番 百 瀬 輝 和
３番 山 崎 文 直
４番 小 坂 泰 夫
５番 加 藤 泰 久

６番 丸 山 豊
７番 山 口 守 夫
８番 都 志 今朝一
９番 唐 澤 由 江
１０番 原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 唐 木 一 直
副 村 長 加 藤 久 樹
教 育 長 征 矢 鑑
総 務 課 長 松 澤 伸 夫
会 計 管 理 者 中 尾 由美子
財 務 課 長 山 崎 久 雄
住民福祉課長 清 水 麻 男

子育て支援課長 有 賀 由起子
産 業 課 長 原 茂 樹
建設水道課長 藤 田 貞 文
教 育 次 長 田 中 聡
代表監査委員 有 賀 松 雄
教育委員長 清 水 篤 彦

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 堀 正 弘
議 会 事 務 局 次 長 松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成25年3月 4日

午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

この冬は積雪も多く、冷え込みも厳しい日が続きましたが、これからは三寒四温を感じながら春に向かうことと思います。

さて、平成24年度も1カ月を残すのみとなりました。今月は事業や会議等も多く、また4月には村長選挙もあり、何かと御多忙のことと思いますが、この議会は平成25年度の一般会計ほか5特別会計予算ほか、重要な議案審議があります。十分な審査を行うことをお願いし、ただいまから平成25年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番、丸山豊議員、8番、都志今朝一議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成25年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案25件と発議1件であります。請願・陳情は、請願1件と陳情2件が提出されております。

会期は、本日3月4日から3月15日までの12日間とし、この間で5日から12日までを休会といたします。なお、議案審議の関係で、議案第14号、第16号、第18号及び第19号を即決とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

次に、本議会は平成25年の第1回の定例会であります。予算編成方針を含め、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成25年第1回議会定例会を招集を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

3月に入りまして、日ざしも大分濃くなってまいりました。春めいてまいりました、春が待ち遠しい時期となってきております。ただ、ことしの冬は議長の挨拶にもありましたけれども、雪が多く、通行にもまた生活面にも支障を来した冬でありました。こうした中におきましても、おかげさまで雪害もなく、安堵をしているところでもあります。ことしも災害もなく、穏やかな1年であってほしいと願うところでもあります。

今定例会は、私にとりまして2期最後の定例会となりました。本来でありますと、平成25年度の施政方針等を申し上げなければなりません、今、私が申し上げられる立場でございませぬので、そんな点は御理解をお願いをいたします。今議会につきましては、村政の概況と予算編成の一部を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

まず、内閣府が公表しております景気の動向では、昨年までは景気の減速感が否めなかったわけではありますが、2月の景気動向では、景気は一部に弱さが残るものの下げどまっているとし、2カ月連続の上方修正をしております。しかし、海外景気の下振れが日本の景気を下押しするリスクとしており、先行き等につきましても注意をしていく必要もあります。

この背景には、安倍内閣が掲げる3本の矢、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略であります。そのうちのデフレ脱却として、平成24年度補正予算と平成25年度の予算案をあわせた歳出規模では、100兆円を超える財政出動となり、また、2%の物価安定目標をできるだけ早く早期に実現する大胆な金融緩和を行うなど、矢継ぎ早に2本の矢を放っております。このスピード感のある対策が急速な円安、日経平均株価の上昇などにあらわれていますが、同時に、この大型の財政出動は危険性もはらんでいるといわれ、最後に放たれる民間投資を喚起する成長戦略こそが、重要な役目を果たすものと考えております。民間企業が元気になる、そして、税収が上がり個人所得も上がると想定しています。

また安倍首相は2月22日にオバマアメリカ大統領と会談し、成長戦略の柱となると見られる環太平洋経済連携協定、TPPをめぐり、聖域なき関税撤廃が前提でないことが確認できたとして、TPPの参加、交渉に踏み込む方針とも言われており、農業情勢を含め注視をしていく必要があります。まだまだ目が離せない状況であり

ますが、村内企業も厳しい状況が続いておりますので、実態が伴った景気回復を期待をしているところであります。

さて、月日がたつのは早いもので、平成24年度も1カ月を切りました。この1年災害もなく、平穏で穏やかな年であり、その面では大変ありがたいことでありました。村の事業も、子育て、福祉、教育を中心に、元気な村づくりを力強く推進をしてきたところであります。

この結果、昨年1年間の人口の異動状況につきまして申し上げますと、長野県の人口は、平成25年1月1日現在で前年より1万1,895人減少しております。県内の市町村でも1市2町3村では増加しているものの、あとの市町村につきましては減少、もしくは増減なしとなっております。その中で本村の自然増加数は25人の増、また社会増加数は89人の増となっており、ともに増加している市町村では南箕輪村のみでございます。人口増加数では県下2番目となっております。今まで取り組んでまいりました子育て、福祉、教育部門を中心とした生活優先の住みやすい点を高く評価していただいているものと感じており、大変ありがたいことでもあります。

また、その原動力となっております平成24年度の村税の状況につきまして報告をさせていただきます。

さきの経済対策により、景気回復への兆しを期待しているところではありますが、村税の影響はしばらく先になるものと判断しております。平成24年度の村税は全体といたしましては19億9,800万円余りの収入を見込み、前年度の決算額に対しましては約3,400万円の減収となるものと算出をしております。しかし、若干厳しく見込んだところもありますので、最終的には20億円を超えることも予測しております。

その主な内訳でございますが、個人村民税につきましては、当初予算より約2,000万円の増の6億7,400万円を見込んでおります。その要因であります。先ほど申し上げましたように、社会増加数の影響もあり、給与所得者の増加によるものであります。

次に、法人村民税であります。主要企業の落ち込みが昨年度の当初予算編成時より少ない、あるいは業績が向上したことによる約2,000万円の増の1億8,100万円を見込んでおります。また、固定資産税も償却資産の減少も少なかったことにより、約1,000万円の増の9億600万円と見込んでおります。厳しい状況ではありましたが、個人住民税、法人村民税、固定資産税につきましては増額を見込めることができました。

しかし、一方では、村たばこ税につきましては、当初予算より1,400万円の減の1億2,500万円を見込んだところであります。その要因でございますが、たばこの売り上げ本数が月平均で12万本ほど減少しており、平成22年10月のたばこ税の増税が、買い控えあるいは禁煙につながってきているものと判断をしております。今後も厳しい財政状況が続く中での計画的な事業の推進が必要になるものと考えております。

続きまして、今年度の主な事業を総括してみますと、初めに地域防災計画であります。平成23年3月に発生しました東日本大震災をもとに、国では平成23年12月に地震津波対策の抜本的強化等、防災対策の見直しを行い、また、平成24年9月には原子力災害対策編を追加しております。村でもこの方針に基づき、減災を基本とした地域防災計画の見直しを行いました。各地区の自主防災会と、新たにお願いをいたしました防災アドバイザーの連携により、地域防災力を高めていくことが重要だと感じております。

昨年10月に開園しました療育施設たけのこ園であります。現在14名の園児が通園をしております。園児の様子であります。この6カ月間近くで大分成長してきていると実感しております。これによりまして、4月からは8名の園児がたけのこ園から他の保育園に入園する予定であります。また、たけのこ園では、保育園に通園している発達障害傾向のある園児を支援するため、保育園に在籍しながらたけのこ園へも通園できる並行通園や、たけのこ園の職員が保育園を訪問して支援を行う保育園訪問支援事業、また保育園の帰りに親子で気軽に参加できるような療育事業等を実施すべく準備を進めております。このような事業こそがたけのこ園の持つ使命だと思っておりますし、経験を重ねる中でよりよい子育て支援の充実が必要になるものと考えております。

また、入園希望の多い南部保育園、南原保育園の整備につきましては、今年度に南部保育園の給食室と園児室の増築を行い、平成25年度には南原保育園のリズム室と園児室の増築や駐車場の整備を計画をしております。この整備が完了すれば、当面は園児数の増加に対応もしていけるものと思っておりますが、逆にこの北部保育園や西部保育園が心配となってきております。なお、平成25年度の保育園の園児数につきましては、4月当初では616名を見込み、年度末には660人を超えるものと予測をしております。入園当初では昨年と比べまして30人余の増加となっております。ほぼ保育園にいたしますと1クラス少しの増加人数となっております。この要因は、転入や出生による園児数の増加や特に母親の就労による3歳未満児の入園希望が増加しており、こうした状況はしばらく続くものと判断をしております。先ほども申し上げましたが、自然増で25人の新しい命がふえておるところでございます。したがって、本村の場合は当分こうした傾向が続くのではないかと、そうした対応をしっかりとしていく、このことが大切となってまいります。

障害者対策といたしまして自立支援法に基づいた障害福祉サービスにかかわる介護給付、訓練給付や地域生活支援事業の提供を図りながら、サービス利用の円滑な推進に努めております。また、障害者の方の中には、今後の生活の不安を抱えている方が多くおられ、特にグループホーム等への入居希望者が多くなっておりますので、グループホームを検討する組織づくりに着手するところでもあります。

また、村単独事業でひとり住まいの障害者の方の家賃補助制度の創設を今年度の4月から始めましたが、現在は7名の方に利用をいただいております。

乳幼児等の感染予防推進を目的といたしまして、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種並びに子宮頸がんワクチン接種の全額助成事業を継続しております。しかし、平成25年度からはこれらのワクチン接種につきましては、法定化される見通しがつきましたが、その財源について明確にさせていただくよう国等に働きかけていく必要があります。

なお、平成24年度から実施しました中学校3年生に対しましてのインフルエンザ予防ワクチン接種につきましては、対象者158人のうち2月中旬現在であります95人の方から補助申請がありました。申請のおくれている方もおられますので、申請はさらにふえていくものと思われます。

次に、住宅用新エネルギー設置補助事業につきましては、2月5日現在で当初予想を超える104件の申請となりました。昨年同期と比較しますと26.5%の増となっており、このため既に2回の追加補正をお願いをしております。その背景にはエネルギー特別措置法が施行され、電力会社による固定価格の買い取り制度が始まり、今後もソーラーシステムを中心に需要がふえていくのではないかと予測をしております。

一方の住宅リフォームでございますが、昨年度は98件、980万円の補助をさせていただきましたが、本年度は2月15日現在では42件、420万円と大幅に減となっております。この辺は下水道の接続にも10万円の補助が出ますので、周知をしていく必要があるかというふうに感じておるところでございます。

宅地化が進む中で、本村の景観を後世に受け渡すのも私たち現世代の責務だと思っております。このため、昨年10月には景観行政団体への移行に向けて、景観計画策定委員会を設置し、景観計画の策定に着手をしております。今後多くの村民の皆様から、景観に関する御意見、提言をいただき、よりよい景観計画の策定ができますことを期待をしております。

国民健康保険につきましては、医療費の増加が続いており、1月末現在の医療給付費は、昨年同期を比較しまして約12.5%の伸びを示しております。医療費を抑えるための施策といたしまして、受診料の引き下げや受診料が無料となる節目年齢の増加などを実施し、受診しやすい体制や、保健師による健康指導の強化に努めてまいりました。本年度につきましては、特定健診の受診者数が増加をしております。一方の医療費も増加傾向でありますので、平成23年度に改定しました国保税の見直し等も必要になってくるものと考えております。

また、下水道事業の一層の改善を図るため、農業集落排水事業を公共下水道事業への統合に向けた接続工事が完了をいたしました。処理場を南箕輪浄化センター1カ所に集約することにより、維持管理等の合理化が図られ、下水道事業経営に要する経費約1,500万円が削減される見込みであります。また、既存のいずみ苑は平成25年度に防災拠点施設といたしまして、防災備蓄倉庫、防火水槽及び郷土資料館保管庫へと改築する計画であります。

次に、県事業となりますが、長年の懸案事項でありました県道吹上北殿線の拡幅工事であります。2期目の就任早々から真剣に取り組まさせていただいた事業でありました。村内でも交通量も多く、狭あいな道路でありましたので、村民の皆様方には大変ご不便をおかけしており、この任期中に工事の着工を目指しておりました。おかげさまで工事でも無事着工をされましたが、御承知のとおり、県の財政状況も厳しいままですので、遅くとも平成26年度には工事が完了するとお聞きをしておるところであります。しかし、今後も早期の完成を目指して、要望活動を強めていく所存でございます。もう少し御不便をおかけいたしますが、御協力もお願いをいたします。

教育関係では、中学校体育館、音楽室、教室棟、改修工事やトイレの洋式化の改修工事、南箕輪小学校図書館屋根の改修工事、南部小学校プール改修工事など小中学校の教育環境の整備を進めてまいりました。

また、地元からの要望のありました田畑公民館建設事業では設計が完了し、平成25年度になりまして工事を開始する計画であります。この工事が完成すれば、村内全ての公民館が新築となり、一段落となります。地域の活動拠点として、また避難所として安心して利用できるスペースが整ってまいります。

平成24年度の主な事業につきまして申し上げましたが、今はどの事業も種をまき芽が出たところであります。これから多くの村民の皆様から手を入れていただき、大きな果実となるよう願っているところであります。

さて、今議会は新年度予算の審議をお願いいたしますので、予算編成の概要と新年度の国の施策にかかわる制度的な面につきまして申し上げます。

まず、平成25年度一般会計予算案の概要であります。村長選挙によりまして骨格予算となり、経常経費を中心とした予算であります。選挙後、新しい村長のもとでその方針に基づいて肉づけ予算が編成されますので、その点は御理解をお願いいたします。

予算総額は、骨格予算であります51億5,000万円と決めました。このため前年比3億8,000万円、8%の増となりましたが、南原保育園の園児の増加に伴う増築事業に約1億1,200万円、また、田畑地区とお約束をいたしました田畑公民館建設事業に1億9,000万円が含まれております。ともに年度内に完成をしなければなりませんので、誰が村長になっても変わらない事業と判断をして予算計上をさせていただきましたので、御了承をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

村税につきましては、アベノミクスに伴う地方の景気回復は、まだまだ時間がかかるもの判断をしております。個人村民税と村たばこ税では、約3,100万円、1.6%の増といたしました。

また、交付税につきましては、前年比5,400万円、4.3%の増と見込んでおりますが、実質的には、平成24年度交付決定額に対しましては2,700万円減といたしました。

た。しかし、政府は公務員給与削減に伴い、基礎額、ラスパイレス指数、職員数削減の要素を取り入れた交付税制度の見直しをしておりますので、今後変更もあり得ますので御理解をお願いをいたします。

そのほかには、分担金及び負担金では、田畑公民館の建設に伴います地元負担金といたしまして1億1,700万円、66%の増と見込みました。県支出金では、南原保育園増築に伴い県産材の補助金を見込んでおりますので、7,500万円、34.8%の増といたしました。

次に、歳出でございます。

基本的には、南原保育園の新築及び田畑公民館建設を除き経常経費のみであります。経常経費につきましては、毎年輕費の節減に努めていますが、さらに創意と工夫により効率的な行政運営に努め、経費の削減に努力をする予算といたしました。

主な増額につきましては、扶助費が児童手当の伸びなどにより7,900万円、12.9%、物件費は賃金の伸びなどにより7,500万円、8%の増額といたしました。また、主な減額につきましては、補助費等が負担金の減額により2,900万円、4.1%、また繰出金では、国保特別会計への繰出金の減により1,800万円、9%の減といたしました。厳しい財政運営になるものと思いますが、骨格予算では財政調整基金を取り崩さない予算案とさせていただきます。また、肉づけ予算財源として、予備費へ3億円余留保をさせていただきます。

以上が一般会計新年度予算案の概要でございます。細部につきましては予算審議の中で御説明を申し上げてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計であります。

1人当たりの医療費は、県下でも低位で推移をしておりますが、5大疾病による高額療養費の対象者が増加し、また、前期高齢者に該当する医療費が大きく伸びております。平成25年度も長引く不況により低所得者層の増加も予想され、基金も底をつく大変厳しい状況となっております。当面は厳しくなれば一般会計の繰り出しで賄っていきいたいというふうに考えておるところでございます。保健指導の強化を図るとともに、被保険者の健康増進に努めていかなければならないと感じております。

介護保険事業特別会計も同様に、全地域の高齢者を対象として、公民館で実施しておりますげんきあっぷクラブをさらに充実させ、介護予防に努めることが重要だと考えております。

下水道事業会計では、農業集落排水事業と公共下水道事業の統合も終わりましたので、農業集落排水事業で使用していただきたいずみ苑の防災備蓄倉庫等への改修のための5,000万円を計上させていただきます。

本来なら、先ほども申し上げましたが、新年度に向けての村づくり等の方針を申し上げなくてはなりません、今私が申し上げる立場でありませんので御了承をお願いをいたします。平成17年4月16日に村長に就任してから2期8年が経過をいた

します。今期議会が任期最後の定例会となりました。選挙時の公約として6項目の施策について村民の皆様にお示しし、その公約の実現のため職員とともに努力をしまいいりました。私の基本姿勢といたしましては、村民の目線に立ち、村民一人一人を大切にしたいな、そんな村政にしたいということを掲げ、村民が安全で安心して暮らせる子育て、教育、福祉に優しい村づくり、健康で元気な村づくり、共生の村づくりを基本方針として取り組んでまいりました。その中で、常に村民の皆様への視点を置くことに心がけ、乳幼児医療から高齢者の皆さん、また障害者の皆さんに対する各種事業の充実を図り、県内でも模範となる事業の推進ができたものと思っております。

また、ハード面でも教育関係、子育て支援関係、防災関係など、積極的に施設の新設及び改修に努め、基本的な整備は整ってきたものと考えております。その一方で持続可能な村政を推進するため、産業振興に力点を置くことで税収の確保を図り、この8年間で借金が6億3,000万円余り減少し、また積立金は11億5,000万円余り増加するなど、各種財政指標の健全化に務めてまいりました。まだまだ不十分な面もあるかと思いますが、村民の皆様方とお約束をいたしました事項につきましては、具体的には一つ一つは申し上げませんが、ある程度実現できたものと思っております。

先ほども申し上げましたが、人口が増加する中で人口1万5,000人が目前となり、また県下一若い活力のある村として発展をしてきております。同時に、子育てに優しい村というイメージもできつつあり、大変ありがたいことであります。

申し上げたいことはまだまだたくさんありますが、選挙を控えておりますのでこのくらいにさせていただきたいと思っております。

今定例会にお願いいたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算議案等25議案、報告2件、人事案件に対する諮問が1件であります。いずれも原案どおりお認めをいただくようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 続きまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年11月分から平成25年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成25年度予算が、それぞれの理事会、評議員会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

細部につきましてはそれぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願 1 件、陳情 2 件です。会議規則第 89 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

継続審査となっております陳情を含め、今定例会の会期中に審査し、本議会において報告をお願いいたします。

これから議案の上程を行います。

議案第 1 号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第 1 号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されることにより、所要の改正を行う必要が生じたため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第 1 号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま理事者の提案説明でも申し上げたとおり、平成 25 年 4 月 1 日に施行されます地域社会における共生の実現に向け、新たな障害保健福祉施策を講ずるための法律関係の整備に関する法律により、村の消防団員等公務災害補償条例で引用しております法律の名称とあわせて、第 5 条第 10 項が削除され、項ずれが生じたので改正するものであります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第 9 条の 2 では、介護補償について定めておりますが、第 1 項第 2 号で規定しております「障害者自立支援法 第 5 条第 12 項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 5 条第 11 項」に改めるものでございます。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び南箕輪村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び南箕輪村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、農業集落排水施設につきまして、処理場の老朽化に伴う維持管理上の課題の解消と下水道事業経営の改善を図るため、公共下水道への統合事業を進めてきていることに伴い、当面改正を行う必要のある2件の条例につきまして、一部改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、農業集落排水事業の公共下水道への統合によりまして、当面改正が必要となります2件の条例につきまして改正をするものであります。

議案の最後のページの新旧対照表で御説明を申し上げますのでごらんください。

まず、第1条でございます。南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、第2条の経営の基本にかかわる規定中の公共下水道事業の排水区域等につきまして、農業集落排水区域にかかわる数値を加算するものであります。アンダーラインの部分となります。計画処理人口を「1万2,800人」から「1万4,000人」に、計画処理区域面積を「911ヘクタール」から「986.4ヘクタール」に、また計画1日最大処理量を「8,489立方メートル」から、「5,924立方メートル」に改めるものであります。

なお、計画1日最大処理量につきましては、従前の計画で過大に見込んでおりま

した数値を実態に合わせて削減をするものであります。

続きまして、第2条の南箕輪村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部改正でございます。農業集落排水事業の経理処理等がなくなってくることから、改正前のアンダーラインの「及び南箕輪村農業集落排水事業」を削除をするものであります。

続いて、1枚お戻りをいただきまして2枚目の改め文のほうをごらんください。

附則でございますが、平成25年4月1日から施行をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎）これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎）質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘）朗読

議長（原 悟郎）本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直）議案第3号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

なお、本議案以降、議案第13号までは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行にかかわる条例改正及び条例制定の議案の提案となります。つきましては本議案以降、この法律の名称を「第1次一括法」または「第2次一括法」と省略させていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

本改正におきましては、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を、また移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を現行の条例に加えて定めるため、条例の一部を改正する提案であります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎）細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文）それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律の一部が改正をされまして、関係する法律、政令及び省令等に規定をされました都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準、また移動等の円滑化に必要な特定公園施設の設置基準を参酌し条例で定めることとされたことによるものであります。

ここで言う基準の参酌という意味でございますが、十分参照しなければならない基準ではありますが、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるというものであります。

以上に基づき、現行の都市公園条例にそれぞれの設置基準を規定をするための条文を追加し、改正をするものでございます。

議案の4枚目からの新旧対照表で御説明を申し上げますのでごらんをいただきたいと思います。

第1条の趣旨であります、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定を適用するため、法律の名称をつけ加えるものであります。

第3条の公園の配置及び規模に関する技術的基準から1枚おめくりをいただきまして、3ページにかけましての第6条、公園施設の設置基準、これまでは住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準、配置区分ごとの公園規模及び公園施設の建築面積の敷地面積に対する割合につきまして、都市公園法施行令と同様に規定をするものであります。

第7条では、特定公園施設の設置に関する基準につきまして、高齢者、障害者等の移動や公園施設の利用上の利便性と安全性の向上を考慮しまして、設置基準の対象となる園路、休憩所、駐車場等の施設を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令と同様に規定し、各施設の具体的な設置基準については規則で定めるとするものであります。

なお、規則につきましては、一部村独自の基準としまして、省令の基準以外に横断排水溝の構造につきまして、つえや車椅子のキャスターが落ち込まないよう、細目ですべりどめ構造の覆蓋を設ける基準をつけ加え、規定をするものであります。

3ページから4ページにかけましての改正前の第3条から第18条につきましては、その前に条文が追加になったことによりまして、改正後に条番号が5条ずつ繰り下がるもの、それから改正後の第15条と第22条では、引用をしております条番号が条ずれに伴い改正となるものであります。それによりまして改正後の条番号に改めるといったものでございます。

前に戻っていただきまして、改め文の3ページのほうをごらんください。

附則でございますが、平成25年4月1日から施行をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 4 番、小坂です。

先ほどの課長さんの説明にありました基準の参酌があるということなので、この基準の、特に配置、規模に関する技術的基準で、読みますと大分厳しいというか、公園をあちこちに多くつくれというような都市公園の法律だと思うのですけれど、村の現状とこの基準の状況というか、簡単で結構ですので教えていただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 現在の村の公園の配置状況につきましては、基本的にはこの公園の設置基準に基づくものでございます。これに合致をしているというところでございます。ただ、その施設の内容につきましては、この条例に合致しない部分もございますが、これにつきましては、今後改築等公園を増設する際にはこの基準を適用してまいるということになりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第2次一括法の施行により下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準を現行の条例に加え定めるため、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、下水道法の一部が改正をされ、公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準につきまして、下水道法施行令を参酌し、条例で定めることとされたことによるものであります。この法改正に基づき、現行の公共下水道条例にそれぞれの基準を規定を

するため、条文を追加し改正するものであります。

議案の４枚目の新旧対照表で御説明を申し上げますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、第２条では、基準を規定をするため、排水施設と処理施設につきまして、各施設の定義を第４号及び第５号としてつけ加えるものであります。この号番号が追加をされたことによりまして、改正前の第２条の第４号から第１１号までにつきましては、改正後に号番号が２号ずつ繰り下がるものであります。

１枚おめくりをいただきまして、６分の２から６分の３ページにかけましての第１６条から第１８条、これまでは排水施設と処理施設につきましては、それぞれの各施設の構造の技術上の基準としまして、使用する部材の材質及び必要な構築物等についての技術的基準を下水道法施行令と同様に規定をするものであります。

第１９条では、基準の適用が除外となる施設について規定をしているものでございます。

第２０条では、終末処理場の維持管理にかかわる施設の機能を維持をするために必要な措置の基準につきまして、それぞれ下水道法施行令と同様に規定をするものであります。また、それぞれの施設の一部についての具体的な構造的基準や設置の基準につきましては規則で定めるとするものであります。

なお、規則につきましても、下水道法施行令と同様に規定をするものでございます。

次の６分の４から６分の６ページにかけての改正前の第１６条から第２４条につきましては、その前に条文が追加になったことによりまして、改正後に各条番号が５条ずつ繰り下がるものであります。

前に戻っていただきまして、改め文の３ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、平成２５年４月１日から施行をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから、議案第４号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第５号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第５号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第1次一括法の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅の入居者資格における収入基準を現行の条例に加えて定めるものと、あわせて条文の文言の整理等を行うため、条例の一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、公営住宅法の一部が改正をされ、公営住宅の入居者資格における収入基準につきまして、公営住宅法及び公営住宅法施行令を参酌し、条例で定めるものとされたことによるものであります。

この法改正に基づき、現行の村営住宅管理条例に入居者資格における収入基準につきまして、条文を追加をするものとあわせて、条文中の文言の表記が複雑でわかりにくいもの及び現状の運用にそぐわないものにつきまして整理し改正をするものであります。

それでは、議案の4枚目の新旧対照表で御説明を申し上げますのでごらんをください。

まず、第5条の入居者資格にかかわる改正前の第5条第1項の条文のアンダーラインの部分につきまして、入居者資格の特例に該当するという規定でございますので、この条文から削除をしまして、1枚おめくりをいただきまして、6分の3ページの改正後の第6条の入居者資格の特例に第1項また第2項として整理をして加えるものであります。

また、6分の1ページにお戻りをいただきまして、改正前の第5条の第2号及び第3号の規定につきましては、改正後の第2号で改正前の規定を包括をしております法第23条各号に掲げる条件を具備するものであることとしまして、整理をし規定をするものであります。

また、以下の各号につきましては、号番号が1号削除となりますので号番号の繰り上げを行うものであります。

続いて、6分の2ページから6分の3ページにかけましての改正後の第5条第2項及び第3項の部分でございますが、第2項では、入居者または同居者の心身の状況及び世帯構成の事情等を勘案する場合の適用範囲について、公営住宅法施行令を参酌し一部村独自の基準を設けて規定をするものであります。

村独自の基準につきましては、世帯構成の適用範囲につきまして、政令では小学校の就学前の子がいる世帯とされているものを、小学校及び中学校の義務教育終了までの子がいる世帯としてその範囲を拡大するものであります。

なお、この規定につきましては、規則で定めるとするものであります。

6 分の 3 ページの第 3 項でございますが、第 2 項の適用範囲の該当者にかかわる収入基準についての上限を公営住宅法施行令と同様に規定をするものであります。

それから、6 分の 3 ページの改正前の第 6 条第 1 項につきましては、その前に 2 つの項が加わったことにより、項番号がずれまして改正後の第 3 項となり、改正前の第 6 条第 2 項につきましては、その内容が改正後の第 5 条第 3 項第 1 号の括弧書き内に規定をされておりますので、削除をするというものでございます。

それから、6 分の 4 ページの第 10 条中の「保証人」を「連帯保証人」に改めるものでありますが、現在使用をしていただいております提出いただく書類には「連帯保証人」と記されておりました、実際に連帯保証人としての取り扱いがなされておりますので改めるものであります。

また、「請書」を「誓約書」に改めるものでありますが、現行の請書では、入居者の責任を連帯保証人が請け負うための両者間のみで取り交わす書式となっておりますが、この両者が村に対して責任を負うことを誓約をしていただくという書式に変更をしまして、誓約書として規定をするものでございます。この様式につきましては、規則のほうで定めるものでございます。

それから、改正後の第 18 条の第 4 項でございますが、現行の規定では、入居の際に預かる敷金につきまして、退去の際にお返しをするものでありますが、その退去の際に住宅施設の破損箇所があった場合の修繕費用にこの敷金を充てることができないということがございます。それを可能にするための規定を設けるものであります。

また、6 分の 5 ページの第 41 条の第 8 号でございますが、入居者が安心して平穏な生活を送ることができる住環境を維持をするため、犯罪者を退去させることができることについて、新たに規定を設けるものであります。

その他のアンダーラインの改正部分につきましては、条文の項番号及び号番号がずれたことにより各番号を整理する改正と、条文の文言が現状の運用にそぐわないもの及びわかりづらいものの整理をいたしまして、現状に合うようにわかりやすく表記するものが主なものでございます。

戻っていただきまして、改め文の 3 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、平成 25 年 4 月 1 日から施行をするものであります。

附則の 2 としまして、条例の改正により入居の際に提出する「請書」が「誓約書」に変更となることによりまして、これまた改めて提出をし直していただかなければならないという部分で 2 年間の経過措置を設けるものでございます。

以上で、細部説明をさせていただきます。

議長（原 悟郎）これから、議案第 5 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号「南箕輪村公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村公園条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第2次一括法の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を現行の条例に加えて定めるため、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正をされ、特定公園施設の設置基準につきまして、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌し、条例で定めることとされたことによるものであります。この法改正に基づき、現行の公園条例を特定公園施設の設置に関する基準を規定をするため、条文を追加し改正するものであります。

議案の3枚目の新旧対照表で御説明を申し上げますのでごらんをください。

第1条の趣旨であります、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定を適用するため、法律の名称をつけ加えるものであります。

第3条では、特定公園施設の設置に関する基準につきまして、高齢者、障害者等の移動や公園施設の利用上の利便性と安全性の向上を考慮しまして、設置基準の対象となる園路、休憩所、駐車場等の施設を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令と同様に規定をし、各施設の具体的な設置基準につきましては規則で定めるとするものであります。

なお、規則につきましては、都市公園条例で委任をします規則を併用をするものでございます。

そのほか、1ページから2ページにかけましての改正前の第3条から第8条につきましては、その前に条文が加わったことによりまして、改正後の各条番号が1条ずつ繰り下がるものと、改正後の第8条では引用をしております条番号が条ずれに

に伴い改正となりますので、改正後の条番号に改めるものであります。

戻っていただきまして、2枚目の改め文をごらんをいただきたいと思います。

附則でございしますが、平成25年4月1日から施行をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎）これから、議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

今、説明でその細かい部分については規則で定めて、それは都市公園規則のほうで併用するということだと思うのですが、現在、南箕輪村公園条例には規則がなく都市公園条例には規則がある。それで先ほどのほうでも、都市公園の規則のほうを変えるのだと思うのですが、併用するっていうのはだから都市公園の規則を使うということでしょうか。当たり前のような質問をして申しわけないのですがお願いします。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） この併用する規則でございしますが、これにつきましては、新たな規則を設けます。移動等円滑化に関する条例の施行規則ということで、新たにその規則を定めまして、都市公園または一般の公園の基準を規則で定めるというものでございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域密着型特別養護老人ホームの入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第7号について、細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、これまで国、厚生労働省であります、一律に定めていました地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定申請者の法人格の要件等について、地域の実情に合わせた市町村の条例に定めることが義務づけられたことに伴い、条例の制定を行うものでございます。

なお、これまで、定められていました全国統一の基準につきましては、法令改正によりまして、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つに分類され、これらの基準を踏まえながら制定をしてあります。

第1条では、趣旨を規定いたしまして、第2条では、小規模特別養護老人ホームの入所定員は29人以下と規定するものでございます。この29人以下と定める理由でございますが、施設入所を希望する方はまだまだ多く、村内でも入所待機者が多くいる状況であり、この傾向は今後も続くと思われますので、できるだけ多くの方がサービスを利用することができるよう、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模の特別養護老人ホームであります、この入所定員はこの基準の中で最大の29人以下と定めるものでございます。

第3条では、要介護者と要支援者を対象とする施設の申請者は法人である者と規定するものであります。この申請者を法人とする者、これは厚生労働省の従うべき基準というふうになっておりますのでこのようにしたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第1次一括法の施行に伴う、地域密着型サービス事業の運営等に関する基準を定めるため、提案をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第8号につきまして細部説明を行います。

この条例につきましては、第1次一括法が施行されたことに伴いまして、今まで厚生労働省令で定められておりました地域密着型サービス事業者の人員、設備、運営に関する基準について、市町村の条例に定めることになりましたので条例を制定するものであります。

この条例につきましては、地域密着型サービスの基準でありますので、要介護1から要介護5に該当する方へのサービスでありまして8つのサービスが規定をされております。

なお、この条例では、基本方針等基本的な事項を定めてありまして、人員、設備及び運営に関する具体的な基準につきましては、村の規則で規定をいたします。

現在、村内で運営されておりますこの対象サービスは、認知症デイサービス、認知症グループホーム、小規模多機能施設と小規模特別養護老人ホームの4つがございます。なお、条例制定については、厚生労働省基準、先ほどの従うべき基準以下ではございますが、この基準を市町村の条例に委任されております。村では、基準のうち従うべき基準と標準につきましては、厚生労働省令の規定どおりとしております。また、参酌すべき基準のうち、小規模特養の居室人員を厚生労働省基準では1人としていましたが、村では規則で4人以下とすることができると定めてあります。この考え方ではありますが、1人部屋は利用料の負担が大きいことと、特養の待機者が解消されていない現状から4人以下としたところでございます。

なお、長野県の条例も同様の規定になっております。

次に、事業者の記録の整備であります。完結の日から2年間保存が義務づけられておりますが、身体的拘束の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況や措置に関する記録は5年間保存と規則で定めます。

なお、この規定につきましても、長野県と同様の規定になっております。

以上、独自基準はこの2点であり、その他の事項につきましては、従前の厚生労働省令の基準と同様でありますので、この条例第30条までの内容説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

議案の最後の14ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第1次一括法の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めるため提案をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

この条例については、議案第8号、先ほどの条例と同様の趣旨でございまして、今まで厚生労働省令で定められておりました地域密着型サービス事業者の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法等に関する基準について、市町村の条例に定めることになりましたので、条例を制定するものであります。

この条例につきましては、地域密着型介護予防サービスの基準でありますので、要支援1と要支援2に該当する方へのサービスでありまして、3つのサービスが規定をされております。

なお、条例では、基本方針等基本的な事項を定めてありまして、具体的な人員、設備及び運営等に関する基準につきましては規則で規定をしてあります。

現在、村内で運営されておりますこのサービスにつきましては全て3つございまして、認知症デイサービス、認知症グループホーム、小規模多機能施設の3つがございまして、なお、条例制定につきましては、議案第8号と同様、厚労省基準を市町村の条例に委任されておりますので、村では、参酌すべき基準のうち、独自の基準としては事業者の記録の整備であります。議案第8号と同様に身体的拘束の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況や措置に関する記録につきましては5年間保存と定め、これは規則で定めてございます。

なお、村の独自基準はこの１点でありまして、その他の事項につきましては、従前の厚生労働省令の基準と同様でございます。条例第１条からの細部につきましては省略をさせていただきます。

議案書の９ページでございます。一番下でございますが、この条例の施行日は、平成25年４月１日から施行するものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第９号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

２番、久保村義輝議員。

２ 番（久保村義輝） 日本の法律、非常に細か過ぎるということをよく言われております。全くこれ介護予防をやり、今度は介護が必要となった場合の対応ということが先ほどの条例でございますけれども、こういうものはまとめた形の条例化はできないのか。国の法律を細分化すればそれに従った対応になるということの一つの筋論なのですが、もう少しこの事業が似たような、あるいは継続する形のもので、これはそういうことが必要ではないかと思うわけで、また国に対してもそういうことの上申も必要ではないかと思うので、ちょっと所感をお聞きます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 市町村の条例と国の法律の関係でありますので、この介護関係につきましては参酌基準の部分しか市町村に権限が委ねられていないという、こういうことでありますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

前段の法律や条例が本当に細か過ぎやしないかというのはまさにそのとおりというふうに思います。この辺はまた、ただ法律の状況もございますので大変難しいとは思いますが。そんな御要望というのは私自身、状況は感じております。しかし、これはいかんせん、難しいのかなという、こういうことであります。条例自体が参酌部分を除いては、現時点では法律の枠法的な存在になっておりますので、そんな点は御理解もお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前１０時２３分

再開 午前１０時４５分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

それでは、議案第10号「南箕輪村営住宅等の整備の基準に関する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村営住宅等の整備の基準に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第1次一括法の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅及び共同施設の整備基準を定めるため、新たな条例の制定を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、公営住宅法の一部が改正をされ、公営住宅及び公営住宅の共同施設につきまして、国土交通省令で定められております公営住宅等整備基準を参酌をしまして条例で定めることとされたことによるものであります。

この法律改正に基づき、新たに上程をするものでありますが、条例の本文のほうをごらんいただきたいと思います。

第1条では、条例の趣旨を規定し、第2条から4分の3ページにかけましての第17条までにつきましては、公営住宅に必要とされる安全性や入居者の利便性を確保するための整備に必要な項目と設置をする施設の整備基準につきまして、公営住宅等整備基準と同様に規定をし、第18条では補則としまして、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものであります。

なお、規則につきましては、公営住宅整備基準と同様に規定をするものでございます。

また、第19条では、特例といたしまして、安全性及び利便性が確保され管理上の支障がない場合には、この条例で規定をする基準に寄らないことができるということの規定をするものでございます。

それでは、4分の4ページの附則でございしますが、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 現在のその村の設置している住宅について、これに当てはまらない、言ってみれば今一部除外できるというような部分がありますが、全てこれに適合しているのかどうか、その点だけお聞きします。

建設水道課長（藤田 貞文） 現在ある公営住宅のこの基準に全てが適合しているかどうかという部分でございますが、この中で第13条、第14条、第15条等に児童遊園、集会所、広場及び緑地といったものがございます。これらにつきましては、実際には住宅にはこれらのもの、整備が敷地内にはされていないわけでございますが、周辺に学校等、また公園、児童遊園的なものが近くに存在するというようなこともございますが、この部分が適合していないということもございますので、第19条の特例という部分で適用させていただくというものでございます。

第1条では、条例の趣旨を規定いたしまして、第2条では、第1号から第10号までの道路幅員等の構造の基準について、また第3条では道路標識の寸法につきまして、それぞれ道路構造令等で定める基準を参酌し、その目次のみを規定をいたしまして、それぞれの具体的な構造基準につきましては、地域の特性を勘案して規則で

定めるとするものであります。

道路構造に関する規則につきましては、道路構造令を参酌するとともに、県の基準案を参考にした上で、高速道路や自動車専用道路、国県道に關係するもの、その他将来の道路整備に考えても村道にそぐわない部分については除外をいたしまして、一部村独自の基準を設けまして村道の構造基準を規定をするというものでございます。

村独自の基準につきましては、歩道の幅員、植樹帯の幅員及び待避所の長さについて規定をするものであります。これ全て規則の中で定めていくものでございますが、歩道につきましては、基本は道路構造令と同じでございますが、地形の状況や交通特性、その他特別の理由がある場合はそれぞれ0.5メートル縮小することができるということにするものであります。これによりまして、やむを得ない場所の歩道は最小で1.5メートル以上の幅員ということになります。

植樹帯につきましては、政令の基準は1.5メートル以上を標準とすることとなっておりますが、規則では1メートル以上を標準とするものであります。植樹帯は村の場合、必要に応じて設置をするということでございますが、村内は特に都市化が進んでいるわけではなく、周辺に緑が多いというようなことから、縮小をいたしても差し支えないと考えられることから幅を小さくするというものでございます。

それから、待避所の長さにつきましては、政令の基準は20メートル以上を標準とするとなっておりますが、規則では15メートル以上とするものであります。普通車2台が待避できる長さを考慮したものであります。

また、道路標識に関する規則につきましては、区画線及び道路標示に関する命令を参酌するとともに、県の規則案を参考にしまして、道路標識の寸法及び文字の大きさにかかわる基準を規定をするものであります。自動車専用道路や国県道に關係するもの等不要なものにつきましては除外をいたしまして、基本的には県と同様の基準で規定をするものであります。

附則でございますが、平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 山崎です。

第3条の道路標識の寸法というのを伺います。昨年も通学路やなんかを中心にして古い標識やなんかを改修した例がありますが、この村の規則で定める標識の寸法ってような場合は、公安委員会との関係というか調整みたいなものが今後どうなっていくことになるのでしょうか。その辺を教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 道路標識の公安委員会の標識との兼ね合いでござい

ます。あくまでもここで基準として定めるものは道路構造令等の基準に基づくといった道路標識の部分でございますので、その点はこの基準に基づくものということで、基本的には公安委員会で設置をするものとは異なってくるものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第12号「南箕輪村準用河川管理条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第12号「南箕輪村準用河川管理条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第1次一括法の施行により河川法の一部が改正されたことに伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、管理上必要とされる技術的基準を定めるものとあわせまして、河川法に基づく準用河川管理における行為の制限や許可にかかわる規定を定めるため、新たな条例の制定を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、河川法の一部が改正をされ、村が管理をしております準用河川につきまして、河川管理施設等の構造について、管理上必要とされる技術的基準につきまして、河川管理施設等構造令で定める基準を参酌し、条例で定められることとされたことによるものであります。また、あわせて河川法を準用し、適用をしておりました準用河川管理における行為の制限や許可にかかわる規定につきまして、河川法と同様に条例として規定をするものであります。

以上に基づき新たに条例を制定をするものでありますが、条例の本文をごらんをいただきたいと思います。

第1条では、条例の趣旨を、第2条では準用河川の定義を規定いたしまして、第3条では禁止行為を規定するものであります。

第4条では、行為の制限としまして、村長の許可を受けなければ行ってはならない行為の項目を列記し、規定をするものであります。

なお、この許可にかかわる事務処理手続等につきましては、規則で規定をするものであります。

第5条では、河川管理施設等の構造の技術的基準につきまして、河川管理施設等構造令を参酌し、管理施設等の構造について管理上必要とされる技術的基準につきまして、その概要を規定いたしまして2ページの第2項で具体的な技術的基準については規則で定めるとするものであります。

河川管理施設に関する規則につきましては、河川管理施設等構造令を参酌し、堤防や護岸の具体的な構造等について村の準用河川に該当しない基準や施設については除外をいたしまして、管理上必要とされる技術的基準を規定をするものであります。

2ページから4ページにかけましての第6条から第15条までの条文につきましては、許可行為にかかわる許可の期限、占用料金の納付等の必要事項を規定をするものであります。

第16条では補則としまして、条例の施行に関する必要事項は規則で定めるとするものでございます。

附則でございますが、平成25年4月1日から施行をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「南箕輪村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第13号「南箕輪村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第2次一括法の施行により、水道法の一部が改正されたことに伴い、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準を定めるため、新たな条例の制定をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、水道法の一部が改正をされ、水道の布設工事監

督職員の配置が必要な水道工事の基準及び布設工事監督職員の資格基準と水道管理者の資格基準につきまして、水道法及び水道法施行令の規定を参酌し、条例で定められることとされたことによるものであります。この法律改正に基づき新たに条例を制定をするものでありますが、条例の本文をごらんをいただきたいと思います。

第1条では、条例の趣旨を規定いたしまして、第2条では、布設工事監督者を配置する工事につきまして、水道法及び水道法施行令と同様に規定をするものであります。

第3条及び第4条では、布設工事監督職員の資格基準と水道技術管理者の資格基準につきまして、水道法施行令を参酌し、一部村独自の基準を設けまして規定をするものであります。

独自の基準につきましては、各案文の各号で規定をしております上水道の技術上の実務に従事をした経験年数につきまして、水道法施行令で定められております簡易水道事業の基準を適用することといたしまして、水道事業に適用される経験年数の2分の1の年数とするものであります。村の場合には職員体制におきましても人員も少なく、また1カ所の課での在職期間には限度がありまして、また事業規模もそれほど大きくなく、支障はないものと判断をされることから短縮したものであります。

上伊那管内のほとんどの町村におきましても、同様の経験年数を適用し規定をする方向で条例の調整をしている状況でございます。

最後のページになりますが、附則でございますが、平成25年4月1日から施行をするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 丸山です。

水道が出てくると下水道のこともちょっとお尋ねしたくなるのですけれども、下水道についてはどんなふうな状況でしょうか。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 下水道にかかわる技術管理者の部分でよろしいのでございましょうか。

これにつきましては、基本的にはまだ下水道の場合には下水道法に基づく基準で施行していくというものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第14号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第14号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税を初めとした歳入の見込み額の調整と、歳出では事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。決算に近づけるものということでお願いをいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億669万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を53億7,377万円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

加藤副村長。

副 村 長（加藤 久樹） 細部説明を申し上げます。

歳出から説明をいたしますが、歳出の各項目にわたって人件費の関係が出てまいりますので、後ろのほうになります68ページに給与費明細がございますので、最初にこちらで給与関係についての御説明を申し上げます。

まず、68ページに特別職の関係がございます。一番下の比較の欄をごらんいただきたいと思いますが、その他の特別職で2名が減となっております。これにつきましては、特別職の報酬審議会、8名の方で予定をしておりましたけれども、村長選挙と、このことと今年度末には審議会を開催しないということからこの8名分が減となりまして、そのかわりに統計調査業務で6名の調査員が増となりました。差し引きで2名の減で、それに伴う報酬が10万6,000円減となっております。

それから、長のところの共済費2万2,000円、これについては不用額でございます。

次のページに一般職の関係がございます。（1）の総括のところ申し上げます。

比較で、人員には132名、増減はございません。給料で515万4,000円減となっておりますが、育児休業でありますとか病気による休暇、こういった職員が出ておりますので、その分の減でございます。職員手当につきましては、給料の減に伴うもの、それからその下に表が、手当の内訳ということでついております。それぞれ支給要件に変更がございましたので減額とするものでございます。共済費減も、こちらも給料の減等に伴うもの。あわせまして1,064万9,000円の減となっております。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。28ページ、ごらんをいただきたいと思います。

歳出の01款、議会費であります。0101議会事務で16万3,000円の減でございます。給与等以外では報酬、旅費、負担金とそれぞれ不用額として減額をするものでございます。

次のページに参りまして、02款、総務費になりますが、0201一般管理事務763万円の減額でございます。報酬で先ほど申し上げました特別職の報酬減の関係、それから給与以外では賃金、報償、委託料等減となっておりまして、少し大きなもので備品購入費222万1,000円が減となっておりますが、文書管理システムのこれは入札差金による不用額でございます。負担金、補助及び交付金等では309万5,000円、情報センターの負担金減、これが大きなものでございます。

次のページの0202庁舎管理事務で468万1,000円の減であります。役務費から備品購入費まで庁舎管理にかかわる費用のそれぞれ不用額となっております。次に、文書広報費の0210の文書広報事務であります。49万円の減額、需用費、委託料等の不用額でございます。

次の財政管理費、次のページに参りまして、0220財政管理事務で200万1,000円の減であります。それぞれが不用額であります。主なものは負担金、補助及び交付金で、情報センターの負担金、これが大きなものとなっております。

財産管理費で0241の財産管理事務、これは財源組み替えのみでございます。防犯対策費の0252の防犯灯の施設整備事業であります。155万円の増額をお願いするものでございます。社会資本整備総合交付金で補助対象となりますので、これを増額して工事の施行をするものでございます。需用費で50万円の修繕費、それから工事請負費で105万円の工事設置ということで、新設の設置は24基を一応見込んでおります。55%が補助対象ということになります。後ほど入のところでも御説明を申し上げます。

交通安全対策費で0255、交通安全対策事務、9万6,000円、不用額でございます。

次に、0258の南信交通災害共済事務であります。13万6,000円、それぞれ事務費の不用額となっております。

地域づくり推進事業費では、0242地域づくり推進事業361万4,000円ありますが、報償費から工事請負費までそれぞれ不用額であります。大きなものでは委託料のところでは279万8,000円が減額となっております。巡回バスの運行業務委託料、これが大きな主なものでございます。

次に、企画調整管理費で次のページへ参りますが、0221の企画調整管理事務、40万円減額、これは負担金の不用額でございます。

続きまして、情報管理費で0208情報管理事業で145万円の減となっております。需用費で若干消耗品に不足がございまして、13万円増額をお願いしておりますが、それ以外は各項目とも減額、不用額の減額でございます。

次に、消費者行政費で0215の消費者行政活性化事業であります。こちらにつきましては、増減はございませんが、それぞれ節間の増減変更でございます。

次のページへ参ります。徴税費の税務総務費、0260の税務総務事務であります。51万9,000円減、これは人件費のみの不用額でございます。次の戸籍住民基本台帳費で、0265戸籍住民基本台帳事務では、132万5,000円を減額をしております。人件費以外では賃金から負担金までそれぞれ不用額でございます。

次のページに参りまして、選挙費の0270の選挙管理委員会事務、3万1,000円の増額であります。報償費の減と情報センター負担金で若干増が出ております。その差し引きでございます。統計調査費になりますが、工業統計調査から次のページの就業構造基本調査費まであわせてそれぞれ12万8,000円の増となっておりますけれども、それぞれこれは指定の統計となっております。補助の関係が増となってきていることから増額をするものでございます。

次に、36ページ下の方に参りまして、監査委員費であります。0299の監査委員事務8,000円、これは旅費の不用額が主なものであります。

次のページへ参りまして、03款の民生費になります。社会福祉費で0301社会福祉総務事務であります。57万1,000円の減額、人件費以外では需用費から負担金までいずれも不用額でございます。0302の福祉医療費の給付事業であります。42万6,000円の減、情報センター費の不用額となっております。次に、0306障害者福祉事業で、1,326万9,000円の増額でございます。負担金、補助及び交付金では13万7,000円の減額でございます。扶助費で自立支援給付費、これの伸びがございます。1,340万6,000円の増をお願いするものであります。

次のページの0315国民年金事務、72万5,000円の減額でございます。人件費のほか情報センター負担金等が減となっております。高齢者福祉費であります。0311の介護予防地域支え合い事業で35万円の減であります。委託料、負担金ともに不用額でございます。0316の高齢者福祉総務事務で587万9,000円の減額でございます。主なものは一番下にあります繰出金であります。介護保険事業特別会計繰出金というものがあって、これが主なものでございます。

次のページへ参りまして、0317の社会福祉協議会委託事業であります。こちらは財源組み替えによるもので増減はございません。0318の老人クラブ活動助成事業、4万6,000円の減であります。老人クラブの補助金不用額でございます。次の0322高齢者福祉総合対策助成事業、こちらも財源組み替えとなっております。0324の高齢者日常生活用具貸出事業、16万7,000円減、特殊ベッド等の保管消毒運搬の委託料関係が減であります。0327の老人保護措置事業では35万円の増であります。養護老人ホーム入所者が年度途中で1名ふえました。その増でございます。0328の高齢者の生きがい対策推進事業、67万8,000円減であります。それぞれ各科目とも不用額でございます。

次のページへ参りまして、0329の後期高齢者医療事業であります。130万8,000円の減額であります。各科目不用額となっております。児童福祉費の0330児童福祉総務事務であります。3万4,000円、人件費の減でございます。0332の子ども手当給

付事務、62万円の減であります。情報センター負担金の不用額となっております。児童措置費で0340の保育園運営事業で、2,381万6,000円の減でございます。人件費以外の減では次のページに参りまして、賃金の関係で400万円の減、それから15節の工事請負費、1,066万円の減、これらが主なものであります。工事費の関係につきましては、保育園の電灯LED化事業ということで予算に100万円を盛ったわけでございますが、現在庁舎のLED化にあわせまして、最もいわゆる効果的なもの、そういったものを検討をしておりますので、その検討結果を見て庁舎等とあわせたものにしていきたいということで、ここで一旦落とすものでございます。それから南原保育園仮園舎の工事費の不用額、これは増築計画の中で仮園舎をつくらずにやっ払いこうと、こういうことになりましたので、これを不用額として落とすものであります。次の0342の児童発達支援事業、133万9,000円の減額であります。人件費以外では賃金、旅費等の不用額となっております。災害救助費の0350災害救助事務では1万5,000円、赤十字奉仕団への助成金の不用額でございます。

次のページへ参ります。

04款の衛生費であります。保健衛生費の0400、保健衛生総務事務であります。863万1,000円の減額であります。主なものでは負担金、補助及び交付金のところで、伊那中央行政組合病院費の負担金、829万9,000円、これが主なものとなっております。

次に、0401の予防事業、26万2,000円でございます。需用費で若干ワクチン費、薬剤費が不足をしておりますので増額をお願いいたしますが、それ以外につきましては不用額ということで、差し引きで26万2,000円減となっております。

次のページの0402保健指導事業であります。27万8,000円の減額であります。報償費、需用費等の不用額となっております。0403の健康増進事業で277万1,000円、それぞれ各科目全て不用額でございます。0405の食生活改善事業であります。こちらは財源組み替えであります。0406市町村母子保健事業で187万円の減額でございます。こちらは負担金、補助及び交付金で不妊治療費助成が若干不足でございますので20万円増額のお願いをいたしますが、それ以外報償費、委託料が減となっておりますので、差し引きで減額となります。

次の環境衛生費の関係であります。次のページへ参りまして、0407の環境衛生事業では38万8,000円減額でございます。職員手当で若干増がございまして、それ以外全て不用額、減額でございます。0408の墓地公園事業で18万8,000円の増額でございます。需用費、委託料では不用額が出ておりますが、償還金利子及び割引料ということで、墓地公園の使用料1区画返還がございまして、こちらが24万円を見てございまして、差し引きで増となっております。0409の排水処理対策事業は88万2,000円、合併処理浄化槽補助金の不用額でございます。

清掃費になります。次のページの0410清掃総務事務で103万5,000円の減額でございます。各科目全て不用額でございます。塵芥処理費、0411、塵芥処理事業で360

万3,000円の減額でございます。こちら各科目とも不用額の減額であります。

次のページへ参ります。

06款の農林水産業費であります。農業費の0601、農業委員会事務でありますが7万1,000円減額、それぞれ職員手当、負担金と不用額でございます。農業総務費の0604農業総務事務で20万9,000円の減額であります。人件費のみの減でございます。農業振興費、0605農業振興事業では441万4,000円の減額でございます。味工場の工事、備品、これらに係ります減額と補助金の不用額ということで、全て減額となっております。

次のページの0606農業者戸別所得補償制度推進事業、646万9,000円の減額であります。負担金の不用額、これでございますが、主なものは青年就農給付金の不用額ということで450万円出ております。こちらにつきましては、当初3人を予定をしていたということでもあります。新規就農者はあったわけでございますが、いろいろな要件がございまして、年収が250万円以下であるとか、土地名義が本人でなければならないというような要件があるようございまして、就農者はありましたが、この要件を満たすということで補助金を交付する人がなかったと、こんなことで減額となっているということでございます。

畜産業費の関係、0620畜産振興事業で29万円の減額であります。備品購入の入札差金不用額でございます。農地費、0630の農地総務事務では3万1,000円減、これは全て人件費であります。0631の村単独土地改良事業であります。1万5,000円の減額、委託料の不用額でございます。0641の農道保全対策事業、429万4,000円、増額補正をお願いするものであります。主なものは負担金、補助及び交付金関係で、大型農道の舗装改良、これを県営事業でやっていただいておりますけれども、国の補正予算で事業費が追加になりました。その分の村の負担金分でございます。

次に、0642の農業体質強化基盤整備促進事業であります。3,500万円の増額でございます。これも国の補正でございますが、塩ノ井の栃ヶ洞水路改修、これを継続事業で実施しておりますが補正予算がつきました。したがって、これに関する事業費として設計関係を300万円、工事費を3,200万円をお願いをするものでございます。

次の0643の農地・水保全管理事業であります。9万円の減であります。交付金の不用額でございます。西部開発振興費で0635西部開発振興事業で37万5,000円ありますが、負担金の不用額であります。林業費になります。0650の林業総務事務ありますが、人件費、節間の調整、若干職員手当が増、共済費が減となっております。

次の0651の林業振興事業で415万4,000円の減であります。それぞれ不用額等でございますが、負担金、補助及び交付金で9万1,000円増となっております。次の0654の間伐対策事業であります。30万円の減額であります。間伐の補助金、不用額でございます。

次のページの07款、商工費になります。商工総務費の0701商工総務事務でありま

すが、5,000円減、人件費のみでございます。次の商工振興費、0702商工振興事業で1,651万円の減額であります。いずれも不用額でありますけれども、主なものは負担金、補助及び交付金で、企業振興事業の補助金不用額800万円、それから一番下の住宅リフォーム補助金不用額500万円、これが大きなものでございます。

次の観光費であります。0703の観光振興事業でありますが、26万1,000円、積立金で若干基金の利息積み立てが9,000円増となっておりますが、それ以外は不用額でございます。

次に、53ページに参りますが、08款の土木費であります。土木管理費の0801土木総務事務で14万7,000円減額でございますが、いずれも人件費であります。次の道路橋梁費の0802道路維持総務事務で2万6,000円の増額、これは防犯カメラ等の電気料でございます。0803の道路維持事業で399万2,000円増額をお願いをするものでありますが、ことしの降雪が非常に多かったということで、除雪費関係400万円のお願いをするものであります。道路新設改良費が0806国庫補助道路改良事業で350万円減額でございます。委託料で中央道にかかる中野原橋の修繕、詳細設計の関係、これが減額となりましたので不用額であります。

次のページ、0808村単道路改良事業でありますが614万5,000円の減であります。主なものは負担金、補助及び交付金で、広域連合負担金、283万2,000円、それから補償補填及び賠償金の関係で地区計画の関係の補償費、これらの不用額が主なものでございます。次の河川費であります。0812の村単河川改良事業で400万円の減額であります。工事請負費で大泉ダムの配水管修繕工事不用額500万円、これが主なものでございます。これにつきましては、当初1,500万円、大泉ダムの配水管の修繕をするということで予算計上をいただきましたけれども、その後調査をした結果、いわゆる簡易な修繕をすることによって対応ができるということで、5号補正で1,000万円減額をしていただき、500万円残してあったわけでありまして、さらにこの負担金で、これはいわゆる大泉ほか伊那市西箕輪で五ヶ井の水利権がございまして、その水利権でそれぞれ負担金の率があるわけでありまして、この負担金で、まだそれぞれ伊那市の西箕輪地区、それから箕輪のそれぞれの区が、地元行政との間でその負担金、関係はどう負担してもらうかと、この辺の調整がまだきちんとしていないということでございますので、年度内にはちょっと工事着工が難しいということになりましたので、減額補正、全額させていただくと、こういうものでございます。0820の都市計画総務事務で296万6,000円の減額であります。委託料の不用額でございます。

次のページの公園費になりますが、0823の村単公園調整事業、130万円減額であります。工事費の不用額でございます。住宅費で0830住宅管理事業、61万4,000円減額であります。負担金補助の関係で耐震補強事業補助金の不用額60万円、これが主なものでございます。

次のページの09款の消防費になりますが、0901常備消防事務であります。1,050

万3,000円の減額であります。伊那消防署の分担金不用額でございます。非常備消防費で0902、非常備消防事務であります。全て各項目が不用額、59万1,000円減額でございます。消防施設費で0910の消防施設整備事業、528万円の増額をお願いをするものでございます。委託料の関係では33万円増額でございますが、これは次のページにございます工事請負費ということで、315万円をお願いをしておりますが、北殿屯所の新築を現在行っておりますが、これに伴って、火の見の撤去、当初火の見を残すという予定でございましたが、地元要望によりまして、これを撤去することになりました。したがって、そのかわりにホースを干しますホールポール、これを設置することになりましたのでその工事費、それからそれに関係する設計監理業務でございます。それから、繰出金関係では、180万円でございますが、消火栓の維持管理を水道事業会計へ繰り出すものでございます。田畑で2基、大泉で1基、それぞれ老朽化による消火栓取りかえの必要なものが出ているということでございまして、その繰出金であります。防災対策費の0930防災対策事業であります。102万1,000円、増額をお願いするものでございます。主なものといたしましては、15の工事請負費で280万円増額をお願いするものでございます。これも北殿の屯所の建築に関係するものでございまして、現在火の见到防災無線のスピーカーがついておりますが、この火の見を撤去すると、こういう形になりました。したがって、そこについております防災行政無線のスピーカーを移設しなければならないということであります。先ほどこれホースポールを設置すると、こういうことになりましたので、このホースポールに併用でつけられないかと、こういう検討もいたしましたけれども、高さの関係、さらにはスピーカー等をつけることによって重量が当然ふえますのでその強度等の関係で柱を別に建てなければならないと、こういうことでもありますので、280万円工事費として必要になってくると、こういうことでございます。

次に、10款の教育費になります。1002の教育委員会事務局事務であります。7万8,000円の減額であります。各科目減であります。ごみ処理手数料これが10万5,000円ほど増になっておりますので、差し引きで7万8,000円の減となっております。教育振興費で1005の教育振興事務、40万7,000円増額のお願いでございますが、賃金で学童クラブ指導員、この83万7,000円増がございまして、そのほかは減であります。差し引きで増となっております。1006の学校改築基金積み立て、これは基金の積み立て分でございます。小学校費であります。次のページ、1010南箕輪小学校管理事務であります。552万6,000円の減額となっております。いずれも不用額であります。主なものでは、需用費で光熱水費の不用額、それから15節で工事請負費ということで、小学校の図書館屋根の補修工事をいたしました。これが入札差金等出てございまして164万円の減、これらが主なものであります。次の1017南部小学校管理事務であります。27万円増額でございます。こちらは光熱水費の不用額であります。そのかわりに燃料費が42万円不足しておりますので、これとの差

し引きで27万円の増となっております。教育振興費であります。1009小学校教育振興事務で22万8,000円の増であります。要保護及び準要保護児童の援助費増でございます。学校給食費になりますが、1013の給食センター事業81万7,000円の減であります。役務費で細菌検査手数料が増となっておりますがそれ以外全て減でございます。1019の南部小学校給食事業であります。1万2,000円、これは人件費の減であります。次のページへ参りまして、中学校費、1020中学校管理事務であります。102万1,000円の減額であります。工事請負費の減、不用額でございます。1025の英語指導助手の招致事業、こちらは財源組み替えのみでございます。教育振興費の1022中学校教育振興事務では13万8,000円増であります。要保護及び準要保護の援助費増であります。学校改築費、1023の中学校改築事業で270万円減であります。トイレ改修の入札差金による不用額であります。社会教育費、1040公民館総務事務で363万7,000円の減であります。若干科目によって増減がございます。役務費で20万6,000円、これは公民館関係の手数料、20万6,000円増でございます。これは田畑公民館の確認申請に係る手数料でございます。委託料で383万9,000円減であります。主なものは田畑公民館の設計に関する委託料の不用額、199万4,000円、それから村公民館の耐震診断の委託料不用額、195万5,000円、これらが主なものでございます。青少年健全育成事業費であります。1050の青少年健全育成推進総合対策事業で26万円、各科目不用額の減となっております。文化財保護費で1055文化財保護事業では28万9,000円、全て不用額でございます。社会教育施設費で1058社会教育施設事業は48万9,000円の減額でございます。需用費は冷暖房用の灯油が25万5,000円不足しておりまして増額をお願いをいたします。そのほか不用額で差し引きとなっております。次に、図書館管理事業費の1059図書館管理事業は45万円減額、賃金の不用額であります。保健体育費で1060保健体育総務管理事務、2万5,000円の減額、役務費の不用額であります。体育施設費では1061の体育施設管理事業、60万3,000円、役務費、工事請負費の不用額であります。1063の大芝公園管理総務事務、1,094万8,000円の増額であります。指定管理をしております大芝関連施設等の関係、風呂の灯油代値上げ、あるいはお湯の6月休業分の関係、これらとなっております。工事請負費では不用額で減であります。

次のページの11款の災害復旧費であります。農林施設災害復旧費で1110農業用施設災害復旧事業費、それとその下に1111で農業用施設災害復旧費として、補助事業と村単事業分で2つに事業が分けてございますが、いずれもこれは同じものでございます。春先の突風でビニールハウスに被害が出ました。これに国庫補助がつくと、こういうことでありましたが、お一人の方がこれを修理せずにそのハウスを壊して規模縮小すると、こういうことになった方がおりますので、その分の不用額というところでございます。

12款の公債費であります。1201起債元金償還費、25万9,000円増額でございます。利子の関係で1202の償還金、350万円減額となるものでございます。

次のページの14款の予備費につきましては、それぞれ財源調整をさせていただいて1億9,025万1,000円の増となるものであります。

歳出は以上であります。

歳入になりますが、11ページをごらんいただきたいと思います。

01款、村税の関係でございます。冒頭村長の挨拶にもございましたように、法人につきましては、当初も厳しく見てあったというようなこと、それから幾分改善の見られる企業も出てきているというようなことから2,000万円の増額をお願いするものでございます。固定資産税につきましては、150万円の増額であります。これは滞納繰越分ということで、当初981万2,000円を見込んでおりましたけれども、積極的な預金、給与の差し押さえ、あるいは動産ということでバイク等も現在差し押さえをしておりますけれども、そういったことを積極的に取り組みまして、150万円増を見込めるということから総額をするものでございます。たばこ税の関係につきましては、12月に5号補正で500万円減額をさせていただきましたけれども、さらに売り上げ等の減少によりまして500万円の減となる見込みであります。

次の02款の地方譲与税の関係でございます。それぞれ地方揮発油税、それから自動車重量譲与税と減額になっておりますが、いずれも見込み額ということで最終の交付がまだございませんので確定はしておりませんが、前年から見て減額を予想しているものでございます。

次のページの利子割交付金、それからさらに次のページの配当割交付金、これにつきましてもそれぞれ見込みとして減額をするものでございます。

次のページに参りまして、06款の地方消費税交付金、これにつきましては、既に確定をいたしましたので1,816万8,000円、増額補正をお願いするものでございます。

07款のゴルフ場利用税、こちらにつきましても見込みということで90万円増額をするものでございます。

08款の自動車取得税交付金の関係、これも見込み額で820万円増額という形でございます。

それから地方交付税の関係、5,000万円増額でございますが、これは特別交付税分を当初5,000万円見込んでおりますが、前年実績等から勘案をしながら5,000万円の増額をお願いするものでございます。普通交付税につきましては、既に確定をいたしております、12億4,117万5,000円となっているところであります。

次の14款の分担金及び負担金の関係であります。02目の総務費負担金から一番下の10目の教育費負担金まで、それぞれの増減がございます。それぞれ事業等に伴って増減が出てきているものでございます。

次のページの15款の使用料及び手数料の関係でございます。土木使用料で増、教育使用料で減となっておりますが、差し引きで42万5,000円増であります。それぞれ科目についてはごらんをいただきたいと思います。

21ページの関係になります。16款の国庫支出金の関係になりますが、03目の民生

費国庫負担金で760万3,000円増となっております。児童措置費の負担金で園児数増によりまして90万円増、それから障がい者福祉費の負担金、670万3,000円ですが、こちらは自立支援給付費がふえたということでそれに伴って補助金がふえると、こういうものでございます。国庫補助金で04目の衛生費国庫補助金から10目の教育費国庫補助金まで、それぞれ増減がございますが、先ほど支出のところでも申し上げました土地改良事業の関係になりますが、1,750万円増という形になっております。農業体質強化基盤整備事業ということで3,000万円余を出で計上させていただいておりますが、それに該当する補助金でございます。

次のページへ参ります。

17款の県支出金であります。民生費負担金で359万7,000円の増であります。児童措置費では、先ほど申し上げました児童増によるもの、これはつくしんぼ保育園ということで、村外への保育園に関係するものでございます。それから04節の障がい者福祉費負担金、これも国庫補助同様給付費がふえたことによる増であります。

県補助金の関係であります。03目の民生費補助金から08目土木費補助金まで、それぞれ増減はございます。各事業の終了に伴って額がそれぞれ確定をしてまいりました。それに伴うものでございます。委託金の関係であります。25万5,000円増額をお願いをするものでございます。総務費の委託金等の関係で、それぞれ選挙でありますとか、特例事務、あるいは統計調査、こういった関係で最終的な数字が固まってまいりましたので動かすものでございます。

次のページの18款の財産収入の関係でありますけれども、財産貸付収入49万円減となっておりますが、財産管理事務の関係で中央道の高速の駐車場の関係の減、これが主なものでございます。財産売払収入の関係でございますが210万9,000円の減でございます。これは工場用地の関係でございます。当初予算で少し見込み額が高くなっていたわけですが、土地下落、あるいは買い出しも安くでき、工事費も安くなったということで売り渡し金が安くなってきたと、こういう形でございます。

19款の寄附金の関係であります。一般寄附として16万2,000円の増額をお願いするものであります。

諸収入雑入であります。45万9,000円、各科目それぞれごらんをいただきたいと思います。

次のページで23款の村債であります。民生費の関係で820万円増額をお願いをするものであります。これは南部保育園増築事業、2号補正をお願いをいたしました1,926万7,000円の事業でございますが、そのうちの補助対象費、1,659万1,000円が対象事業となりますが、この2分の1、これが施設整備事業一般税源分ということで、いわゆる交付税措置のある起債の対象になると、こういうことでございますので、その事業費の70%が交付税と措置をされてまいりますので、820万円借り入れをするものでございます。

入は以上でございますが、7ページをごらんをいただきたいと思います。

債務負担行為の補正であります。こちらは景観計画の策定に伴いまして、平成26年の3月31日までこの策定業務がかかるということで、600万円債務負担をお願いをしてございますけれども、入札によりまして43万4,000円減額という差金が出ましたので、556万6,000円に債務負担の額を変更をさせていただくものでございます。

次のページの地方債の補正であります。先ほど申し上げました南部保育園の増築工事にかかわるもの820万円をお願いするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。午後、質疑をお願いします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

これから、議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

済みません、先ほどの第14号議案の中の57ページの北殿の屯所と鉄塔の関係を少し教えていただけたらと思って質問します。

この火の見やぐらの撤去をするというお話がありましたが、その所有権自体がどうなっているかを教えていただきたいのと、いつごろ、幾らぐらいで建ったものなのか。それからこの工事の計画の段階で最初にわかっていたら建物の解体と一緒にできたんじゃないかなという思いがあるのですが、打ち合わせ自体がどういうふうな経過で進んで、解体ということになったかというのと、今後の課題だと思うのですが、一番この寒冷地にとっては悪い時期の工事になっているという、いつも私公共工事を見ているとそう思うのですが、それが早目の計画を立てながらいい時期に工事ができないものかというふうに思いましたので、その点を少し聞かせていただければと思います。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、今3点ほど質問をいただきました。

初めに、北殿の火の見やぐらの件につきまして、建設年時でありますけれども、昭和30年後半というような形の中で、正確な年時につきましてはちょっと不明であります。また建設額というか建築額につきましても同じく不明なままであります。所有につきましては北殿区という形になりますので、村の財産ではございません。

それから、当初火の見やぐらの件につきましては、北殿区で御検討をいただきまして、区の議会、または組長会等で取り壊すということに決定しておりました。た

だ、昨年ですね、秋口になりまして、一部の区民の皆さんからぜひ火の見やぐら、シンボルでもあるから移設も含めて再検討してほしいという、こういった要望も出されております。したがって、もう1回区で再度検討していただき、改めて検討して取り壊すというような形になりました。この結果、こういった形の中で改めて補正予算を計上したというような経過でございます。

それから、時期について確かに今議員の指摘のとおりであります。この時期になりますとやはり心配するところもありますけれども、どうしても消防屯所の建築が終了し、もしくはその見込んだときから工事をしなければいけないという形がありますので、そういった意味ではどうしてもずれてしまうということもやむを得ないのかなと思っております。ただ、今後こういったものについては、来年度予算でもいいのかなということも参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 防災のデジタル無線の各地域の設定の無線塔ですね、スピーカーの設置、まだ大分聞こえないという今までも声があったのですが、今の時点で村としては新年度にまた取り組むということであろうと思いますが、どのくらい聞こえないよという地域をつかんでいるのか、ちょっとそこら辺お聞きします。

以上です。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 防災無線の関係につきましては、昨年度各区長さんたちにお渡ししまして調査をさせていただきました。その結果、何カ所かはそういう聞こえないよというようなことがありまして、こちらのほうでも現地に確認をさせていただいております。その都度確認をし、またしますけれども、どうしても行くんですね、聞こえるということもありまして、そのときのやはり風向きだとかそういったことがありますので、こういったことも1つの点があります。ただ、聞こえない箇所も何点がありましたので、この関係につきましてはスピーカーを設置させていただいているということでございます。今後もただただそういうところが出てくると思いますので、必要に応じて順次変更をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（原 悟郎） ほかに。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 山崎です。2点ほど聞かせてください。

1点目は、32ページの地域づくり推進事業費の中の委託料、巡回バスの運行業務委託料不用額で273万円という大きな金額が不用になっていますが、これ中身をもう少し教えていただければ、どんなところが例えば運行しなかったとか、そのためにお金が要らなくなったとか、そういう部分があるかどうかをお聞かせいただきたい

いのと、50ページの林業振興事業の13の委託料で、森林セラピーツアー事業委託料
不用額30万円が不用額ということであります。先ほど入のところでもお聞きしまし
たら、これの事業の参加費ってということですか、これも29万3,000円減るというこ
とになってましたが、セラピーツアー事業、済みません、勉強不足ではありません
が、実施して成功ってということではなくて、どんなふうな形で実施をされて、結果
的にどんなふうだったのかなというところを教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 先に、松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、まっくんバスの運行状況について若干詳細に
ついて説明させていただきます。

まず、巡回バスの運行の関係でありますけれども、今までの実績から申し上げます
と、平成22年度が1,500万円余り、それから平成23年度が1,790万円ぐらいという
ような形で出ておりますけれども、平成23年の10月から2台体制というふうな形で
させていただいております。この当初予算作成時に、果たしてどのくらいに見積も
ったらいいのかというところが大変難しい計算になります。単純に2倍でいいのか
どうかという問題もございまして、この出し方ですけども、それぞれのこの運行に
かかる経費、経常収益がありますけども、この収益とそれから経常費用、この差
し引きで幾ら損益があるのかという形になりますので、この損益をどうやって見積
もるかということで検討したのですけれども、単純的にやはり平成23年度の倍とい
うことで考えまして3,400万円余りということで当初予算を見積もったところであ
ります。ただ、平成24年度の実績につきましては、先ほどの損益を考慮しても
3,000万円、3,091万1,000円というような実績になっておりますので今回減額とさ
せていただいたものです。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、原産業課長

産業課長（原 茂樹） 森林セラピーのてくてくツアーについてのお尋ねでござ
いますが、ことしにつきましては、これまでと違った形で一泊二日のコースという
ことで1回実施をさせていただきました。これは11月に実施をいたしましたけれど、
今回長野県観光協会とタイアップをしまして、そちらのモデル的な取り組みにして
いただいて、観光協会を通じて募集、また実施を図ったところでございます。通常
の日帰りコースにつきましては、南箕輪村開発公社のほうに委託という形で今お話
しのありましたような委託料ということでお支払いをしている部分がございますが、
1泊2日コースにつきましては、観光公社のほうで募集をし、その負担金あるい
は宿泊料も含めて開発公社のほうに直接お支払いをいただくという形をとりました。
そのために参加者の負担金、また委託料ともに不用になったということでございま
す。

ツアー自体の実施の状況ですが、参加者、泊まりで来られた方は4名ということ

で必ずしも成功したという形ではございません。ただ、村内からの１日だけでも参加したいというような方、あるいは泊まりはしませんが２日参加したいというような方もあわせまして、延べで申し上げますと30人の参加があったということでございます。また来年度以降、今回の経験を生かしてそういった１泊２日のツアーにも取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑は。

6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 丸山です。大きく３点ほどちょっとお尋ねいたします。

41ページ、南原の保育園仮園舎ということで966万円減額となっております。減額なもので結構なことなのですが、当初からわからなかったのかということと、どのような対案ができたもので966万円減額になったのかということ、これをちょっと教えてください。

それから、２点目のほうなのですが、49ページ、栃ヶ洞の水路改修ということで、委託料300万円ということで計上されてます。これ国の補助事業の継続だということなのですが、測量設計ということで300万円で、監理はどなたがされるのかということをお教えいただければと思います。

それからもう１点、53ページ、除雪の関係なのですが、これちょっと２点ほどお尋ねしたいと思います。委託業者、それぞれ除雪の路線がどのように決まっております。これことしみたいに豪雪っていうか雪がかなり降って、地域住民の方も大変苦勞をなされたということなのですが、業者さんに対する村の検収っていうか、どうやってきちんと管理されているのかっていうことをもしわかったら教えていただきたいということ。

それともう１点は、これも私もちょっと後で議員になって聞いたことなのですが、農業トラクターを地域の方が持っていて、その方たちに15万円とか10万円とか何か補助をされているという、こういうお話を聞きました。雪が降ったときには地域のボランティアと、そういう立場で積極的に雪をかいていただけるとのことなのですが、私神子柴に住んでますと、神子柴はその補助を受けた方は一生懸命やっただけで、そういうあれはあるのですが、全村的にどのような経過におられるのかっていうのか、村の補助を、補助しっ放しということでは多分ないと思いますので、村としてはどんなような対応をされているのか、管理されているのか、そういうところがもしわかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、先に有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） お尋ねの南原保育園の仮園舎の関係ですが、当初10月の希望調査では、平成25年の４月からもう未満児室がいっぱいで入れないというような状況でしたけれども、平成24年12月の入園申し込みのときに、細かく

それぞれ何月から入るかということがわかりまして、平成25年の4月当初はまだ入園の人数というのは少ないということがわかりまして、10月からいっぱいになるということがわかりましたので、それまでに南原の増築工事と、それから今の遊戯室の改修工事をやるように間に合わせようと計画をいたしました。それで仮園舎のほうですけれども、当初建てておいて途中入園の方たちも受け入れようかと思ったのですけれども、保護者の皆さんと話す中で、未満児室の前へ建てるというのはなかなか危険であり、音もうるさいということで、できることならやめてくれというような御意見もありましたので、仮園舎は建てないということで、10月までに間に合わせるということにいたしました。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、原産業課長
産業課長（原 茂樹） 枥ヶ洞の工事の関係でございます。こちらの工事につきまして測量設計につきましては、長野県土地改良団体連合会に委託をする予定でございます。

それで、施工の監理でございますが、これは村のほうで村の職員が行います。ただ、変更も含め設計の関係等につきましては、先ほど申し上げました長野県土地改良団体連合会のほうにお願いをいたしますし、途中で必要があれば相談あるいは協力をいただくという形で進めてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。
建設水道課長（藤田 貞文） それでは、除雪にかかわる御質問でございますが、まず委託業者の除雪業務の検収というところでございますが、除雪は積雪5センチ以上となる、見込まれる場合、またなった場合に村から委託をした業者が村からの指示、また業者の判断、気象状況、道路状況を判断をして自主的に除雪をしていただくという形になっております。今シーズンの場合、かなり降雪が日数が多かったわけですが、12月から2月までの間で15日の降雪がございまして、そのうち5センチ以上となったのが10日ございました。この日を村のほうで確認をしております、ここで毎月各業者からそれぞれ除雪をした完了報告、1日ごとの日報としてあがってまいります。その日報につきましてその出動時間、また時間帯、それから積雪量等を記入するようになっておりますので、その書類によりまして検収を行っているという状況でございます。

また、業者によっては写真も添付をして検収を行うというものもございます。また、職員が道路パトロールによってその降雪時に積雪量等の確認も行っているところでございます。

それから、続いてトラクター等除雪機器の補助に関する御質問でございますが、これにつきましては、補助の対象となる方が村及び地域における団体等ということで、これも無報酬で村内の道路の除雪作業を行っていただける団体等につきまして

除雪機の購入補助を行うというものでございます。過去に実施したのは、平成12年度からこの補助事業が実施をされておりまして、今年度までの間に32件の補助が行われております。そのほとんどが区や組の単位の団体が主でございます。

昨年度でございますが、その補助をした団体等につきまして、その稼働状況の調査を行いました。その中では稼働が確認できたのは24件でございます。あと残りの8件の関係であります、4件につきましては既に機械が故障をしていて使えない未稼働のもの、それからあと4件については未回答ということで、これもまた逐次確認をしてみたいと思っておりますが、これにつきまして、またこの補助対象の団体等につきましては、代表者が機械等を管理してもらうということになっておりますので、その団体等に機械の管理、維持管理等はお任せをしているところでございます。また、その状況につきましては、各区の区長さんのほうへもこの区にはどういった団体が補助を受けてどんなような種類の機械をお持ちになっているかということも区長さんのほうにはお知らせをしているという状況でございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 2点ほどお聞きをしたいと思うのですが。

44ページの妊婦健診の委託料の不用額187万円ですけれども、これが妊婦の受診の人数分で1,000円くらいでしたかね、掛けて見積もったと思うのですが、どうしてこのように不用額が出るのかっていうこと。申請主義で申請してこなかったのか、妊婦健診を受けなかったのか、ちょっとよくわからないのですが、またわかったらどういうふうに分析されているかお願いします。

それと、教育委員会の教育費ですけれども、灯油不足というか、ことしは寒くて灯油代がなくて。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、ページを言ってください。

9 番（唐澤 由江） ページは特にないのですが。59ページの南箕輪小学校の管理事務、11の需用費が230万円減額っていうようなことで、ここは足りないってことはなかったのかどうかわかりませんが、南部小学校だと42万円の燃料費が上がっていて、中学は上がってこないということですが、灯油代、昨年に比べてことしはどうだったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは先に、清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、妊婦健診の委託料の不用額の件でございますが、当初予算で妊婦を160人と見ました。それで、妊婦1人当たりにかかる検診費用が11万5,240円、総額1,843万8,000円ほどの予算を立てたところでありますけれども、実際に妊婦の数が14人減って144人ということでございますので、予定よりも若干妊婦の数が減ったということで、単価がかなり高いものですからこれだけ

の不用額になってしまったというものでございます。

議長（原 悟郎） 続いて、田中教育次長。

教育次長（田中 聡） ことしの冬は寒かったので、どの学校でも例年より量的にも使ったということと、あと単価もかなり当初予算で計上したときよりも上がってきているということで全体的に金額はのしています。ただ、南箕輪小学校と中学校については、予算の中で間に合ったということですが、南部小についてはここで補正をお願いしたとおり、量も当初8,000リットルでしたが1万リットル近く使うということで42万円の増額補正ということで計上をいたしました。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第15号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では介護保険料の増額と、介護保険給付費の減額に伴う国県支出金支払基金交付金、一般会計繰入金の減額が主なものであり、歳出では保険給付費の減額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額に2,467万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億5,151万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第15号について細部説明を申し上げます。

まず、予算書の6ページの歳入から説明させていただきます。

介護保険料を716万2,000円増額するものであります。これは確定見込み金額に近づけるためのものでありまして、当初の65歳以上の被保険者数の見込みより、実際の被保険者数が約50名ほど多くなりました。また、所得階層も高いところの階層が増になったということにより、介護保険料がふえたというものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

1年間の介護サービス給付費がほぼ固まり、当初予算額より減額になる見込みと

なりましたので、国、県、支払基金、村、それぞれの負担割合に基づき減額補正をさせていただくものでありまして、まず、7ページの国庫負担の介護給付負担金でありますけれども343万3,000円減額をいたします。その下の国庫補助金ですが75万4,000円減額とするもので、内訳といたしまして、地域支援事業等に係る介護予防事業を20万円減額、包括的支援事業を69万6,000円減額し、住基法の改正に伴うシステム改修費補助金として事業費補助金に14万2,000円を増額いたします。

8ページの支払基金交付金であります1,045万6,000円減額するもので、内訳といたしまして、介護給付費に係る交付金を1,022万5,000円減額し、地域支援事業に係るものを23万1,000円減額いたします。

9ページの県の負担金であります、介護給付費に係る負担金を577万7,000円減額いたします。その下の10ページの繰入金の一般会計繰入金でありますけれども、介護給付費分を293万7,000円減額、地域支援事業分を15万1,000円これは増額、事務費に繰り入れるその他分を264万4,000円減額とし、一般会計繰入金については543万円を減額をいたします。基金の繰入金につきましては、介護給付費が当初予定額より低くなりましたので、基金の取り崩しはせずに運営ができる見通しでありますので599万1,000円、全額減額をさせていただきます。

11ページに移っていただきまして、ここから歳出でありますけれども、1301一般管理費ですけれども、報償費、需用費、負担金の不用額として78万3,000円減額をさせていただきます。1315認定調査費であります、役務費の不用額22万円減額し、1318認定審査会共同設置負担金の広域負担金の不用額19万2,000円を減額します。

12ページの保険給付費でありますけれども、これは次の13ページまで渡りますが、全体の保険給付費は当初年間で7億2,700万円を見込んでありましたが、今年度給付費は約7億円になるという見込みでございまして、2,500万円ほどこの給付費が浮く計算になりましたので減額をするものでございます。したがって、1321介護サービス等諸費を2,427万1,000円減額し、その下の1322介護予防サービス等諸費、それから1342支払審査手数料、1347高額サービス等費は財源組み替えのみ行いまして補正には影響はありません。

それから、13ページの1351特定入所者介護サービス費は、利用者の増に伴いまして77万3,000円、この部分だけ増額をさせていただきます。

14ページの地域支援事業費でありますけれども、1361介護予防事業費は、財源組み替えのみを行い、1362包括的支援事業は包括支援センターの事業が確定をいたしましたので、報酬から扶助費までの不用額53万8,000円を減額するものであります。

最後に、15ページの予備費でありますけれども、歳入歳出調整を行いまして55万2,000円を増額するものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に2,467万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億5,151万6,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第16号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では国税の減額と国庫支出金のうち調整交付金と高額医療に係る共同事業交付金の増額が主なものであり、歳出では、保険給付費のうち一般被保険者の療養給付費と高額療養費の増額が主な補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に2,110万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,515万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第16号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入から説明をさせていただきます。

国民健康保険税であります。全体で、一番上ですけれども1,639万3,000円を減額いたします。平成24年度の調定額がほぼ固まったことに伴い減額するわけですが、主な要因といたしましては、不況による被保険者全体の所得の落ち込みによるものと、被保険者数の人数が若干減少したことによるものと思われま。内訳といたしまして、01目の一般被保険者国民健康保険税が1,433万5,000円の減、02目の退職被保険者等国民健康保険税が205万8,000円の減になります。

7ページを飛ばしまして8ページの国庫支出金の01項、国庫負担金は549万7,000円減額します。平成24年度分の療養給付費負担分と高額医療費共同事業費負担分の額が確定したことによるものでございます。次に、02項、国庫補助金に2,631万7,000円を増額いたします。内訳といたしまして、財政調整交付金に2,628万1,000円増額し、その下の高齢者医療制度円滑運営事業補助金に3万6,000円を増額いたします。財政調整交付金につきましては、市町村国保間の財政力の不均衡を調整する制度で、最大医療費の7%が交付されるものでありまして、これは当初予算に比

べ大幅な伸びになったというものでございます。

9ページの県の負担金であります、高額医療費共同事業負担金の額が確定したことにより、7万1,000円を追加するものでございます。

10ページの共同事業交付金は、これは30万円以上と80万円以上の医療費に対しまして、国保連から一定割合が交付されるものでありますが、平成24年度の額が確定したことに伴い、1,660万6,000円を増額補正をするものであります。

次に、11ページの歳出であります。

1501一般管理事務の負担金、情報センター負担金、20万7,000円を減額いたします。

12ページの介護保険給付費の01項、療養諸費に1,560万6,000円増額します。今年度の1504一般被保険者療養給付費と、1505退職被保険者等療養給付費の医療給付費不足見込み額を計上をさせていただきました。

02項、高額療養費に950万円増額させていただきました。これも一般被保険者と退職被保険者の高額医療給付費不足見込み額を計上をさせていただいております。

次に、13ページの07項、結核精神給付事業であります7万円の増額をお願いするものであります。14ページの後期高齢者支援金ですが、額に変更はありませんが、国庫負担金の財源組み替えのみを行ったものであります。

15ページの介護納付金についても同様、財源組み替えのためのものであります。

16ページの共同事業交付金であります、80万円と30万円を超える医療費の一定割合を拠出金として国保連へ納付する事業であります。これも額が確定したことにより、1516の高額医療費拠出事業と1540の保険財政共同安定化事業をあわせまして386万5,000円を減額いたします。

歳出は以上でございまして、以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に2,110万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を12億3,515万7,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第17号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の総額と、歳出では保険料の増額に伴い、広域連合への負担金額の増額が主な補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に564万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億150万5,000円とするものであります。

細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第17号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

01款の後期高齢者医療保険料であります。平成24年度の保険料見込みのめどがつきましたので、特別徴収保険料と普通収保険料あわせまして600万9,000円増額いたします。この歳出については、長野県後期高齢者医療広域連合から指示のあった数字でございます。

次に、7ページの繰入金であります。一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金が確定しましたので、27万2,000円を減額いたします。

8ページの保険料還付金ですが、年度中途に死亡や住所変更のあった方に、村の保険料の広域連合から還付していただくものであります。9万円減額をいたします。

次に、9ページの歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金であります。歳入で保険料の増額と、保険基盤安定繰入金に減額がありましたので、保険料と安定繰入金の差額分573万7,000円を増額補正するものでございます。

最後に、10ページの保険料還付金ですが、広域連合から還付を受けた還付金を村から該当被保険者に還付するものでありまして、9万円減額をするものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に564万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億150万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第18号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案の主な補正内容は、水道使用料につきまして、使用水量が当初見込みほど伸びなかったことによる減額補正と、消火栓の修繕工事が追加となったことによる受託工事に係る収支の増額補正をお願いするものであります。また、年度末となり事業が確定したことによりまして、事業費の減額補正をお願いするものであります。

基本的収支における既定の不足額及び過年度分損益勘定留保資金を3,410万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第18号の細部説明を申し上げます。

年度末となりそれぞれの事業費が確定をしまいりましたので、不用額等の補正をお願いをするものでございます。

まず初めに、7ページのほうをごらんをいただきたいと思います。実施計画明細書によりまして御説明を申し上げます。

初めに、01款、水道事業収益でございますが548万円を減額をするものでございます。このうち、01項、01目、01節の水道使用料でございますが、ほぼ調定額の見通しが立ってまいりましたので減額をするものであります。これにつきましては、使用水量が当初見込んでいたほど伸びなかったことによるものであります。この要因としましては、企業等の水道用水の使用が井戸水に切りかわったというようなことによるものが主な要因となっております。ここで600万円の減額をお願いをするものであります。02目、01節の受託工事収益でございますが、消火栓3基分の修繕工事の依頼があったことによる受託工事収益の増によりまして、100万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

収益的支出となります。01款、水道事業費用でございますが147万6,000円を減額をするものであります。この中で8001の原水及び浄水事業、04節の委託料でございますが、シルバー人材センターに委託をしております水道施設管理委託料の不用額100万円の減額をお願いをするものであります。8003の受託工事業、01節の受託工事費でございますが、消火栓の修繕工事にかかわる工事費につきまして160万円の増額をお願いをするものであります。8005の総係事業につきましては、人件費及び負担金等の不用額といたしまして、187万6,000円の減額をお願いするものであります。

続いて、10ページをごらんをいただきたいと思います。

資本的収入となります。01款、資本的収入でございますが1,540万円を減額をするものでございます。その内訳でございますが、01目の加入金では、当初新規の水

道加入を87件と見込んでおりましたが、現在57件となっておりますので、240万円の減額をお願いをするものであります。次の02目の負担金でございますが、下水道の工事等に伴う補償工事の該当がなかったことによりまして1,300万円の減額をお願いをするものであります。

次に、11ページをごらんをいただきたいと思います。

資本的支出となります。01款、資本的支出につきましては3,700万円を減額をするものであります。8031排水施設拡張工事の01節、工事請負費でございますが、大芝公園内の非常用応急給水設備の整備工事を予定をしていたところでございますが、深井戸の揚水試験に時間を要しまして、詳細設計の着手がおくれたことによりまして、年度内の工事発注が間に合わないということにより2,500万円の減額をお願いをするものであります。また、この工事費につきましては、また来年度の肉づけ予算の中でお願いができればというように考えているところであります。

それから、8032排水施設改良事業でございますが、下水道等の補償工事の該当箇所がなかったことによりまして、1,000万円の減額をお願いするものであります。8033営業設備事業であります。メーター交換にかかわるメーター購入費の不用額といたしまして200万円の減額をお願いするものであります。

それでは、戻っていただきまして、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出の総額でございますが、水道事業収益を2億3,594万1,000円、水道事業費用を2億3,044万8,000円とするものであります。

続いて、2ページのほうをごらんください。

第3条の資本的収入及び支出の総額でございますが、資本的収入を598万円とし、資本的支出を4,008万4,000円とするものであります。したがって、不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を3,410万4,000円に改めるものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第19号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第19号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案の主な補正内容は、下水道使用料につきまして、上水道使用料と比例し、当初見込みほど伸びなかったことによる減額補正と、収益的支出の企業債利息及び支払消費税が不足となることによる増額補正をお願いするものであります。年度末となり事業が確定しましたので、不用額等の補正をお願いするものであります。

このことによりまして、資本的収支における既定の不足する額を2億2,367万1,000円に、また過年度分損益勘定留保資金を6,237万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金を1億6,129万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第19号の細部説明を申し上げます。

年度末となりまして、それぞれの事業費が確定をしまいいりましたので、不用額等の補正をお願いをするものであります。

まず最初に、8ページをごらんをいただきたいと思います。実施計画明細書によりまして御説明を申し上げます。

01款の下水道事業収益でございますが500万円を減額をするものであります。その内訳でございますが、01項、01目の下水道使用料であります。調定額の見通しがついたことによりまして減額をするものであります。この減額につきましては、上水道使用料と比例をしまして、当初見込みほど伸びなかったことによるものでございます。それによりまして500万円の減額をお願いをするものであります。

次に9ページであります。01款、下水道事業費用でございます。43万3,000円を増額をするものであります。主な内容につきましては、9401の管渠事業から9407の総係事業までは各費用の不用額の減額をお願いをするものであります。9421の支払利息及び企業債取扱諸費の01節企業債利息でございますが、公共下水道の企業債利息の不足分につきまして31万8,000円の総額をお願いをするものであります。9424事業の01節の消費税及び地方消費税でございますが、建設改良費が減額となりまして、消費税の課税対象額からの控除対象額が減となったことに伴います納付消費税額が増額となったことによりまして、不足する額の159万6,000円を増額をお願いをするものであります。

次に、11ページをごらんください。

01款、下水道事業資本的収入でございます。3,105万4,000円を減額をするものであります。主な内容でございますが、01項、01目、01節の企業債で、下水道事業の確定により790万円の減額をお願いをするものであります。

次の04項、01目の受益者負担金につきましては、主には当年度中の入金を見込んでおりました宅地造成にかかわる受益者負担金につきまして、前倒しで前年度での入金となったことによりまして、当年度分が減となりましたので500万円の減額を

お願いをするものであります。同じく04目の分担金でございますが、区域外及び農業集落排水区域での接続が当初の見込みよりも少なく、2件分が減となりましたのでその分85万4,000円の減額をお願いをするものであります。05項、01目の国庫補助金でございますが、対象事業が確定をいたしましたので、1,730万円の減額をお願いをするものであります。

次に、12ページをごらんください。

01款、下水道事業資本的支出でございますが1,070万6,000円を減額をするものであります。9430の施設建設事業で同額の減額をお願いをするものであります。減額の内容につきましては、12節の委託料で大芝公園内の管渠整備にかかわる詳細設計の費用が確定をいたしましたので、1,000万円の減額をお願いをするものであります。また、28節の補償金で水道補償にかかわる費用の不用額250万円の減額をお願いをするものであります。

それでは、戻っていただきまして1ページのほうをごらんください。

第2条の収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益を4億6,902万4,000円とし、下水道事業費用を5億1,696万円とするものであります。

次に、2ページをごらんください。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、下水道事業資本的収入を1億8,601万9,000円とし、下水道事業資本的支出を4億969万円とするものであります。また、第4条の企業債でございますが、下水道事業の事業費が確定をいたしましたので、起債の借入限度額を3,450万円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第20号「平成25年度南箕輪村一般会計予算」、議案第21号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第22号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」、議案第23号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第24号「平成25年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第25号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第20号「平成25年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成25年度当初予算は、4月に村長選挙を控え、事務的経費や継続事業を中心と

した骨格予算といたしましたが、入所児童数増加に対応する南原保育園増築事業と地元区の要望による田畑公民館建設事業につきましては、年度内の完成が必要なため骨格予算に計上をさせていただきました。前年度当初予算に対し8%増の歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,000万円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第21号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の向上を図るため、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画及び平成24年度決算見込みに基づき新年度予算編成を行いました。介護保険給付費については、前年度当初予算に対し、2.9%増の7億4,788万5,000円を見込みました。平成25年度予算につきましては、前年度当初予算と比較して2.6%増の7億8,352万3,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第22号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

国民健康保険被保険者数は、平成24年度から一転して微減傾向にありますが、医療給付費は高額医療費を中心としてさらなる伸びも予想されます。安定した国民健康保険財政の運営のため、特定健診、保健指導の一層の充実を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

平成25年度予算については、前年度当初予算と比較して11.3%増の12億919万8,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いをするものであります。

議案第23号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まりました後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっています。平成25年度予算については、前年度当初予算と比較して8.1%増の1億135万9,000円とするものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第24号「平成25年度南箕輪村水道事業会計予算」の提案理由を申し上げます。

平成25年度水道事業会計予算は、骨格予算として調製しておりますので、主に維持管理にかかわる経常経費を計上しております。収益的收入及び支出の予定額で、収入額2億4,300万7,000円、支出額2億3,576万7,000円と定め、基本的収入及び支出の予定額は収入額672万円、支出額2,090万6,000円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,418万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第25号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計予算」の提案理由を申し上げます。

平成25年度下水道事業会計予算は、骨格予算として調製しておりますので、主に維持管理にかかわる経常経費として平成24年度から継続しております農業集落排水事業の統合に係る処理施設いずみ苑の改築費用及び浄化センター長寿命化計画に基づく設備修繕の詳細設計に係る予算計上をしております。収益的収入及び支出の予定額で、収入額4億7,317万8,000円、支出額4億9,040万3,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額は、収入額1億8,800万8,000円、支出額4億2,483万3,000円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,682万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いをするものであります。

細部につきましては、議案審査の際に副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） お諮らいいたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第25号につきましては、質疑を省略して総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。
〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第25号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

発議第1号「南箕輪村議会基本条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 発議第1号の提案説明を申し上げます。

当議会は、村が自立の道を選択して以来、議員定数の削減や議員歳費の削減に取り組んでまいりました。さらに村民に開かれたわかりやすい議会とするため、議会活性化検討特別委員会を設置し議会改革に取り組んでまいりました。村民に選ばれた議員はこれからも村民と一緒に考えながらよりよい村づくりに向けて議会活動に取り組んでいかなければなりません。本条例には、議員及び議会の責務や、活動原則、村民や村長と議会との関係などを明らかにし、村民の付託にこたえ、村民の福祉の向上と村政の発展に向けて行動することがうたわれております。今後さらなる議会改革の第一歩として、この南箕輪村議会基本条例を制定したく、提案説明とさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） これから発議第 1 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

それでは、これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第14号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第 6 号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第14号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第 6 号）」は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第18号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第 3

号)」は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第19号「平成24年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

ここで、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、人権擁護委員の推薦について議会に同意を求められております。

村長から本件についての説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣により行われていますが、人権擁護委員法により市町村長は法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者、議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。

今回推薦する原正枝さんは、現人権擁護委員でありまして、再任として推薦したい者であります。原さんは、村の保育行政に長年携わってきた知識をもとに、人権擁護委員として2期6年活動されております。今回の推薦に当たり、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として原さんが適任であると考えておりますので、議会の同意をいただいて推薦をしてまいりたいと思います。

なお、原正枝さんの生年月日は、昭和16年6月10日、満71歳、住所は、上伊那郡南箕輪村1711番地3であります。

よろしく願いをいたします。

議長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

お諮らいいたします。

本件については、原案を適任者とする意見に決することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議散会後に、本会議で付託された請願・陳情の審査のため委員会を開催していただきたいと思います。

なお、本日都合がつかない場合は、それぞれ都合のよい日を協議して開催をしていただきたいと思います。

本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

議 事 日 程（第2号）

平成25年3月13日（水曜日） 午前9時00分 開議

第1 一般質問（受付順位第1番から）

2番	久保村	義 輝
8番	都 志	今朝一
3番	山 崎	文 直
9番	唐 澤	由 江
6番	丸 山	豊
5番	加 藤	泰 久
1番	百 瀬	輝 和

○出席議員（10名）

1 番 久保村 義 輝
2 番 百 瀬 輝 和
3 番 山 崎 文 直
4 番 小 坂 泰 夫
5 番 加 藤 泰 久

6 番 丸 山 豊
7 番 山 口 守 夫
8 番 都 志 今朝一
9 番 唐 澤 由 江
10 番 原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 唐 木 一 直
副 村 長 加 藤 久 樹
教 育 長 征 矢 鑑
総 務 課 長 松 澤 伸 夫
会 計 管 理 者 中 尾 由美子
財 務 課 長 山 崎 久 雄
住民福祉課長 清 水 麻 男

子育て支援課長 有 賀 由起子
産 業 課 長 原 茂 樹
建設水道課長 藤 田 貞 文
教 育 次 長 田 中 聡
代表監査委員 有 賀 松 雄
教育委員長 清 水 篤 彦

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 堀 正 弘
議 会 事 務 局 次 長 松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成25年3月13日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より通告のありました一般質問を行います。なお、本定例会の一般質問は一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとそれぞれの的確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、届け出順に発言を許可いたします。

2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） おはようございます。

私は2つの質問、事前通告をしてあります。1つは雪害対策であります。もう1つは医療の問題、伊那中央病院に関する質問ですのでよろしくお願いいたします。

まず、1の迅速な豪雪対応ときめ細かな除雪体制を求めるものであります。

ことしの雪は非常に何度も降るという形で、私が西天竜の際で簡単な計測をした結果ですが、140センチを超える8回ほどの降雪で、わずかな降雪は見えてはおりませんが、いずれにしても1回の降雪は二十数センチというのが私の住んでいる地域です。南原の上のほうへ行くともっとたくさん降っているということで150センチを超えているというふうに思いますが、一気に車が通れないという状況ではなく、たび重なる除雪もしてもらったわけですが、問題は、私もかつてずっと雪害、除雪対策を質問もし、要請もしてきたわけですが、村の決めた除雪路線は早期に除雪をすると、これはいつも実施をされております。特にことしの新年少したったあたりですね、大型農道でも南箕輪地域は非常にきれいにかいてあるというふうに伊那の市民からも言われましたし、村内からも言われました。伊那市の区域に行くとき雪が残ってシャーベット状で大変だというような、そういう点での幹線道路の除雪については南箕輪は非常に熱心にきちんとされているという評価はされております。

問題はその除雪路線ではないところですが、前々からこの除雪路線でないところは地域で除雪をとということが村の考えでした。私どもも全てを村の除雪路線であるということについては、それはできないだろうということは重々承知しております。しかし、今回のようにたび重なる降雪が続くということになりますと、これは地域

だけの除雪では非常に難しいということを痛感しました。結局降った雪が溶けてなくなっていくところにまた降るということがあれば、大体それはそれでいいという、私もそう思っていました。しかし、降った雪が凍りまたその上に降る、これが繰り返されますと、本当に地域の人たちは村道のように除雪をされているところはいつも新雪があつてすぐかけると。ところが凍結をしたところに降ったっていうのは非常に除雪が困難になります。そんな点でどうしてもその地域の機械を持っている方たちが本当に無料奉仕でやっているのですね。どうしても自分も通らなきゃならないし、近隣の皆さんの通行ができないということで、トラクター等、あるいはフロントローダーなりね、もっと言えば土砂対策でやるような機械を持っている方が出てきて、本当にボランティアでやっている、こういうことが多いわけです。また、区からもどうしてもここをかいてほしいという要請があつてかくというようなことが何回かありました。

そんな点で、今までは豪雪というのは一気にどんと降ったときには除雪路線でなくてもかくという対応を村としてはしてきたわけであります。しかし、今回のような降雪の状況を見ると今までの概念でいくとやはり難しさがあると、こう考えるわけであります。そして地元の皆さんとも話をしたのですが、広い道路は当然大きな機械で片側へどんと寄せて除雪をしていく、最後に山になったところをどうしても自分の自宅の近辺あるいは交差する道路、こういうところは地元でかかざるを得ないということで対応しているですね。ところが少し狭い道路をあの大型のグレーダーでどんと片側へ寄せていくと、家の玄関のぎりぎりまで寄せられちゃうと。だからそれも困るという声もあつてですね、やはり一律な除雪体制っていうのは難しいだろうと思います。

ですから、現在行っている除雪道路についての対応は今のやり方でいいのだろうと思いますが、やはり少し狭い道路については地域、言ってみれば区やなんかでその地元の皆さんとの協議をしながらどういう除雪が一番いいのかっていう協議をしながら対応することのほうがよりよいという感じをするわけであります。こういう点で降雪の経過を見ながらですね、村としては早く判断をして区に対して地域除雪を協力してくれというそういう要請をする。そして区としてもそういうことに対応できるような体制づくりをすると、こういうことが必要だと思うのですね。ですから、わずかな降雪あるいは1回2回で除雪をすれば大体片づくというのはそれでいいと思うのですが、何度も続く場合にはやはり第2次の対応ということを村としても考え、区にも要請し、お互いに協力し合いながらやると、こういうことが必要ではないかと考えるわけであります。

この点で今までの豪雪対応という考え方をもう少し見直していく必要があるのではないかと。そしてやはり第2次、今までやってきている第1次の対応に対して、第2次の対応として考えていく必要があるのではないかと。この2点についてまずお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2 番、久保村義輝議員の御質問にお答えをいたします。

ことしは御指摘のとおり、除雪に大変苦労した年でありました。村の除雪に対する基本につきましては、豪雪対応と普通の降雪の対応という、こういったことになっております。従来は豪雪対応は50センチ、これも昨年度見直しをして30センチに引き下げをさせていただいたところでございます。

除雪の部分は村内7業者で五十数キロの除雪をお願いをしておるところであります。業者数も減ってきて、これは本当に幹線道路を除雪してもらうのも大変な状況になってきておりますし、これからさらになりつつあるんじゃないかというふうに思っております。したがって、その対応をどうしていくのか、これから真剣に検討していかなければならないというふうに思っております。

今年度の積雪につきましては、通常の除雪5センチ以上の積雪が12月に3回、1月に3回、2月に4回あり、2月の下旬には1日置きに雪が降るというような、近年に例を見ないようなそんな降雪の状況でありました。したがって、豪雪対応ということをしてこなかったわけであります。1回に降る量が30センチ以下ということでもありますけれども、御指摘をいただいたように通算すればかなりの降雪があったという、こういうことであります。2次対応をとというような話がございました。もう少し早く対応をしてくべきだったかなという、このことは感じております。今後本当にこういった状況もあるということをとしの降雪で学んだところでありますので、これを今後どう生かしていくのか、柔軟に対応していく必要というのを感じたところでもございます。

したがって、一番は幹線道路は村の頼んだ業者によってかくと、それから地域の道路につきましては、そうはいっても豪雪でない場合、準豪雪というようなそういう扱いも考えながら、地域の除雪ボランティアのような組織を構築をしていく必要があるというふうに感じております。そこへどう村が費用負担をしていけるのかという、こういったことも地域の皆さんとこれから構築をすべく話をしていかなければならないだろうというふうにことしの降雪で感じたところでございます。今年度につきましては既に時期を逸してしまっておりますので、今後の参考といえますか、今後を生かしていく、このことが大切だというふうに思っております。しかし、費用負担等につきましては、今区長会を通じまして何回出てどのくらいの費用がかかったのか、こういう調査をさせていただいております。それに基づきまして、最終日に補正予算としてお願いをしていく、そういった段取りになっております。全てをとということではなくて、燃料費やあるいは機械の損料や、そういう点は村が負担をしていくことのほうがいいだろうという、こういう判断をさせていただきました。基本はボランティアでありますので、それにかかった費用全てということではなくて、燃料代だとか、機械も使用しますのでその損料、どのぐらいにしてい

のかというようなことで、今年度の場合には1回当たりの出動、燃料費含めて3,000円という、こんな設定をさせていただきました。これも今後はさらに各地域の皆さんと話をしながら、どのくらいが適当であるのかというようなそんなこともしていきたいというふうに思っておるところでございます。ことしの場合にはそんなことで御理解をいただき、今後に生かしていくという、こういった例は今まで豪雪というのはありましたけれども、こういった何回も何回も降るという年はありませんでしたので、これから生かしていくということで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） （1）についての今後の除雪体制、ことしの経過を見ながらさらに考えていくということですので、この（1）についてはそういうことでよりより対応をしていただきたい、こう考えるわけであります。

村長は私の質問する2番について一定の部分が答弁もされているわけであります。特にこの（2）ですが、前々からもこの場で言ってきたわけであります、その除雪路線を早くかくということで、両側へ寄せてどうしても山になっていくと、それが交差する道路のほうの出入りができないような状態にたくさん降ったときはなると。こういうことで、これが晩、夜遅くに帰ってくる人たちが晩がたかいた場合に、入れないと、自宅へ行くような道に入れれないということで、しかも除雪道具も持っていないような皆さん多いわけですので、どうしても近隣の者が気がついて、グレーダーが通った後片寄せるということが必要だということで、私も近いところはそういうことをやってきたわけですが、離れたところ、人家から離れたところっていうのは誰も対応できないことがあるわけですね。本当に車が埋まって動けない、こんな状況があり、遠くから見て「どうした」って言ったら、とにかく車が雪にはまって動けないというようなこともありまして、これはやっぱり地域、地域で除雪がされたときにそういう交差道路も堆積された雪もどかせていくということは、やっぱりこれは地域の中でお互いに確認をし、近所の対応するべき対応をね、体制をきちっとつくっていく必要があると、こう考えるわけであります。

今、こういうことでそれぞれがボランティアでしてくれている皆さんの機械使用や何かについての一定の助成を今回考えるということですので、これは前々から言ったように、どんなにその地域地域のそれぞれがやるべきことですよといっても、全くそういうことに対応できない、遠くへ車で行って遅く帰ってくる人たちが除雪できるわけではありませんので、やはり地域に残っている皆さんの、しかも機械を持っている、そういう除雪能力を持っている人たちの力をかりるということですので、やはりどうしても燃料代、機械の償却に当たる部分ぐらいは村から区に対して出して、区がまとめていくということが一番正しいと思うのです。これをよりこれからの計画にしていけるべきではないかと思えます。

前々から言ったように、駒ヶ根あたりでは地元地元にもう委託をして、ここの雪は皆さんでかいてくださいというような委託制度もあるわけですが、以前村に言

ったところが、村が直接委託した場合に、事故が起きた場合どうしようかとかいろいろの問題があるわけですので、区として見れば、区の活動という中では一定の保険もできるし、よほど区的能力に一定の部分は頼ってですね、区の中でのそういう皆さんに対する仕事の配分、ここは何々さんお願いしますというような形で複数で受け持つような形を持っていくことが必要なのだろーと思います。ですから、そこら辺の実情をつかみながら、村としては区ごとの対応をよく見ていくことが大事ではないか、こんなふうを感じるわけであります。

それで、大きな道路の交差点については大体除雪業者も除雪をした後、また反対側のところも片づけるようなことをしてるのですがね、本当に細かいところはなかなかそれができないということで、やはりきめ細かにそこは地元地元に対応をお願いしていく必要があると思います。この点で、ことしの対応と同時に、先ほどもう答弁されているのでおおよそのことはわかっておりますが、ぜひそこら辺を具体的な区ごとに対応をお願いしていく、この点で今後の計画づくり、これについて簡単で結構ですので答弁願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先ほども若干触れさせていただきましたけれども、幹線道路等をかく業者につきましては、事前に打ち合わせをしながら今御指摘のありましたような点、特に注意をして除雪をしていただくような、こんな指示もしておるところでございますけれども、ただ、夜間の作業や早朝の作業、そしてまた車が通る前に除雪をしなければならないというようなこういう状況がありまして、まず、除雪が優先されてしまうというこういった実態もあることもそのとおりであります。

家の出入り口に雪がたまってしまうという、こんな苦情も村もいただいております。しかし、それは家の入り口につきましては、個々の対応をお願いをしたいという話をさせていただいております。そうしないと幹線道路の除雪もできなくなってしまうので、それは御理解もいただくということでお願いをしております。

交差点等につきましては、気をつけてかいていただいておりますので、特にひどい箇所につきましては、再度業者をお願いをしていく、こういった必要性をことしの場合には感じました。そんなことでおくれましたけれども、路肩が狭くなったりとか、いろんな道路状況が出ましたので、再度手を入れさせていただいたところでもあります。そんな費用もまた補正予算でお認めのほうをいただかなければならないということでございます。

いずれにいたしましても、こういった土地の状況というのは過去に余り例がなく、村のほうも後手後手となってしまった、そんなところは感じておりますし、後手にならないように除雪をしていく、こういった必要性も感じたところでございますので、今後に生かしていくという、こういうことで御理解もお願いをしたいというふうに思います。

また、機械だとかいろいろ持っている方等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本当に燃料だとか、機械の損料的な部分は村でお願いをしていく、ただ、これは区からお願いをしながら村が区へ出していくという、こういうことで構築をさせてまいりたいと。来年の冬になる前までにはそんな各地区に除雪ボランティア隊という登録をしていただいて、そんな制度的な組織もつくっていければというふうに思いますので、そうしていかないとどうしても村だけでやるというわけにはまいりませんので、除雪につきましては地域の皆さんの御協力もいただく、このことをしていかないと除雪はなかなか難しい面もございます。そういった地域、地域の事情もありますけれども、地域で一つ除雪体制を確立してもらうように、村が指導制といいますか、お願いをしながらそういった組織を構築をしていくよう努力もしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 今度出されました村の地域防災計画、平成24年の10月策定ということですが、以前の防災対策、その中で雪害対策がありますが、以前より非常に記述が多く、雪害対策に対応するということも書かれています。ただ、これは計画をする、しなければならない、そういうようなことでありまして、具体的な対応というのは今村長が答弁されたように、地元地元にかかる事態とよく合わせながら現場で対応できる、こういう実施計画ですね、これをつくっていく必要があると思いますので、そんな点でよりこの雪害対策に対しても充実するようにお願いをして、3番目に参ります。

(3) ですが、この歩道の除雪というのは今までできないということで来たのですね。それでやむを得ないというふうに私も思ってきたのです。それで時々降る雪ならばそれでよかったのですがね、今回本当に歩道をかかないというと、これは大変なことだということを痛感しました。これは上農高校の東ですので伊那市部分になるのですが、伊那北駅においていく道ですね、人が通ったところは凍っちゃっていると。すると凍ってないところをまた選んで歩かなきゃならんと。しかし幾日かたつと新雪だったところも凍ってきているわけですから、本当にその子どもたちの歩く、本当にこれ危険だなということを感じました。それで結局道路を歩くわけですから、車道を歩くわけですから、狭くなっている車道に生徒が歩くということで、より車の通る幅が狭くなるということで、これはどうしても車同士が接触事故を起こすのはやむを得ないとしてもですね、高校生が歩いてて車に接触するということがあってはならないと感じたわけですので、歩道の機能をやっぱり確保する必要があるということを、今度嫌というほど知りました。今までは歩道かくことは難しいかなということですからずっと来たのですが。

それでこれはね、保護者がやるべきだというような議論もあったのですが、これはなかなか難しいと思うのです。本当に家などがあって学校がそこにあるというあたりはそれでも可能な部分はあると思いますし、でも非常に長い距離が家もない、

そこに誰が対応するかっていうことも決められない。こういうことから考えますと、やはり雪をはね飛ばしていく機械を設置して、実際の作業はボランティアなり先ほど言われたように除雪のボランティア隊の誰かが対応するっていうことでもいいのですが、全村の歩道を降った日に全部できなくても、それはやむを得ないと思いますが、2日くらいの間には基本的に歩道が歩行者が通れるということを確保すべきではないかと、こう考えるわけです。これも村としてはそういうことの歩道を確保していく観点に立って、各区と地元地元の対応どうですかと、どこまでをどういうふうにしたらいいいのかっていうあたりはね、やっぱり村がそういう立場に立たないと、車道をかくでさえ大変だということになってますので、車で通る人は全然歩道のことは関心持たないわけです。ですから、歩行者の立場に立って、歩道の通れるような除雪、これはどうしても必要だということを嫌というほど今度感じたわけです。

それで、やっぱりこれは村がそういうのはね飛ばす機械が一番いいのですね。私も歩道ヘトラクターで入ったのですが、片方に縁石があると絶対バックして来なければ、何十メートルも下がらなきゃその雪をおろせないということになりますのでね、やはりのはね飛ばすのが一番基本的には歩道の除雪にはいいというふうに思うので、そこら辺についても、地元と相談の上で、今度は歩道の除雪はするよと、村としてはするんだという方針を持っていただきたい。歩道は無理ですという立場で今まで来たのですが、これはやっぱり歩道除雪をするというこの観点から除雪体制を組む必要があると思いますので、この点について村長のお考えをお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 歩道の除雪の御質問でございます。

私のお答えをする部分、かなり久保村議員が話をされました。全く考え方は同じかなというふうに感じたところであります。

歩道につきましては、今まではこれは本当にこれは難しいということで村もそういった方針で来ました。しかし、ことしの歩道の状況を見たときに、これは本当に危険だなあ、歩道の除雪も必要だなあということを痛切に感じたところでございます。

通学道路等の歩道等につきましては、PTAやそういう皆さんにお願いはしておりますけれども、ただ、今自分の家の周辺をかくのにも大変だというこういう状況でありますので、なかなか歩道を含めて通学道路もかいていくということはこれは困難だろうというふうに、それも感じているところでございます。

この歩道の除雪をどうしていくかということは、これは大変難しい問題でありますけれども、何とかしていかなければならないという、こういうふうに思っております。この辺も各地域地域でどういう協力ができるのか、投げかけてまいりたいと、一緒に検討してまいりたいというふうに思っております。

その一つとして、歩道用の除雪機、これは購入していかないと歩道の除雪はでき

ません。したがって、そういった年がどのくらいあるかわかりませんが、備えつけておく必要はあるのかなと。村に備えつけて、それぞれ各区に貸し出していくというような、こういった体制をとらない限りそれは無理だろうというふうに私も感じたところでありますので、そういったことを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

村が歩道用の除雪機を設置をして、各地区のボランティアの皆さんにかいていただくという、こういうことを構築していかないと、村が全て歩道をかくという、こういうわけにはまいりませんので、その辺は各地域地域の皆さんと協議をさせていただかなければならないというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） その歩道除雪についても、軽トラとセットでかいていったところがまた次へ移るというようなことで2人体制が必要だろうとか具体的な事というのは考えるわけですが、少なくとも歩道の除雪をするということを村としても方向づけをしていただければ、後々のあとは地元地元との協議の中ですね、一番やりやすい除雪、一定の短い距離ならば、行ってまた帰ってくればもとのところへ帰るのでいいのですが、どんどんと遠くへかいていく場合には、軽トラで運搬をするような必要性も出るのかというようにいろいろ考えるわけですが。いずれにしても全村歩道除雪をするという観点から計画を組んでいただければ、順次そういうことってというのは具体的になっていくと思いますので、今村長の答弁で基本的にはやるということだと思いますが、そこだけもう一度確認だけさせていただきたい。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今回の降雪につきましては、歩道の除雪の必要性というのは本当に痛切に感じました。したがって、こういった状況になったときには除雪をしていく必要があるという、こういうことで御理解をいただきたいというふうに思いますし、その体制をどう構築していくかというのは今後の問題でありますので、これから各地域に投げかけていきたいなと。そのためには村としてやはり機械の設置だとか、そういうこともしていかなければならないというふうに感じております。そんなことはそうすべく村も設置をし、各地区にそういったお願いをしていくという両方の部分で考えていかなければなりませんので、ひどい降雪のときには歩道の除雪もしていくということで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） それでは、除雪については村のそういう積極的な対応をお願いして終わります。

次に、大きな2であります。これは伊那中央病院、村も村民も一緒につくってい

る病院ということでもありますので、ちょっと中央病院に対していろいろの苦情も寄せられておりますので、それに対してお聞きをします。

患者の疑問に答え、不安をなくす医療の実現をということではありますが、この今非常に多くの病気が発現する中で、医師の診断に対してですね、いや、それで本当にいいのかという不安を感じながら疑問を持っている患者もいるわけでもあります。そして、医師がこういうことが必要ですよという手術も含めて言ったときに、いや、私はもっと違う方法があるんじゃないかと考える患者がいるわけですね。特に大きな手術になりますと非常に不安がありますから、よくこれで自分も二度と目が覚めないんじゃないかと思う、そういうぐらい深刻な部分があるわけです。ですから、そういうときに、本当にちょっとこれでは私は困るなというときにですね、今盛んに言われるのがセカンドオピニオンということで、主治医以外の医師の助言や診断をお願いすると、こういうことができるわけでもあります。伊那中央病院に行ってもセカンドオピニオンを望むならばどうぞということ非常に積極的に呼びかけているのですね、患者にも。そういうふう到大勢の医師の診断をお願いをするというふうになんて今患者もなっています。

そういう中でちょっと納得いかないので、ほかの医者に相談したいということをお願いしたけど、いや、聞いてくれなんだというような話があります。より強力に言えばいいのか、それじゃよその病院に行ってくれと言われるというようなこともあってですね、なかなか医者に対して相対で強く患者が対応できるっていうことはなかなかないですね。よほど知識を持ったり、権利意識が強い人はそういうことをやれるのですが、なかなか医者に対して言われたことは黙って聞いてしまうというのが多いわけです。そんな点でそのセカンドオピニオンを応じてくれなんだと、あるいは病院を早く追い出されちゃったということで、よく言われる話は、手術をして早く出されるっていうことは今あるのですね。簡単な手術だと3日なりで出される。これは経過がよければそういうことがあると思うのです。ただ、その患者の側が追い出されたという感覚を持つということとはね、やはり問題があると思うのです。基本的には今中央病院、非常に基幹病院として混んでいる、大変だということでもかかりつけの医者の方へ後は回ってもらうというようなことも指導されているわけで、これはそれでいいと思うのですが、ただ、患者自身が追い出されちゃったとかね、私の言うことを全然聞いてくれなんだというように言うということは、やっぱりその人にとってはそう見えると、そう考えているということですから、医師なり事務官も含めてですね、丁寧に状況説明をし、あなたはこういうふうですからこうしてくださいということが納得されるような話が必要だろうと、こう思うのですね。

もう1点は、医師の集団としてですね、一医師が見た1つの見立てに対して、もう少し同僚の医師とも相談したときに、もっとよりよい診断もあり、処置もあるだろうということも考えられるので、この医師集団としてそういう横のつながりがと

れているのかどうか。私もたまたま一定の手術もしていただいたときに、大勢の各担当する医師が来て、いろいろなことを言ってくれる。なかなか集団医療っていうものがされているなっていうふうに私は中央病院の状況を評価しているのですが、中にはこういう苦情が寄せられるということは、部分としてそういうものがあるんだと、こう考えるわけであります。

そこら辺についてですね、個々の医師、ある医師が悪いとかいうよりも、セカンドオピニオンについて各病院の担当している方がよく承知をしているのか、そういう通達がきちっと行き渡っているのか、あるいは患者に対して丁寧な説明がされているか、これをきちっと全員がするようにという、そこら辺の指導がですね、きちんとされているのかどうか。それで現状いろいろの苦情が病院にも寄せられるとは思いますが、そこら辺の状況について、現状と今後の対応についてをお聞きをいたします。

以上。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 中央病院の問題に対する御質問でございます。

伊那中央病院も南箕輪は組織市町村の一員でありますので、よりよい医療を目指して一緒に運営もしておるところであります。経営状況につきましてはおかげさまで本当に黒字ということで順調な運営がなされ、現在も救急救命センターの改築、増築がなされております。それが終わり次第、また外来の部分の改築ということにかかってまいります。ことしの9月には救急救命センターが完成し、それから来年の3月いっぱいには外来棟というような、こんなことで今工事が進められておるところであります。

まず、初めに苦情がどのくらいあるかという、こういうことであります。伊那中央病院の病院側から説明を受けたところでございます。病院内にはこの提言箱を設置しており、患者さんや御家族からの提言や苦情に対し、院内のサービス向上委員会で改善策を検討し、その結果を全職員に周知しているということでもあります。したがって、苦情につきましては、言っていればそういった委員会がありますので、そこで全部検討をして職員に周知をしているという、こういう状況がとられておることでもあります。

その内容でありますけれども、提言箱への件数というのは年間200件くらいあるそうであります。接遇の問題が20%、用務の問題が40%、施設の問題が20%、そして感謝というこのことが20%あるようでございます。そのほか、電話やメール、手紙による件数が20件程度あるということでもあります。さまざまな御意見が寄せられておるとい、こういう実態でございます。

具体的例として少しお話しさせていただきます。救急車で来院した人が入院させてもらえずに帰宅させられたというような苦情もあるということでもあります。この件につきましては、診察時に入院の必要がないという、こういう判断で帰宅をして

もらったという、こういう例もかなりあるようでございます。

そして、救急に専門医がいないという、こんな御意見もあるということでありま
す。しかし、救急に各専門医を配置するということはこれは困難であります。そん
な御理解もお願いをしておるという、こういうことでもあります。救急医、不足して
おりますので、と同時に各診療部門につきましても医師不足という、こういうこと
でありますので、その辺は御理解もいただいておりますということでもあります。上伊那
地域の医師の数は前々から申し上げておりますように、県内では木曽地域に次いで
2番目に少ないという、こういう人口当たりで見ますとそういうことでもありますの
で、その辺は医師の確保というこれからの課題も残っておるところでありますけれ
ども、中央病院は積極的にこの医師確保をしておりますので、従来よりも医師の数
はふえてきておるという、こういうことでもあります。

そして、これはかなり多いんじゃないかと思いたすのが、開業医の受診を勧めら
れた、あるいは紹介状がないと見てもらえないという、紹介状がないから見てもら
えないという、こういった苦情もあるようであります。

しかし、中央病院というのは地域の急性期医療を担う病院でありますので、開業
医で対応できる病気につきましては開業医でお願いをしている、このことは基本と
なっておりますので、そういった御理解を求めるようにお願いをしているというこ
とであります。患者さんに対する職員の対応が悪いという、こんな苦情もあるよう
でありますけれども、接遇研修を行って職員への周知を図っておるという、こうい
う話でございました。

セカンドオピニオンの質問がございました。中央病院でセカンドオピニオンに応
じないということはないと思われるという、こういうことでもあります。平成24年の
実績ですけれども、中央病院のセカンドオピニオン件数4件、他の病院へのセカン
ドオピニオン依頼件数が4件ということで8件あったようであります。セカンドオ
ピニオンということで、確かに病院内に張り出してある。周知をしてあるというこ
ういうことでもあります。セカンドオピニオンにつきましては、自費診断ということ
になります。その辺は御理解もいただきたいということでもあります。

最近、このマスメディアでセカンドオピニオンにというのが盛んに取り扱われ、
本来のセカンドオピニオンではなく、他の病院への紹介と混同される、こういった
ケースも多いというふうに思われております。そんなことで応じないということでは
ないということでもあります。ただ、それぞれの対応によってその患者が受けとめ
たという、こういうことであれば大変申しわけないなということでもあります。した
がいまして、具体的な話といえますか、具体的な事例をお話をいただきたいという、
こういう話でありましたので、そんな点はぜひお願いをしたいと思いたす。

病院を追い出されたという苦情、これもあるようであります。先ほども申し上げ
ましたけれども、中央病院というのは急性期病院のための、急性期の治療が終わっ
た時点で退院をしていただく、こういうことが基本であります。そうしないと病院

が回っていかないという、こういうことでありますので。したがって、在宅やそれぞれの医者の方へお願いをしながら対応をしているということでありますので、説明の仕方という、こういうことになるかというふうに思います。この辺につきましては、また理事会でも話をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。これからもできるだけ患者に親切的な病院となるように、中央病院自体も心がけておりますけれども、まだまだそういった苦情とかそういうことが年間でいきますと二百何十件と寄せられているということでありますので、さらに努力するように理事会でも話をしてまいります。

先ほども申し上げましたけれども、上伊那地域は医師の数が少ないということ、と同時に国立病院や県立病院、赤十字病院、厚生連の病院もありません。公立3病院が民間の病院や医院と連携をしながら地域医療を担っているというのが現状であります。今、地域医療再生計画を実施をしております。今年度が最終年度という、こういうことであります。辰野病院も新築され、伊那中央病院も救急救命センター、ことしの9月には完成をして、以降外来棟の改築にかかってまいります。そんなことで地域医療の充実に向けて中央病院自体も努力もしておりますし、また、上伊那全体で公立3病院の連携ということも今検討をしておるところでございますので、さらに上伊那地域の医療が充実して住民の安心が確保できるようなそんな要望といえますか、そんなふうになるように私も努力をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 先ほどの質問の中で、医師集団としてそういう対応ができていくかということをお聞きしたのですか、ちょっとそれについて明確な答えがなかったのですが、一人一人の医師ということではなくて医師は大勢いるわけですから、ちょっといろいろ見立てをするときに、どうしてもちょっとわからんときには、そういう医師の集団としての対応ができる状態になっているのか、その点についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 医師のいわゆる同一疾病でそれぞれ専門医の検討ということだと思いますけれども、中央病院は総合病院でありますので、総合的に1人の患者にかかわるいろんな角度からの医師の検討というのはあると思いますけれども、同じ専門医がどうやってその患者を見立てていくのかということは、ちょっと私のほうでも今どうなっているのかわかりませんので、これまた中央病院で聞きながらまた後で、後日返答をしたいと思います。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） これは、私一人一人の医師だけが悪くて苦情が出るというよりも、やっぱり体制があるのだと思います。とにかく忙しいし、手が回らんことも事実だと思います。ですから、先ほど村長の答弁されたように、これは患者側

が誤解をする部分もたくさんあると思います。今もよく救急車をタクシーがわりに使う人がいるということがいつも問題になるわけですから、良識的にやっぱりどうしても救急のときには使うっていうね、この使う側も受診をする側ももっと本当は自制すべきだと私は思うのですが、なかなかみんな勝手な行為をする人がたくさんいるということもあるわけです。ですから、今起こってる苦情や何かが全部中央病院が悪いというんじゃないくて、やはり患者として受けとめ方が違っているとかっていうことがあると思うのですね。

ですから、今医師も1人の患者に幾人もの医師がさんざん見てどうだっていうことは実際無理だと思うのです。ただ、セカンドオピニオンに応じてくれなんだという苦情に対して見るとね、俺の診断が気に入らんのかという医師の反応があったということなのですね。ですから、医師もみんなそれぞれ一定のあれですね、自分の自尊心があるわけですから、自分の技能が低いわけじゃないという立場で見てるわけですから、それを疑問が出されてときに、やはりそれは自分のやっていることをね、否定されるという感覚になるのかもしれないですけど、そういうことのないように、やっぱり患者から疑問が出されたら、ちょっと同僚にもね、ちょっと一緒に考えてくれんかというようなことが、これ教育の現場で起こるわけですね。先生一人一人の対応じゃなくて、集団としてそういうものを考えてほしいっていうのがいつも言われるわけですから、これはやっぱり医療の場合もそういうことが当然あっていいのだと、もっと自由にそういうことを医師同士でも相談できるような体制っていうのは必要だと私は思うので。

先ほど課長のね、これから調べるということですが、これは具体的にどうだっていうよりも、そういうものが中央病院の中にも構築されている必要があるだろうという意味で、今後村長としても運営上ね、そういうことが必要ではないかという提言をしていただきたいと思うのですが、そんなことがやはり一人一人の医師の自尊心がもしそういうことを妨げているとするならば、より医師集団としての技能研修をしていただきたいと、こう思うわけであります。

ですから、私は特別中央病院が悪いっていう立場では見てませんが、そういう苦情の寄せられるようなことのないようによりの確な説明をすると。それから、やはり壁に張ってあるだけでなく、説明するときには一定の文章でですね、中央病院の役割と皆さんに対する協力、こういうことを協力してほしいというようなことをもう少し文章ででも渡していくようなことも今後考える必要があるのではないかと思いますので、そんな点、苦情が寄せられたことに対するきちっとしたお答え、患者に納得してもらおう、それから患者が何が何でも中央病院にいたいとしてもですね、地域の医療との協力でやっていただきますということはやっぱりしっかりとやっていく必要があると思いますので、そんな点で今後の、より患者に対する説明の仕方ということで文章等も含めてきちっと統一したお知らせをしていくというあたりについて、もし考えられることがあったらお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 御質問の内容を真摯に受けとめさせていただきたいというように思います。本当に患者の立場に立った医療、これはチーム医療は本当にやっていかなきゃなんというふうには思っております。ただ、現状としてなかなか忙しいということで、困難な面もあるという、このことは御理解もいただきたいなというふうに思います。そういった要請をいただきましたので、また、理事者会でその辺につきましても話をさせていただき、よりよい医療、病院となるように充実をさせてまいります。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 自治体もかかわる病院としてよりよくなるように期待をし、質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

続きまして、8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。私はさきに通告しました4項目について、村長並びに教育委員長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。また、村長におかれましては、2期8年間の職務に対して敬意を表するところであります。

それでは、1項目めの入札結果についてを村長にお伺いいたします。

まず、1件目の不落の件数についてお伺いいたします。平成23年度の入札結果によると、件数全体で84件であります。入札方法は指名競争入札の件数が33件、一般競争入札の件数が51件であり、不落の件数が一般競争入札では1件、指名競争入札では2件、合計3件であります。平成24年度は2月13日までの資料によると、入札結果の件数が95件であります。入札方法は指名競争入札の件数が32件で、一般競争入札の件数が63件であります。平成24年度の不落の件数が平成23年度に比較すると、一般競争入札では9件、指名競争入札では6件で計15件あります。入札の件数の数字を見ると件数が多いように思われますが、不落の場合は再度入札を行っているわけでありますので、平成23年度より入札件数も少ないと思われます。平成23年度の不落の件数と平成24年度の件数の差が余りにも多過ぎると思われます。不落の件数が多くなれば、職員の経費もかさむことと思われます。我々村民にとってみれば、落札額の低いほうが有利であると思われますが、それではお伺いします。

平成24年度入札結果の不落の件数についての問題点は何か、昨年4月より最低制限価格制度に問題があるか、また入札予定価格が低過ぎるかをお伺いし、1件目の不落の件数についての質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答えを申し上げます。

入札結果の不落の件数が多いんじゃないかという、こんな御質問でございます。

件数等につきましては、都志議員が御指摘をいただいたような件数となっております。平成23年度が3件、平成24年度が15件と大幅に不落の件数がふえてきております。

多くなっている原因でありますけれども、この不落の要因というのはこれは調査をというわけにはまいりませんので、なかなか難しい面はあるというふうに思います。全てのこの案件が予定価格に達しなかったということで、こういうことで不落になったものであります。最低制限価格も設けておりますけれども、それによる不落ということではなくて、予定価格に達しなかったという不落でございます。

この不落になった入札につきましては、予定価格や設計内容等の問題点を検証いたします。本当にその設計が正しかったのかどうか。正しいということでやっておりますけれども、どこに問題があったかというこういうことの内容につきましての検証はしておるところであります。設計額に対しての予定価格、これは予算執行者が定めるというこういうことになっておりますので、これ財務規則上の規定といたしまして予定価格を定めなければならないと。予定価格を定める場合には取引の実例価格、時給の状況、あるいは工事の難易度等々を勘案をして定めると、こういうことに財務規則上ではなっておるところでございます。

したがって、予算執行者が予定価格を定めますけれども、本村の予定価格が特別厳しいというふうには私は思っておりません。他の自治体と比べますと若干厳しいのかなというこういう感じはありますけれども、特別厳しいという感じは持っていないところであります。不落になったものを見ますと、入札額と予定価格の差というのが本当にわずかの差であります。そういったわずかの差で不落になっておることでもあります。業者の皆さんにすれば少しでも高い値段で入札をしたい、落としたいという、こういう気持ちもあるでしょうし、村の場合におきましては、この入札差金というののもかなり大きな財源になってまいりますので、そんなことも御理解もいただきたいなというふうに思っておるところであります。したがって、この予定価格が低過ぎるという、こういうことではないというふうに理解をしておりますので、その点はそんな御理解もお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 不落については、余り件数の多いことはよいこととは思われませんので、件数が少なくなることをお願いいたします。

続いて、2件目の最低制限価格設定についてをお伺いいたします。

先ほども触れましたが、昨年4月より取り入れた制度であります。取り入れた4月、5月には不落の件数も少なく、6月以降の件数が多くなっております。何か関連しているようにも思われますが、また最低制限価格の値段が1円単位まで細かく設定されているが、価格設定には何を基準に設定を行っているか。また、制限価

格の設定がなされていないものもあるが、何らかの理由があるか。平成24年度の入札件数の中で、最低制限価格を下回って不落になった件数は今ないというようなことは言われましたけども、そのようなことが今までなかったかどうかをお伺いし、2件目の質問をいたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 最低制限価格の設定であります。昨年の1月から3月まで試行期間を設けまして、4月から本格的に実施をいたしました。試行期間から現在まで最低制限価格の設定内容等については変更はありません。6月以降の不落件数が多くなっているという、こういう御指摘でありますけれども、特にこの最低制限価格との関連はございません。偶然的な結果であるというふうに考えております。平成24年度、あったかどうかというのはまた担当課長のほうからお答えを申し上げます。

最低制限価格の設定でありますけれども、本村では国が示した設定基準を参考に、業種ごとにそれぞれ違いますが、品目ごとに定めた割合により積算し、1円単位までこれは設定をしております。

対象案件としているのは、原則といたしまして130万円以上の建設工事と建設工事に伴う50万円以上の測量設計業務委託となっております。物品や特殊な案件と判断したものは対象外としております。そんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

従来は指名競争入札というのが圧倒的に多かったわけでありまして、最近是一般競争入札が圧倒的に多くなってきておるといふ、これは時代の流れということと御理解もお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 今、不落の関係であります。平成23年度、平成24年度では結果として最低制限価格を下回って不落となったのは1件あったかと思っております。平成23年度だと思っております。ただ、今村長のほうからも申し上げましたとおり、最低制限価格の関係は、いわゆる一般競争入札となりますと、第1落札候補者から第3落札候補者までを設定をするわけでありまして、最低制限価格をもぐって、第1落札候補者、第2落札候補者になれなかったということは結果としてあります。ただ、入札の結果としてそのことが全部の結果が不落となったということはないということとありますので、一番札の方が最低制限価格を下回ったという結果はあります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 住民の皆さんの大切な税金でもあります。最低制限価格、予定価格ともに適切な価格での入札をお願いし、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの通学路の管理についてをお伺いいたします。

まず、1件目の通学路の除雪についてお伺いいたします。先ほどの議員さんも質問をしておりましたので重複するとは思いますが答弁をよろしくお伺いいたします。

村長も全員協議会での発言でもありましたが、本年度は例年になく大雪であり、除雪には村民の皆さんも大変な労力を費やしたことと思われます。村でも区に対しての補助金などを対策を考えているとのことで大変ありがたいことであります。通学路の除雪についてであります、生活道路とも併用をしている道路がほとんどであると思われます。また、通学路の総延長は膨大な延長距離になると思われます。この路線全ての除雪はとても不可能と思うわけであります。住宅のあるところは住民の皆さんの協力もあり、歩道、車道ともに除雪が行われておりますが、住宅のない場所は除雪ができていません。また、ことしは降雪に加え零下の日が続き、雪の解けに時間がかかり解けた水が夜凍結し、歩くにも困難な状態になっていました。また、南側に土手、住宅などがある場合には、日が当たらないためにアイスバーン状態になっていて大変危険であったように思われます。

それではお伺いいたしますが、全通学路の除雪は無理と思いますが、凍結箇所への融雪剤の散布などができるかをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 除雪につきましては先ほどの議員さんに答弁をしたことで尽きておるわけであります。全ての道路を除雪をするという、こういうわけにはまいりません。したがって、その辺は御理解もいただきたいというふうに思いますし、特に通学道路につきましては一般道路との併用というようなこともありますので、各地区の中で通学道路を優先にかいていただくというような、こういったこともしていく必要があるのかなというふうには思います。

したがって、今後の問題でありますけれども、各地区に除雪ボランティア隊の結成を構築をしていただく、そんなお願いをしてまいります。隊の明確化を図っていき、村がどう費用負担をしていけるのか、どうそういったボランティア隊が機能をしていくことができるのか、その辺は各地域地域と村とまた協議をさせていただきたいというふうに思います。通学路につきましては、従来はPTAやそういった地先の皆さんにお願いをしておったところでございますけれども、それも困難な状況となってきております。これだけ雪が降りますと、自分のうちの周辺をかくだけで終わってしまうというようなこういう状況にもなっておりますので、その辺はこれからの問題として提起をしてまいります。

融雪剤につきましては、それぞれ危険な凍結のおそれのある箇所につきましては収納箱を設置をして近隣の住民の皆さんに散布をいただいております。この辺はまた地域の住民の皆さんの御理解もいただきたいというふうに思います。徹底もさせ

ていきます。ただ、ことしの場合には融雪剤が最後のほうになりますともう手に入らなかったというような、こういう状況もありますので、そんな点御理解をお願いをいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 朝の通学時、凍結箇所での転倒なども見られております。けがが心配にもなります。できれば、坂道、日当たりの悪い場所などの融雪剤の散布をお願いし、2件目のPTAとの除雪の協力体制についてをお伺いいたします。

通学路は村道であるために管理については当然村側での管理が原則であると思います。一部の路線については、区の依頼の方が除雪を行ってもおります。また、ボランティアでの除雪の方も見受けられます。場所によっては順番を決め、雪かきによる手作業によって通学路の歩道の除雪を行っている場所もあるように伺っております。また、他の市町村などでは、PTAの父兄の方々が早朝より除雪を行っているところもあるように聞いております。父兄の方々は共稼ぎの方たちがほとんどのために、時間的にも無理なこともあると思われますが、南箕輪村第4次総合計画後期基本計画の中に、地域コミュニティ再生プロジェクトの中にもあります自助・共助・公助の考え方での協力体制がとれないかをお伺いします。

また、学校の周りの除雪が本年のような大雪の場合は大変な作業になってもおります。一部の学校などには配備されていると聞いておりますが、ローター式の除雪機の配備も必要と思われます。

以上、PTAの協力体制と機械の配備についての質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいま都志議員さんから御質問がありましたPTA等の除雪についてですが、PTAとの協力体制等々につきましては教育長より答弁いたします。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、かわりまして私のほうからPTAとの関係についてお話を申し上げます。

先ほどもお話がありましたように、昨年12月からこの2月にかけて10日の降雪があったと、10回の降雪がございました。通学路の除雪等につきましては、地域の住民の皆様方に大変お骨折りをいただきましてボランティア活動で除雪をしていただきまして感謝をしているところであります。かつてはですね、農業主が主体の時代には、今から30年ぐらい前までは、必ず家におじいさん、おばあさんもおり、それからお父さんも家で農閑期で休んでいるというような状況の中では雪かきということは当然のごとく共助でやられてきたことだろうと思います。最近は核家族化

も進んだり、あるいは夫婦ともに共稼ぎで出ていく家庭も多くなりまして、除雪に出てこれない家庭も多々ふえているとこんなふうを感じているところでもあります。

P T Aの関係で除雪隊を設けてはと、こういう御質問でございますけれど、やはりそういう事情を考えますと、P T Aに、「おい、おまえの子どものいるところは、通るところはP T A総出でかけ」、などとはとても言えない状況でございます。ことしの場合もP T Aに特にお願いをするというようなことはできませんでした。しかし、これは子どもたちのためでもございますので、少し学校のほうとも協議をしながらP T Aの総会等でもお話をしながら、来年度以降対応ができるように、こう考えていきたいと思うわけであります。そんなことでP T Aの役員会や総会で実情をお話を申し上げながら、ぜひ除雪にも協力をいただくようなそんな形にしていきたいと思います。

かつて、あるところで、保育園の園児たちの危険が伴うところは保育園の園児のいる保護者が積極的にかくべきだなんていう話がありました。私はこれは暴論だろうと、子どもがいるから保護者がかけ、子どもがいるからP T Aがかけと、こういう形ではやっぱりまずいと思いますので、何とか地域の住民の皆さんにも御協力をいただきたいと、こう思うわけであります。

さて、もう一つ、除雪機をというようなお話がございました。ちょっと調べてみますと、南部小にはバインダーですね昔の、あれに鉄板を取りつけたものが1台、これは雇用技師さんのほうでつくったものだそうであります。それから南小のほうにはロータリー式の除雪機もございますが、何せ30センチとか40センチという降雪がないとこのロータリー式の除雪機は使えないわけでございまして、非常にそういう意味ではこのロータリー式の除雪機は余り使われていないと、こんなふうになっております。いずれにしましても、これからは状況に応じて、村長の答弁にもございましたので検討を加えていきたいと、こんなふうを考えております。意を尽くせませんが、現状はそんなところでございます。

議 長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） お互いに大変な作業です。お互いに協力できる範囲での体制に向けての方向づけのことができることをお願いして、3件目の通学路沿いの支障木の管理についてをお伺いいたします。

道路沿いにある立木の枝が通学路にかかり日が当たらないため、夕方になると早く暗くなり安全面から見てもよくないと思われま。当然立木については個人の所有物のため個人が管理するのは当然であります。なかなか個人の管理だと枝打ちなどがなされず、放置されている場所が多く目立っています。村よりの指導をお願いするものであります。また、ボランティアによる作業にも補助金の対象になるかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 通学道路沿いの支障木の管理であります。確かに通学道

路沿いの支障木の管理、これもしていかなければならないというふうに思っております。特に降雪時には枝が落ちてきて危険だというようなこんな状況も見受けられるわけであります。しかし、山林には所有者というのがありますので、基本的には所有者に除去をしていただくというのは基本でありますけれども、地区の地元区やあるいはPTA等から要請があれば、教育委員会や行政の道路管理者としての行政が所有者に対しての枝の除去というのは依頼をしてきております。そのことに関しましての費用につきましては、村の間伐材の補助金交付要綱がありますので、事業費の3割ということで補助をさせていただいているところでございます。これからこういった対応をお願いをしてまいります。そういった箇所があれば通報といたしますか、御連絡をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 高所での作業ともなりますが個人の財産です。村よりの指導をお願いして、2項目めの質問を終わります。

続いて、3項目めの2期8年間の施策についてをお伺いいたします。

村長就任以来早いもので2期目の任期も1カ月を残すのみとなりました。昨年12月定例会においても2期目の村政運営についての中で村長公約の自己評価についての質問をさせていただきました。今定例会では8年間手がけて推進してきた施策の自己評価と反省点についてお伺いいたします。

まず、基本姿勢に、村民の目線に立ち、村民一人一人を大切にする村政、村づくりの基本方針に、村民が安全・安心で暮らせる子育て、福祉、教育に優しい村づくり、健康で元気な村づくり、共生の村づくりを挙げ、推進してきた施策には、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、教育、健康、住民の安心・安全、環境、産業振興、地域活性化、大芝高原、行財政、その他など、ハード面、ソフト面など多数にわたっております。南箕輪は人口が増加し県下一若い村として発展してきております。他町村からも村長の施策がよいとの声も聞いております。2期8年間を振り返っての施策の自己評価と反省点についての質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2期8年間の施策についての自己評価と反省点という、こういう御質問であります。12月にも一部同様な御質問をいただいたところであります。自己評価につきましては村民にさせていただくというような答弁をした記憶がございます。

平成17年の4月から村政を担当させていただき、残す任期も1カ月となっております。本当に月日のたつのは早いなという、このことは実感をしております。この8年間常に初心を忘れずに、同時に私はいつも心に思っていることは、行政と

は何のためにあるのか、行政とは誰のためにあるのか、このことを忘れずに心に刻みながら村政運営をしてまいりました。また、トップとなりますと、本当にこれでいいのだろうか、本当に村のためになっているのだろうか、村民のためになっているのだろうか、自問自答の繰り返しの毎日であったような気がしております。

さらに、本村の場合には人口が増加をして考え方が多様化をしてきております。年々この村政運営の難しさというのは感じておるところでございます。そんな中で私は合併論議を経て自立決定後の村政の担当ということでありましたので、まずは私に課せられた最大の使命というのは自立に向けて持続可能な村づくりでありました。そのためには行財政改革を行い、健全財政の維持・確立、財政規律を守る、このことにまず心がけてまいったところでございます。おかげさまで財政指標は郡下トップクラスとなりましたし、健全財政の維持・確立が図られつつあるところでもあります。借金、預金の総額もかなり改善できました。このことにつきましては常々申し上げておりますけれども、人口増に支えられた税收確保、こういったことのおかげでもあるわけでありまして、これからの事業にも耐え得る財政状況となってまいりましたが、今後の事業を考えればまだまだ厳しさはあります。したがって、事業の優先順位により事業執行が必要になってくるのではないかというふうに思っておりますし、やはり市町村の財政というのは財政規範、財政規律というのは守っていくべきだという、このことは私の考え方でありまして、その点は御理解もお願いをいたします。

施策的には子育てや福祉の充実、防災面も含めまして安心・安全面の推進、健康で元気な村づくりや高齢者や障害者に優しい共生の村づくりを目指して推進をしてまいりました。また、生活優先の暮らしやすさというのを追及をしてまいりました。村民の皆様方にお示しをしました公約につきましては、不十分な面がありますが、おおむね手をつけることができたと思っております。

また、南箕輪村はさまざまな福祉に優しい村であるとの一定の評価もいただき、人口減少時代の中で人口が増加し、自然増減でも増加をしており、若い皆さんもふえてきております。そうしたことを考えれば、ある程度の私自身は達成感を持っておるところでございます。自己評価につきましてはそんな点で御理解をお願いをいたします。不十分な面も多々ありましたけれども、一定の達成感を持っておるということで御理解をお願いをいたします。

反省点であります。まずは、この人口増加対策や任期中途に発生しました南原焼却灰の処理問題に追われ、十分に対応することができなかった施策というものもあるわけであります。本当にこの人口増加対策に追われた8年間であったなという思いもしておるところでございます。そんな面につきましては、産業振興関係や交流人口の増加対策、さらには地域コミュニティーの充実等々若干おくれってしまったかなという、そんな思いもあるところでもあります。また、同時に人口増加によりまして予想を超える園児数の増加がありまして、毎年保育園の増改築を実施せざるを得な

いような状況、こんな点は申しわけなかったなというふうに思いますし、将来予測が大幅にずれてしまったことによる、保護者に御心配や御迷惑をおかけした点もあるわけであります。そんなことは本当に他の市町村では考えられないようなそういう状況があったというふうなことであります。そんなことで御迷惑をおかけした点につきましては反省もしておるところでございます。

また、この2期8年間の中におきましては、事務的なミスにより村民の皆様にご迷惑をおかけした事案も何件か発生をいたしました。そんなことで常に職員には全神経を職務に集中するようというところで喚起もしておるところでございます。さまざまな反省点もありますが、反省をばねにして前に進んでいく、このことも大事なことだというふうに考えております。そんなことで御理解をいただければというふうに思います。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 反省の上に立って次の目標に進むようお願いして、3項目めの質問を終わります。

続いて、4項目めの県道426号線改良工事についてを質問いたします。通称北殿吹上線と国道153号線との交差点の改良工事であります。計画によると、平成25年度の工事が前倒しになり、工事着工が平成24年度に着工し、工事が完了してまだおりません。工事主体は伊那建設事務所であります。平成25年度分の工事が見えてきません。前倒しの工事であるために、計画どおりに進めると完成が平成26年度になるため、平成25年度はこのままの状態で行くことになると思われます。村長任期が1カ月余りありますので、伊那建設事務所により一層の陳情をお願いし、4項目めの質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 県道吹上北殿線の改良の問題でございます。この工事につきましては、県単事業として実施をしておるところでございます。本当に長い年数がかかりました。したがって、私の2期目の任期中には何とか着手をしてある程度までめどがつくようにしたいなと当初から取り組んできたところであります。そんなことで平成24年度から工事にかかって、現在あのような状況になっておるということでございます。今年度予定していた北側の仮舗装までは完了しております。拡幅部分につきましては仮舗装で、車道としての開放ができないため、歩行者通路として使用をしているというふうな状況であります。歩行者の通行の安全は確保はされておるところであります。

平成25年度に電柱や信号機の移設が予定をされております。県の予算配分、これによりまして北側の歩道整備も行われ、年度内の完成の可能性もないわけではないわけであります。そんなことで県にさらに要請をして、一日も早い完成を求めてまいりたいと思っております。長い年月を要しました事業がようやく完成のめどがたったということで、私自身は本当にありがたいなというふうに思っております。さ

らに平成25年度に完成ができるように要望はしてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8 番、都志今朝一議員。

8 番（都志今朝一） 長年の悲願となっていた工事でもあります。一日でも早い完成をお願いし、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8 番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3 番、山崎です。

初めに、3月11日の東日本大震災から2年がたちました。2年前にボランティア活動に行った岩手県の大槌町、たまたま先日の新聞の中にも役場の破壊された写真が載っておりました。今当地では役場の壊れた部分を保存するかどうかで意見が分かっているというような記事が載っておりましたが、その役場のところに掲げられている時計、その時間をもってとまったままであったことが今さらながらに厳しい現実を思い出されたところであります。とまっているのは復興のほうが停滞している、そのほうが現実ではないのでしょうか。そういう意味で早急に復興が進むことを願うとともに、やっぱりきずなだけではどうにもならない部分があるなど、行政が的確な施策を住民生活に施していくことがいかに必要であるかなということを改めて感じたところであります。そういう気持ちも込めながら、私は4点について質問を行いたいと思います。

1点目ですが、唐木村長の憲法に対する考えはということでございます。

昨年の衆議院選以来、自民党が政権復帰を行いまして、安倍首相の経済対策が非常に注目をされているところでありますけども、もう一方で自民党が公約をしてきました憲法改正という問題も新聞記事の中でちょくちょく目にするようになって、私としては非常に心配なところがありますけども、私としてはこのすばらしい憲法、この憲法があったからこそこの日本がここまで発展をしてきたのではないかというふうに思っております。憲法の第1条では基本的人権がうたわれ、第25条では最低生活の権利を有するということをうたわれております。こういったものがそれぞれの生活保護だとか教育の部分に生かされてきていることだというふうに理解をしています。

そういう意味で1点目の質問であります。地元の南箕輪村長の唐木村長として

は、3期目を目指すということで表明をされております。そういうことでこの憲法を今後さらにどのように具体的に南箕輪の行政の中に生かしていくかというところの姿勢あるいは決意等をまずもってお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

憲法をどのように村政に生かすかという姿勢の問題であります。大変難しい質問をいただいたと思っております。御承知のとおり、私が申し上げるまでもございませんけれども、日本国憲法は昭和21年11月3日に公布され、昭和22年5月3日に施行されました。前文を初め103条から成り立っております。日本国憲法は主権が国民に存することを宣言し、恒久平和を念願をしております。そういった点では私自身はすぐれた憲法であるというふうに思っているところであります。村政に生かす姿勢であります。具体的にどのようにという、こういったことはお答えになるかどうかわかりませんが、考え方だけ申し上げたいというふうに思います。

まず、第8章に地方自治について定められております。それにのっとって議会が設置され、条例が制定され、それに基づき村政が執行されております。議会と対等に議論をし、議決をいただき村政を運営しておりますので、まさに、その点では憲法にのっとって村政を行っておるという、こういうことになろうかというふうに思います。また、憲法第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされています。まさにこれは生存権の規定であります。国で実施できない社会保障的な施策を村単独でさまざまな事業を実施をし福祉の充実に努めております。生活弱者のための施策を積極的に推進をしてきておるところであります。また、公衆衛生面の向上につきましても努めてまいりますし、教育を受ける権利等々、教育関係におきましても、その趣旨にのっとり村政執行をさせていただいておるところであります。生活優先の暮らしやすい村づくりは、まさに憲法の趣旨に沿っているものと私自身は考えておるところであります。このことは今後も推進をしてまいりますし、現在も憲法の考え方を村政に生かして、村政運営をしておりますので、そんな点は御理解もお願いをしたいと思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 現在も憲法を村行政に生かされているという御意見をいただきまして安心したところでございます。ぜひこれからもお願いしたいと思います。

そういう意味で（2）になりますけれども、憲法第99条には全ての公務員はこの憲法を守る義務があるという趣旨でうたわれております。そういう点で確認の意味

も含めまして、今後とも村長、この第99条を守りながら憲法を生かしていくというのでよろしいかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 憲法第99条であります。御指摘のとおり、第99条では、「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」という規定をされております。一番先に役場の職員になるとき、新規採用職員には日本国憲法の遵守の署名を義務づけております。憲法を尊重する立場で職務の推進をお願いをしておるところであります。これは山崎議員も長年その立場で仕事をしてきたということで署名をし、そういった立場で仕事をしてきたということで理解をしておるところであります。憲法は全ての法律のもととなっております。したがって、私もこの憲法の趣旨にのっとり職務を行っていると、そんなことで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 力強い考えをお聞かせいただきまして、ぜひこれからの村政にも生かしていただきたいというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

自殺防止月間の取り組み策はということですが、毎年全国的に3月はこの年度末の非常に忙しい部分、また学校の卒業だとか、職場では転勤だとか、就職だとかそういうような問題、いろんな精神的にも負担がある時期なのか、3月は全国的にも自殺が多い月ということで、全国的にも自殺防止のための取り組みが行われるわけであります。本村でもことしの事業の中でクリアファイルも昨年の村報の中に配布されて、私もいただいて使っているところであります。欲を言えば少しいろいろな情報があり過ぎて見づらいいかなというような思いもありますけども、こうすることで平成24年度この3月の具体的な本村での自殺防止対策というものがされるのかどうか、この辺をお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自殺防止月間の取り組みにつきましの御質問であります。日本の自殺者数というのは平成10年に急増して以降、14年間連続して3万人を超えていましたが、平成24年には2万7,766人と15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、依然として多くの方が自殺で亡くなっていることにはかわりないところがあります。したがって、引き続き取り組むべき課題というのは多いという、こんなふうに思っております。

国では例年自殺者が最も多い3月を自殺対策強化月間として定めて、関係機関や関係団体がさまざまな取り組みを行っております。本村の取り組みでありますけれども、強化月間である3月にあわせて、インターネットを使って心の健康セルフチェックのできる心の体温計の導入を行いました。また、PRチラシを全戸に配

布いたしました。また広報紙により月間の周知を図ったところであります。できるところから取り組んでおりますので、その辺の御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3 番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） この自殺というのは村の中で行われる部分もありますけれども、村の住民の人が違う市町村に行って自分で命を絶ってしまうというケースも多々あるかと思います。私も承知をしているところで、南箕輪の村内で他町村の人が南箕輪の土地の中で自殺をされてしまったという部分そういう事例も見れば、本村だけの対策ってということだけでなく、例えば広域的な部分、連携をする部分が考えられるのではないかという部分もありますが、広域的な部分というかそういう部分は具体的な対策があるかどうか、この辺についてもお聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 自殺の要因というのはさまざまな要因があるわけでありまして。これは国でもそういった月間というものをつくって、強化月間をつくっておりますので、全国的な取り組みということで理解をしておるところであります。広域的な取り組みにつきましてはちょっと承知しておりません。課長のほうで答えいたします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 広域な取り組みというのは特にしておりませんけれども、平成18年の10月に自殺対策の基本法というものができまして、この法律に基づきましていろいろな施策が行われております。この施策というのは各市町村行っておりまして、その成果があらわれましたので、平成18年10月以降は自殺者の数が若干なりとも減少しているという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3 番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 今後とも各市町村との連絡体制も含めながら、この取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

（2）ですが、クリアファイルにもありました、いろんな相談窓口等も設けておられます。そういう点で相談事業等で幾つか事例が、相談があつて、こんなようなところで結果として防げたというような事例があつたかどうか、この辺についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 相談事業の御質問でございます。村は月に1回臨床心理士による心の相談を実施をしており、今年度は現在までに延べ19件の相談がありました。また、保健師による相談や訪問も随時実施をしております。電話相談や家庭訪問、心の相談では、鬱などの病気のこと、ストレス、経済問題や仕事、子育て、

家族関係などさまざまな相談がありますが、お話をお伺いし、一緒に考え、問題を整理したり、必要に応じ関係機関への紹介を行うなどの対応をしております。中には思い詰めた内容の相談もあります。もちろん、この相談事例等につきましては、詳しくは申し上げられないところがございますので、その点は御了解をお願いいたします。利用された方には効果のある事業であると感じておるところであります。平成25年度も広報紙による啓発活動や、心の相談、心の体温計など引き続き取り組みを行っていきながら、自殺者の減少を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 臨床心理士の相談件数19件ということで、意外に件数があるなというふうにも思います。そのほかの体温計等の活動についても平成25年度積極的に引き続き進めることをお願いをしながら、2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目の質問であります。

村民歌、県歌、校歌などの普及を図ってはということであります。今は夕方5時に村の放送から村民歌が流れております。前に比べれば非常に地元の音楽ということで、私も5時が来てこの曲を聞くと非常に気持ちが落ちつくなというふうに感じております。

先日、中学校の同窓会の役員会がありまして、そこに出席をしていました。その中で校長先生が、生徒が廊下を歩くときに何人かで歩きながら校歌を歌っていたということで、本当にいいことだなというふうに言ってたということをお聞きしまして、校歌なり村民歌が日常歌われる、こういうことは村を思う気持ちっていうのを養うとともに、大人になっても常日ごろ覚えておくと歌えるようになるのではないかというふうに思います。

何年前に名古屋の県人会に私も出席することがありまして、そのときにも県の出身の皆さんが県民歌を涙を流しながら歌ってまして、そちらの皆さんのほうが3番、4番まで暗記して歌えるのですね。長野県から行った人たちのほうがよく歌えないというようなところで、やっぱり大志を抱いて他県で活躍している皆さん、そういう人たちもやっぱり県民歌を歌うことによってまたふるさとを思い出しているのだなと、それが力になっているんじゃないかなというふうなことを思ってきたところでもあります。

伊那市でもこのところ多くの機会を通じて市民歌を歌う機会をふやすという取り組みがされております。そういう意味でこの身近な歌をさらに歌う機会を設けてやっていくことが将来暗記で村民歌も歌えたり、校歌も歌えたりと、それが村の発展の一つの原動力にもなるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、（1）の質問であります。学校教育、それから生涯学習の機会の中で、

いろんな学習会や教室、授業の最初とかいうところで、校歌だとか村民歌を歌う取り組みというのを具体的に進めていってはどうかというふうに思いますが、学校教育、生涯学習ということもありますので、教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山崎議員さんから御質問であります3番の中で、村民歌、県歌、校歌などの普及、先ほどのお話ありましたように、村民を思う気持ち、また中学校では生徒が歌っていたと、校長が非常に喜んだというようなお話、名古屋の県人会での信濃の国の県歌ですか、そんな話もお聞きました。それについて1番であります。学校教育、生涯教育の機会の中で歌う時間をつくる取り組みをしてはどうかということについてお答えをさせていただきます。

「山脈遠き 朝ぼらけ」、これが南箕輪村の村民の歌で始まる最初の句ですね。加藤明治先生の作詞、旧姓遠藤温子先生の作曲で昭和36年6月15日に制定されたと聞いております。広く活用し親しんできたのかなと。以前南箕輪村の有線があったときには多分流していたのかなと、そう思います。そのことは私も聞いておりますので、よく覚えたなというふうに思っております。しかし、近年は以前に比べて、有線では流れておりませんし、歌う機会が少なくなってきました。また、村外からの転入してきた人たちについては、村民の歌ということの存在すら知らない、こういう人が多くいたのではないかなと思っております。

学校教育では小学校4年生の長野社会見学がございますけれども、それを機会に音楽の授業等々で県歌である「信濃の国」の歌唱指導を行っております。また、以前に3年前だったと思いますが、県歌につきましてはテレビ番組で何か扱ったような記憶がするのですよね。長野県出身のタレントさんにでしたかね、アナウンサーが「信濃の国は」と言いますと、その後タレントさんが「十州に」と歌えると。このくらい県歌「信濃の国」については往年、我々を含めて年代の高い人たちについては知っておられるというふうに思っております。

自分の学校の校歌につきましては、当然歌えるものと、歌えなきゃいけないものと私は思っております。村民の歌については、議員さんが先ほど申しましたように、現在は夕方のミュージックチャイムで流れるようになってきており、それから村民の多くの方々が多少は知るようになってきたのかなと、そんなように思っております。毎年ですが、1月の成人式の冒頭では斉唱をしております。しかし、成人者は余り知らないようですね。学校でも余り村民の歌については活用されているとは思っておりません。ただ、南箕輪小学校につきましては下校時の放送でチャイムとして使用をしておりますので周知を図っているかなと思っております。中学校におきましては、1学期に朝とか午後の学活、そういうところを利用して、生徒会または音楽科で重点的に取り組んでいるというふうに聞いております。

生涯学習とかそういうところで行ってはどうかという話もあります。特にいろいろな公民館活動の中で斉唱をするようなこと、これはできればありがたいなと思っておりますし、各種会議ですね、こんなことを言うと怒られるかもしれませんが、例えばこの議会の冒頭で、またはこの後打ち上げがあるかどうか分かりませんが、そのときに私たちが率先して歌うということが村民の歌をさらに広めるのではなかろうかなと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3 番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 現状の各学校で県歌の指導だとか、校歌を歌う機会等もあると思うのですが、できればぜひもうちょっと踏み込んだ具体的な取り組みの計画を聞かせてほしいなあというふうに思います。議会の冒頭で歌うのはぜひ実施してみたいと思って、いずれ議長を通じてお願いしたいなというふうに思いますけども。

南中のこの間の役員会の中でもですね、南箕輪の中学校の中に第2校歌と「人にはやさしくあたたかく」という、あれの歌詞があります。しかし、ここ何年来あれが歌としてあったのを学校の先生は知らなかったと。歌とあるわけでありませうけれども、歌があるのですかというようなことでした。ぜひ、そういうのもありますし、私たちはわかりませんが、南箕輪小学校の校歌も途中で節が変わっているのは私たちが卒業してからの話ですのでそういう人たちは、大人の人たちは知らないという部分もあります。ですから、そういうところをぜひ後世にも伝えていくためにも積極的な取り組みを進めてはどうかと思いますが、もう少し具体的な計画はございませんか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 非常に今小中学校ともですね、学習をする科目、授業時間数等が多くなっておりまして、今ぎりぎりの状態でやっていると。朝の活動につきましても、ドリルもあり、また全校音楽があり、それと運動があり、それと中には校長講話も入っていると。児童会の時間、生徒会の時間と入ってくると。非常に厳しいところでやっております。その中で現在はそういう形でとってきておりますので、これからも学校に検討させていただくようこちらのほうからも呼びかけていきたいと思いますが、そんなところで現在はございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3 番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

関連しまして（2）でありますけども、こういう歌の普及を図るために歌詞だけではなかなか歌えませんので、具体策としては県歌や村民歌、校歌、この中には例えば大芝高原音頭とかも含めてですね、単品でCDをつくられたことはあると思いますけれども、村にかかわるこういう歌を総合的に集めてCD等を作成して有料で

販売したり、それを生かしているんな老人クラブだとか公民館活動だとか、地区社協だとか、そんなようなところも含めて歌を広めていくという取り組みをしたらどうかというふうに提案をしたいと思います。中には村民歌が歌いにくいという人もおりましたので、大胆に歌詞はそのままこの節を少し編曲するとかいうような取り組みもして普及を図っていったらどうかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 総合的にCDをつくってはどうかと。それを有料して販売したらいい、歌いにくい部分を編曲をしてはどうかというようなお話してございますが、村民の歌につきましては、教育委員会で今まで保存がレコードのみでありました。それを近年の音響機器であるデジタル化に対応するため、平成19年度にレコーディングを行いCD化しています。当時100枚作成いたしまして、村内の保育園、小中学校、上伊那農業高校、信州大学農学部、村商工会へ贈呈しておりますし、村民の皆様に対しても親しんでもらうと、さらに親しんでもらうと、歌っていただくという意味もありまして60枚を販売いたしました。また、昨年11月に行われた村の行政地区懇談会で、村民の歌をもっとPRしてほしいとそういう意見をいただきました。各区の行事等で活用していただこうと、そういう願いを込めましてCDを各区へ贈呈してあります。

歌いにくい部分等についての件でございますが、教育委員会といたしましては、原曲を大切にしていきたいと、テンポが速い曲とかいろいろあろうかと思いますが、今の歌は誰でも私は歌える、歌いやすいというふうに私自身は思っておりますので、編曲などについては現在のところは考えておりません。ただ、総合的にという、大芝高原音頭とかそういうものと総合的にCD化という形になると、これは教育委員会だけでは何とも難しい問題がございますので、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 今後のことでありますので、ぜひ前向きに検討していただいてですね、こういう歌の普及を全村的に図ってほしいのと、行政側とも相談しながら進めてほしいなというふうにお願いをして3番の質問を終わりたいと思います。

4点目でございますが、雪かきボランティアへの事故等への補償はあるかということでございます。私もかつて補助金をもらってトラクターの後ろに雪かきをつけて朝早く雪かきをしておるところであります。補助金をもらってでなくても自主的にされている方々も、いろんな会合に集まるとですね、午前3時に起きてかいているというような話しも聞いて、やっぱりこれが地域のきずなの一つの原因かなと、こういう人が大勢いるっていうことは南箕輪も安心だなというふうな気持ちも思っ

いるところであります。そういう中でもですね、大きい道路はそれこそ先ほど村長からの回答がありました。業者さんにかいてもらうところではありますが、ボランティアのかくところっていうのは地域の狭い道、通学道路もかいているわけでありませう。そうしますと、非常にぎりぎりまでかいていきますので、いろんなところが当たったりということも出てきます。

そこで（１）の質問でありますけれども、私はこのボランティアの人たちが雪かきを行うというのは基本的な地域活動、きずなのあらわれということでもありますので、これは大事にしていくことがいいのだろうと。ただ、そのときにかいていてですね、先日も自宅側の下水道の鋼蓋ですか、それにひっかかっちゃってそれが壊れちゃったとか、垣根に当たっちゃったとかいう部分があります。さらにはかいていて、自分のトラクターのその機械が、あえてここに水道のふたというふうにあります、そういうところに当たってしまって、機械自身が壊れちゃったと、こういうことも話を聞きました。さらに朝早く暗いうちにかいたりしてますから、もし、こういうときに事故に遭ったというような場合、こういう点についてはボランティアではあるのですけれども、村の地域活動に大事な活動をしてしてくれてる皆さんにも支援していくということで、こういったときの補償は行政側で支援をしていくと、こういうことが今後とも雪かきをしていく継続につながっていくのではないかとこのように思いますが、この辺の補償等は、先ほど燃料代、それから損料等を支援していくという村長からの話もありましたが、例えば人身な事故の部分とか、こういう部分も含めて補償などを継続的にしていくという考えはいかがでしょうかということでは質問であります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 雪かきボランティア等の事故対応の質問でございます。ことしの場合はかなり降雪があったということで、それぞれのボランティアの皆さんのおかげで大きな支障もなく乗り切れたという、こういうことでボランティアということは大切にしていきたい、それに対してどう村が支援できるかという、このことの構築を図ってまいりたいということで答弁を申し上げたところであります。

除雪作業中の物損、人身事故でございます。この点につきましては、大変難しい面というのがあります。各保険会社やボランティア保険等の対象事例を確認をしたところであります。今各区で自治会活動保険ということに加入をしていただいております。これ全区加入をしていただいております。この保険の対象でありますけれども、区の呼びかけで区全体で除雪作業を実施した場合には、本人被害含め第三者被害まで対応は可能ということでもあります。ただし、区から一部の人のお願いして実施した除雪作業は対象外という、こういうことであります。したがって、区全体に呼びかけて除雪作業をしていただく、こういうことであれば可能ということでもありますので、その辺は方法論として検討をしていかなければならないのかなというふうには思っております。

ボランティア保険につきましては、これは除雪ボランティアの保険というのはこれは対象外とこういうことであります。なぜ対象外かということでもありますけれども、これは道路での作業でありますので、道路交通法が適用されるということでもあります。除雪機械でありますので道路を走行する、こういうことでありますので、対物・対人、これは任意保険で対処するの対象ということでありまして、本人負担で入っていただかなければならないという、こういうことであります。したがって、今申し上げましたように、全体で対応させていくということであれば、区全体に区民全体に呼びかけて一斉にやっていただく、この方法しかないのかなというふうには考えておるところであります。しかし、それは物理的にどうかというこんな問題もありますので、その辺につきましてはこれから実施方法等はまた区とも話をしていかなければならないというふうに思います。そういった中で起こった事故等につきましては、それは行政として責任を持っていくという、このことは私は当然のことだというふうには思っておるところであります。

また、除雪でことしの事例でもありましたけれども、機械が壊れてしまうと、こういう事例も発生もいたしました。こういった皆さんの補償というのもこれは当然していかないけんだらうなというふうには思っておるところであります。区から要請があった場合の除雪作業中に破損した修理費につきましては、現在も20万円の限度額で補助金というのはあるわけでありますので、その部分を適用させていけたらということと考えておりますので、そんな点は御理解もお願いをしたいと思います。今年度あった事例といたしましては、20万円ぐらいかかるということでもありますので、こういったことで対応ができるんじゃないかというふうに考えておるところであります。せっかく除雪をして自分の持っている機械が壊れてしまって、それを行政として何もしないという、こういうわけにはまいりませんので、その辺の対応は今年度からさせていただくということと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） ボランティアの雪かきのところで、区全体の活動ということになれば対象になるということで明るい回答をいただきました。それから機械の損傷の部分についても補助制度を活用していくということでもありますので、ぜひそれこそ区ですから、区長会を通じて大いに宣伝をしていただいて、いろんな人がそれを承知しているということで取り組みをお願いをしたいなというふうに思います。道路の部分、それから通学路等も区がかかわっているところでもありますので、ぜひ方法論としていい方向に確立をしていただきたいというふうに思います。

そういう点で1番目の質問を終わります。2番目ですが、そういったボランティアの皆さんが雪かき等をしております。機械の損傷の話もありました。公共物等については最低限ですね、道路の真ん中にある水道の蓋管と言われているふたのことだとか、道路の端のグレーチング等、こういうところで機械を当てて傷める

事例等がありますので、この辺については担当課も非常に忙しいと思いますけれども、秋までの間に見回っていただいて、飛び出てる蓋管等についてはねじり込んで低くするとか、修繕をするというような形で本番のときに事故が少しでも減るような点検修理等を積極的に進められたいということで要請をしますので、これについて回答があればぜひよろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 除雪作業に支障となる道路構造物等々の御質問であります。当然これはパトロールをしながら、あるいは住民の皆さんの情報によりまして修理修繕はしてまいります。これは当然してまいらなければならないという、こういうことでありますので、そういう情報提供もまたお願いをしたいというふうに思います。雪が解けてしみ上がった部分というのはかなりあると思います。道路舗装の修繕というこういった部分も含めて実施をしていかなければなりませんので、その辺はきちんとやってまいりたいというふうに思います。ただ、村だけでのパトロールでは気がつかないところも多々ありますので、また情報提供というのをお願いをしてまいります。そんなことで御理解をお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 情報提供ということで、毎月区長会等もありますし、土木の会議等もございます。早目早目に村のほうからも呼びかけをしながら対策をしていただくようお願いをしながら私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから1時30分まで休憩といたします。

休憩 午後11時35分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。私は今回の一般質問で安心・安全のまちづくりについてお聞きします。

東日本大震災から2年、復興がままならない中で新たな災害等が懸念されております。きょうも強風で子どもが飛ばされそうな感じです。村長は一般質問で聞かれても、選挙があるので今後もことを答えるのはどうもという発言をされました。しかし、既に3期目の立候補表明をされている以上、村政の今後を責任持って答えていただきたいと思います。

村の地域防災計画が平成10年につくられてから今回15年振りの改訂ということで、まず、その計画の見直し点の主なものは何か。この膨大な冊子が毎年見直していく

という説明でありました。このことの村民への周知方法をどうしていくのかお聞きします。ダイジェスト版をつくるのかどうか。

①、村の計画見直し点と村民の周知方法は。要支援者情報の把握について。高齢者等の安心と安全を図るため、災害時要支援、要援護者の登録はどうしているのか。また、緊急情報キットの配布は個人からか、誰からなのか。民生委員だけでもないようですが、また登録人員とその内訳は。登録者以外で家族の支援も見込めないとされる方々もいると思うがどのくらいだろうか。

緊急情報キットではわかいにくい。緊急情報ネックレス事業を取り入れてはどうか。これは災害時要援護台帳に登録されている人を対象に、かかりつけ医療機関や持病などの医療情報を付加した内容を台帳に登録し、迅速な救急活動等に役立てようというもの。台帳は65歳以上や要支援、要介護認定を受けているあるいは身体障害者手帳1・2級を持っているひとり暮らしの方で、災害時に何らかの支援が必要と思われる人のうち個人情報の開示について同意した人々を登録したもので、その登録番号を印字したネックレスを常時着用してもらうことにより、屋外等で倒れた場合でも救急隊が速やかに情報を把握できるようにするのが狙いです。

③防災計画の見直しに当たって災害対応マニュアルを配布してはどうか。計画はあくまで計画。全ての住民がそれを熟知して考えて行動できるようにしなければなりません。東日本大震災を受けて、防災計画を見直し、災害対応マニュアルを全戸に配布し、自分の身は自分で、家族の安全は家族で、自分たちの地域は地域で守ることを基本とし、具体的には地震や風水害、土砂災害などの際の避難の心構えと対応方法を説明。避難所一覧や非常時の持ち出し品チェックリスト、災害時用伝言ダイヤル、自主避難と避難勧告、避難指示の違いなどを解説する。ポスター状にして常に目にする場所に張りつける。平成18年の豪雨災害時、なかなか避難してくれなかった課題などを参考してはどうか。地区の自主防災の今後の取り組みはどうか。

④高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアルを作成しては。いわゆる介護施設に何かあったときに村の入所者様はという問題です。高齢者が身を寄せ合う施設、長崎市の認知症グループホームで火災があり、1件ユニット当たりの認知症5人から9人が2002年に全国で約2,200カ所だったものが2011年5月には1万カ所に急増しております。延べ床面積270平方メートル以上はスプリンクラーが設置されるのが筋なのですが、若干狭いため設置義務がなく、防火設備の不備や介護業界のきつい労働の割に職員の賃金が低いことなどで、慢性的な人手不足が防火対策がおくれ惨事に至った原因とも。村で行っている社協認知症デイ、ふれあいの里、小規模多機能、特養ゆりかご、グループホームの施設についても、大規模災害を踏まえ、地震等の災害に備えてこれらのマニュアルはあるか。なければ作成を。各施設が災害に備えてあらかじめ備えておくべき備蓄品や備蓄量等についてあらかじめ記載するとともに、入所者の状態に応じてグループ分けをし、避難方法をあらかじめ決めておくなど、各施設がその特性に応じて災害時に防災になっているか十分配慮したもの

が望ましいのです。

⑤防災用品あっせん事業を実施しては。高齢者など災害弱者に防災用品を安く提供する事業を行っては。65歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり暮らし、障害者、妊産婦などを対象として、防災用品を自身で用意することが困難な方が対象です。手回し充電ラジオ、サバイバルブランケット、避難セット、非常持ち出し袋をあっせんするもので、一括大量発注することで購入価格が市価より安くなり、生活保護受給世帯は全額免除、住民税非課税世帯は9割減額としたらどうでしょうか。

⑥緊急時に応急的に使用するためのストーマ装具を役場内に保管してみてもは。肛門のかわりに便をためる袋で、これがないと大変困るものです。人工肛門、人工膀胱使用のオストメイトが対象で、個人が使用するストーマ装具の1週間分を1年間保管する。装具の使用期限と預け入れの継続の意思確認のため1年ごとの更新をしていく。災害時には避難所で待機する職員が装置を搬送する。

⑦防災でワイマックスの免許を村が取得しては。全国瞬時警報システムJ-ALERTなど、国や県からの情報を加工し全世帯にも無線で伝えるため、高速無線通信ワイマックスの免許を取得すればどうか。これは高速大容量の無線データ通信の一つで、他の通信手段が途絶えても独自に運用できるのが特徴。計画ではアンテナ局となる鉄塔を幾つか設置することが必要となります。タブレット型端末を避難所等に設備し対応していく。11月、J-ALERTのふぐあいが全国的にありました。こんなときに万全を期してはどうでしょうか。災害訓練時にも本部への連絡が不通になり不安でしたが、これから起こると言われている南海トラフ等の地震が大がかりの場合は適正な指示をするためには情報をはっきりさせることが肝心です。ぜひ御検討をお願いします。

村の新計画の見直し点と周知方法ということで、①から⑦まで以上7点について村長にお聞きします。お願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

村の地域防災計画につきまして7項目の質問であります。

昨年の10月に南箕輪村防災会議を開催し、各委員より御意見をいただく中で、地域防災計画を改正をしております。改正の内容につきましては、減災を基本としての改正であります。8項目修正及び追加をしたところであります。今まで議会からも御意見や御提言をいただきました。業務継続性の確保、防災拠点の整備、避難場所の運営等について改正をいたしました。また、原子力災害対策編につきましても、国や県の概要を参考として作成をしたところであります。

村民の周知方法でありますけれども、村のホームページに掲載し、また防災の日に合わせて広報でも掲載をしていく予定であります。ダイジェスト版という話がありましたけれども、この辺はまた検討をさせていただきたいというふうに思います。

災害時の要援護者の登録方法でありますけれども、災害時の要援護者の登録につきましては、記載していただく事項がプライバシーを含んだ内容になりますので自己申告制としております。現在までの登録者は154人となっており、役場や地区自主防災組織の双方で名簿を保管をしておるところであります。この台帳は支え合いマップの資料として、また避難所経路等の検討にも使用をしておるところでございます。

今後の登録につきましては、調査も必要であるというように考えております。これ随時調査をしていくという、このことが必要でありますのでその辺は実施をしてみたいと思います。

続きまして、緊急情報キットではわかりにくい方に緊急情報ネックレス事業を取り入れてはという御質問であります。御指摘もありましたように、緊急情報ネックレス事業はすぐれた部分もあるわけであります。しかし、これは情報の管理という、こういうことが必要となってまいります。消防署におけるシステムの構築、データの更新、それに伴う費用負担、これは膨大なものがかかりますので、現在の消防広域化を検討している中では、この事業を導入するこういったことにはまだまだ時間がかかるだろうというふうに考えておるところであります。したがって、村では昨年度から救急医療情報キット配布事業を始めております。現在も142世帯の皆さんに利用をいただいておりますので、当面はそういった事業を充実をさせていきたいと考えております。

災害時の対応マニュアルを作成し配布をしてはという御質問であります。既にこの地震対策ガイドの冊子及び防災マップにつきましては全戸に配布をしております。その中に災害時マニュアル等が記載をされておるところであります。ただ、天竜川の状態も大分変わってまいりました。平成18年豪雨災害を受けてこの浸水状況想定区域の見直しも今計画をされておるところでありますので、その状況を見てさらに災害対策マニュアルを変更していく必要があるというふうに思っております。ただ、問題は配布をすることはできます、保管をどうしていただくかということになります。現在も全戸に配布をしてあるわけではありますが、果たしてそのうちどのくらいの家庭が保管をしてあるのか、こういった心配もあるところありますので、次に配布をするときにはその辺もあわせてやっていく必要があるというふうに思っております。

高齢者福祉施設等の防災マニュアルの質問であります。本村には高齢者の福祉施設9施設あります。そのうちの5施設で防災マニュアルを作成をしておるところ、こういう返答をいただいたところあります。消防計画における火災時の対応につきましては、これは作成が義務づけられ、定期的に消防署の検査を受けております。防災マニュアルにつきましては施設によって震災の対応について作成していない等の施設もあり、内容については施設の独自のものとなっております。村としても未作成の施設に対しては防災マニュアルの作成等、高齢者福祉施設等の防災対策の

充実が図れるよう、これは協力をしてまいりたい、そんなお願いもしながら協力をしてまいりたいと思っております。

火災につきましては義務的に義務づけられておりますけれども、全般的なものについては義務がないというこんな面もありますので、施設側との連携も図っていく必要があろうかというふうに思います。

防災用品のあっせんの問題であります。平成16年度に防災セット、また平成22年度にパンの缶詰等のあっせんを行いました。しかし、近年では量販店等でも品数が多く、また手にとって確認することもできますので、その家庭に必要なものを購入していただけたらと思っております。販売をする、こういった店等々の条件が整ってきておりますので、現在特にこのあっせんするという考え方は持っておりません。ただ、備えつけ意識の向上を促していく、このことは必要だろうというふうに思っております。

生活困難者の方とか、住民税非課税の方の御質問もありましたが、現状では考えていないということで御理解をお願いをいたします。

続きまして、ストーマ装具の保管をしてはという質問であります。災害時においてのこういった医療用品、ストーマ用具を含めましての医療用品の確保というのは大変重要な問題であります。日ごろの備えとして、まずは使用している方が御自身で災害時の持ち出し装具を用意していただく、このことが大切であるというふうに思っておるところであります。そういったことを広く呼びかけてまいりたい。

もう一方では、この医療関係用品というのは個人個人によりかなり異なっておりますので、まずは自分のそういった備えつけの意識向上を図っていくことを呼びかけ、常に持ち出せるようにしていただくという、そういったことを意識づけてまいりたいというふうに思います。ただ、こういった問題につきましては、先進地もやっておるところもあるわけでありますので、この辺につきましては参考とさせていただきます。

ワイマックスの質問であります。ワイマックスは本当に広いエリアで高速通信が可能であるというすぐれた特徴を持っておるわけであります。デジタル防災行政無線が使用不能となったときの補完システムということも考えられるわけであります。この辺につきましてはこれからの研究課題という捉え方でお願いをしたいと思えます。こういった情報分野というのは本当に日進月歩の社会で進んできておりますので、そういったことを考えてもう少し様子を見てまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 全てを完全にというわけにはいきませんが、こういったことを啓発していただきながら、各該当の方に自己責任でやっていただけるような啓発をお願いしたいと思ひまして、次に移らせていただきます。

子育て・教育について村の未満児保育と今後の方向性はということで。少子化が

進む一方で未満児保育がふえ続けていて、保育を希望する子どもがふえていて、リーマンショック以降、2008年から所得に応じて決まる保育料が2万円を超えていたわけですが1万7,000円ぐらいに下がっています。核家族化や女性の社会進出、そんなことがあったり、景気低迷で働かざるを得ない状況があるわけですが、入園している子どもが村の都合で母の出産3カ月後に退園しなければならないということについて問題提起をしてみたいと思います。

3人目が11月に生まれ、2人目の子どもが3歳ですが未満児、1人目の兄が6歳年長、未満児は3カ月過ぎてからは赤ちゃんと一緒にうちにいるようにというお達しがあったということで、聞いてみると入園のしおりにはっきりと書かれているそうです。母親は妊娠中、突然切り出されびっくりしたとか。勤めをしていましたが、出産後の勤めについては何も聞かれなかったということで。3月は1歳半から通っている保育園に、赤ちゃんと一緒にいるということで保育園に行かれないということなわけなのです。規則とはいえ余りにしゃくし定規ではないでしょうか。それで母親も1カ月ではなく3カ月の待機児童っていうか、家にいるようにしたわけですが。自動的に入院して下の子出産に伴って家に帰そうとするのではなく、保育園がパンク状態寸前なのかなというようなことも考えざるを得ません。そういったことのないように、ここ2年くらい生まれた子どもと一緒に家にいるようにというようなことを言われているようなのですが、こんな状況で各保育園の状況を見ると恒常的な待機児童があるのかなというふうに思ってしまった次第です。そんなようなことで1カ月家にいなさいでは子どもがかわいそうで不安定になります。さあ、次は1人あいたので広域の他市町村の委託児童は預かりますということでは現場も複雑な気持ちになるようです。

今まで待機児童はないのかなと思っていたのですが、やっぱり保育園を増築したりして未満児の保育を確保しなきゃいけない、場所が整わないというようなことが起こっているとしたら、こういった状況を何とかしてもらいたいなあと思った次第です。こういった考えっていうのは、女は家庭、男は仕事という男女協働参画の視点からも逆行しているのではないかなと思います。保育園の抜本的な再編が必要ではないのでしょうか。たけのこ園でなくてもいいのですが、はいはいなどでゆとりの広い環境が未満児には必要です。ほかの子どもと一緒に保育士さんにおんぶされて遠くの神社まで散歩してゆっくりできなかったっていうか、赤ちゃんなのに保育園にいてもいいのではないかなというような気がします。当面これまでの南部保育園の未満児室の増築、南原保育園の増改築も見込まれていますが、新規に保育園建設が必要なのではないのかなと思った次第です。

恒常的、慢性的ともいえる人口増、それから五月雨式にふえる保育希望者の数、全く予測できない人口増ですから急に未満児もふえる場合もあるかもしれません。そんな中で本来入園した子どもはずっと入園させてもらって、一旦待機させるということのないようにしたほうがいいのではないかなと思います。

療育施設たけのこ園の管理規則を見ますと、児童福祉法の第6条の発達支援以外の1から4以外の5というところに、村長が必要と認める事業ということでたけのこ園ではかの事業をやるということもできるようです。村の未満児保育の実態と今後の方向性について、各園での未満児数は、たけのこ園での未満児保育事業はできないか、以上3点についてお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 子育て・教育につきましての御質問であります。

基本的に待機児童はないというふうに、なくするようにしておるところでございます。この辺はまた担当課長のほうから答弁をさせます。

育児休暇でお母さんが家にいる場合にはこれは待機児童という、こういうことにはなりませんのでその辺の御理解をお願いをいたします。家にお母さんがいて保育園に預かるというこういうわけにはいかないという、こういうことでありますので、その辺はお願いをしたいと思います。

各園の未満児数であります。平成25年3月現在の3歳未満児の園児数は南部が36名、西部が25名、中部が53名、北部が20名、南原が28名で、合計しますと162名の未満児を保育園で預かっております。これ5年前と比較しますと50人ふえております。そしてまた年度中途の入園も未満児を中心に増加をしておるところでありますので、この平成25年3月の162人がまだまだかなりふえてくるという、こういう状況であります。これは経済状況や核家族化、あるいは母親の就労等の要因でありまして、子どもを低年齢から保育園に預けるといふ、こういう家庭がふえてきておる。それに対応していろんな施設をつくっていかなければならないというふうに考えておるところであります。

したがって、南部保育園は未満児室を広くしたり、あるいは南原保育園につきましては今予算計上もさせていただいておりますけれども、平成25年度で増築をしたりと、あるいはほかの園につきましても若干保育室を改修することによって対応しておるといふ、こういうことであります。したがって、総合的といいますか新たな保育園というのはこれは現状では考えていないところであります。本村は今人口が増加しておりますけれども、この見きわめということも必要となっておりまゐります。このまま南箕輪村だけがふえ続けるという、こういったことは私はないというふうに思っております。日本全体の人口が減少している中でありますし、かなり減ってくるという、こういう状況も生まれてきておりますので、そういったことも含めて考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

それから、保育士が本当に足りない状況であります。誰でもいいから来ていただきたいというようなこんな状況になっておるのが実態であります。近隣でも足りないということで引っ張り合いというような状況も生まれてきておるところであります。一時、一昔前ではちょっと考えられないような状況が今生まれておるといふ、

そのことも御理解をいただきたいというふうに思います。

たけのこ園という話も出ました。しかし、これも発達障害児童を預かる施設でありまして、その他村長が認める云々というそういった項目はつくってありますけれども、これはなかなか難しいというふうに思います。それはそういった施設で未満児を預かるということはこれは難しいということで御理解もいただきたいというふうに思います。これからはたけのこ園は並行通園を充実をしていきたいなという考え方を持っております。そんな充実を図りながらということをお願いをしたいというふうに思います。

慢性的なこの保育士不足、これにどう対応していくかという一つの課題、それから本当にふえ続ける未満児の園児数にどう対応していくか。そのことはこれから人口増加対策の一環として考えてはまいります。当面の問題として保育園の増改築でしのいでいけるというふうに考えておるところでありますので、その辺は御理解もお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 唐澤議員の先ほどの御質問にありました出産前後の保育、入園に関しましては、現在村では出産予定日の2カ月前から出産3カ月後の月末までの入園ということでございますけれども、特に追い出しているとかそういうことではございません。また、お母さんの体調不良、またお家の事情で考慮すべき事情がある場合につきましては入園を許可しております。

また、現在待機児童というのはありませんのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 待機児童ではないというようなお話ですけれども、それは便宜的に保育士さんが見つからない、それにゼロ歳児の保育園の1人当たりのその見る保育園児数が5人に1人とか3人に1人とかそんなようなことで、どうしても足りなくなるのでやむを得ないかなと思いますのでそのことについてはいいのですが、今後は増築とか、増改築等でやりくりをしていくということですので村長にお任せしたいと思います。

次に、2番に移らせていただきます。学校給食でのアレルギーの実態はどうかというものです。該当児童数と除去食、それから緊急時の救命対策はどうしているのかということなのですが。

昨年12月に東京都の調布市の小学校で乳製品にアレルギーのある女児が死亡するという大変痛ましい事故が起きまして、アナフィラキシーショックということで、おかわりのジャガイモのチジミを食べて、チジミにはチーズが使われていて、児童は給食を終えてから約30分でぐあいが悪くなって心肺停止になったということですが、30分以内に治療薬を注射し専門の医療機関に搬送すればそういったことも起こらないというようなことを聞いておりますが、そういった対応は村ではできている

のかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 唐澤議員さんから、給食でアレルギーの実態の中でも除去数と緊急対応時マニュアルについての御質問ということでございます。

今議員さんのほうからおっしゃられましたとおり、12月昨年ですね、20日に調布市の小学校で食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後に亡くなるという事故が起きてしまい、非常に私どもといたしましてもショックを受けているところでございます。

本村の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応につきましては、全児童のアレルギーに関する調査は、入学時それと年度初めに行って、それぞれ把握して対応をしているところでございます。12月に事件が起きたので、特に12月には再度調査を行い、養護教諭、担任が再度確認をしております。特に医師から診断書が提出されるそういう生徒については特に注意しております。食物アレルギーのある児童生徒向けには、毎日献立する料理の中から原因となる食物を取り除いた除去食ということで対応しております。南箕輪小学校では13名、南部小では12名、中学校では14名というふうになっており、これから年々増加していくのではなかろうかなと、そういう危惧を持っているところでございます。

食物アレルギー専用の緊急対応マニュアルは作成してございませんけれども、緊急時対応マニュアルを準用して対応を考えております。また、食物アレルギーのある児童生徒が誤食誤飲等をしてしまった場合等々を含め、教職員の食物アレルギーへの認識度を高めるといったことや、アナフィラキシーショック初めとする発症時の対処方法、注意点などについて現在進行する形で対応方法を模索しながら進めてきておるところでございます。

なお、中学校を卒業すると学校給食というものは終わります。ですから、自分の判断で食べないという力を伸ばしていく指導も大切と私どもは考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） アレルギーの対応っていうのが本当に難しく、除去食も本当にこんなに多くなっているのかなと、学校給食の方がそういった除去食をつくられているということで本当に環境は整っていると思うのですが、そういった重大な事故が起きないようによろしく願いいたします。

村の独自の子ども応援人材バンクについてお願いします。

子どもの予防接種で下の子をちょっと見てもらうとか、保育園の緊急や一時預かりなどを利用している手軽な子育てサポーターというのが、ファミリーサポートセンターがあるのでいると思うのですが、誰がいるのかわかりづらいとか、そういつ

た方を紹介したり、幅広く人材を把握して気軽に働いてもらえるようにすることが行政の役割かと思います。また、学校の中で得られない人材を広く募集し、保育園でも学校でも応援団として充実を図ることが狙いということで、不登校、いじめや暴力のある問題行動のあるそういった学力向上、子どもの学力向上、特別な指導とか支援を必要とする子どもへの支援をやってくれる方の協力、そういった登録、それからNPOとか団体などの支援のあり方を検討して学校支援の活動をつくってもらう、そういった子ども応援人材バンク事業というのをやってみたらどうかと思うのですが、前に学校支援本部事業というのがありまして補助金があったのですが、それらも継続しているかと思うのですが、現状はどうかお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 御質問の子ども応援人材バンクを創設してはどうかというお話でございます。

岡山県の教育委員会で、昨年の4月から地域の力で暴力行為や不登校などの学校の抱える課題等を解決するという目的として子ども応援人材バンクというものを開設したというふうに聞いております。団体とか個人に登録してもらって子どもが必要とする人材を教育委員会が調整しながら支援活動を行っているというのではないかと思います。

岡山県では県の約6割の公立の小中学校で地域ボランティアによる校門前での挨拶運動とか、学習支援などの活動によって成果が上がっているということから、各学校の課題に応じた支援を展開しようという形で発足したというのではないかなと思っております。

本村におきましては、教育支援相談員、子育て支援相談員、中間教室指導員、不適応生徒教育支援等々を十分とは言えませんが行ってきております。ただ、地域でですね、子どもたちを応援しようという機運を高めるということは非常に大切なことだと考えておりますので、どうやったらいいのか、検討に値するのか、そこら辺も含めて今後考えていきたいと思っております。

なお、この子ども応援人材バンクにつきましては、岡山県以外他の県とか市町村でも創設とかその準備を検討しているということも聞いております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） これは理想的な形ですので、課題を考えながら皆さんで検討していただきたいと思います。

次に、ロタウイルスのワクチン接種の費用助成をということでお願いします。ポリオワクチンがことしから新ワクチン導入ということで費用負担もかさむわけですが、子どもは村の宝ということで今後のために乳幼児が初めてかかると重症化しやすいということでロタウイルスの胃腸炎のワクチン接種の費用を助成してはどうかということでお願いしたいと思います。1回の接種に要した費用の2分の1、1万

7,000円を上限に助成している場所が2回ぐらいやっているようです。今後検討していただきたいということですので、考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） まだ残りの質問もかなりありますので簡潔に申し上げます。

ロタウイルスの接種の費用助成をということであります。これは任意接種でありますので、現状では考えておりません。今後そういった事例がかなり出てくれば検討に値する部分だというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。残り時間少ないです。

9 番（唐澤 由江） 高齢者の事故防止は。地域公共交通の利用促進についてということで、運転免許証の自主返納の啓発と優遇サービスをとということです。

高齢者の事故防止のために自主返納者に優遇サービスを提供したらどうでしょうか。まっくんバスの利用を半額に引き、回数券を100枚発行とか、警察と連携をとってそういった取り消し通知のコピー等を提示するといったようなものです。

（2）の2輪車向けの高齢者マークを導入してはどうかということですが、バイクの事故とか高齢者の事故が多い中で、そういった運転者標識を導入して安全に運転できる、モミジマークのようなものを2輪車に用意するというものなのですが、これらも安協とかそういったところと連携しながらやってみてはいかがでしょうか。自主返納をするかどうかはわからないのですが、事例としては思い切って車を売ってすっきりしてよかったとか、毎日歩いてどっかへ行くことが楽しみになったとか、スローライフといいますかね、大芝の湯へ行ったりアピタへ行ったり、中央病院へ行ったりというようなことで、そういったことが地域公共交通の利用促進になるのではないかとということです。2点についてお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 運転免許証の自主返納と優遇サービスという点であります。

本村の免許証の保有状況でありますけれども、65歳以上の方が1,976人、全体の19%を占めております。ほぼ高齢化率と同じような傾向となっております。したがって、ほとんどの方が運転免許を保有しているという状況であります。一方、交通事故につきましては、高齢者の方がかなり多いわけであります。そういったことを考えますと、こういったことも必要なかなという思いもあるところであります。しかし、これは個々の問題という部分もありますので、大変難しい面でございます。高齢者の皆さんを対象としております交通安全教室等も開催をしておりますので、その中でそんな話もさせていただくと、こういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。優遇制度につきましてはそういったところでどんな議論になるのかということで推移を見守りたいと思います。

2 輪車向けの高齢者のマークの件であります。先進地の事例もあるということでもあります。これは和歌山県有田市ではそんなことをしておるということでもありますので、先ほども申し上げましたけれども、高齢者の交通事故というのは多いというこういう実態でありますので、この辺は安協に十分検討していただき、結論が出れば実施をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。また今後そういった機会があれば優遇サービスができればいいなと思います。

次に、女性の社会進出についてお願いします。

少子高齢化により女性の労働力が求められておりますが、なかなか家庭や社会での環境が整わない状況です。出産前後離職状況を示すM字カーブの解消ということで、国調査では29歳まで働く女性がふえ、30歳過ぎに出産でやめる人が54%、育児休業明けに復帰したものの、保育園にたびたび呼び出しを受け、職場に迷惑をかけてしまうとやめるケースもあるようで、子育てが一段落した40歳代半ばに再び仕事に出る人が多いようです。会社は今やめられたら困るのです。昔のように人口がふえていた時代はかわりの人を見つけるのが簡単でしたが、人口が減り始めた今、働き盛りの女性にやめられたら困るというところが多くなっております。女性勤労者の年齢別人口はあるか、役場女性職員の生理休暇取得の実態はということについてお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 女性の社会進出問題で2つほど質問をいただきました。

国勢調査によるデータはございます。これは5歳刻みになっておりますけれども、そういった年齢人口というものはあるわけであります。就業者数もわかっております。本村で一番多い年代が40歳から44歳まで、この年代が一番多い年代となっております。続きまして35歳から39歳まで、こんな状況であります。本村の場合を見ますと、M字カーブというよりこういった山カーブになっておりますので、そういうことを考えると理想的なカーブかなというふうに思っております。そんなことで働く女性の皆さん、出産をしても就労しておるというような本村の実態はそういう実態となっておるところでございます。これからも働く母親の皆さんの視点に立って支援をしていく、このことは私は重要だと思っておりますのでそんな御理解をお願いいたします。

女性の生理休暇の取得実態でありますけれども、これは必要があれば認めておりますので、そんな御理解をお願いいたします。申請のあったものにつきましてそれを認めないという、こういう状況はありませんのでそのことは御理解もお願いいたします。平成24年1年間の取得状況は1人の職員が1回5時間とったというこういう実態でございます。実績は少ないということでもありますけれども、認めない

ということではありません、認めておりますのでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

最後になりますが、女性の腹痛等、PMS 月経前症候群へ理解と認識をということで、月経前になるといつも決まって不快な症状があらわれ、対人関係や日常生活に支障を来す病気が月経前 3 日から 10 日間あり、のぼせ、下腹の痛み、膨満感、腹痛、肩こり、頭が痛いなど、これらは原因は女性ホルモンのアンバランスということで 7 割から 8 割になるようなのですが、これをほっとくわけなのですが、婦人科の受診を勧めたり、それから役場でも女性職員の健康管理として積極的な治療を勧めて改善し、気持ちよい住民サービスを心がけていただきたいと思います。女性職員の健康管理の状況についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 職員の健康管理であります。村の場合は男性、女性の区分なく全職員に対して年 1 回の健康診断は義務づけておるところであります。これはほとんどの職員が受けております。診断結果により悪いところがあれば治療をしてもらい、健康で働いていただくという、このことは基本であると考えております。

PMS の問題でありますけれども、これは周りが認識するということはなかなか難しいということでもあります。本人の希望という、こういうことでもありますので、それはそれでぐあいの悪いときには休んでいただく、そういうことは当然ということに考えております。そういった環境づくりは必要だろうというふうに思います。休暇取得をとりやすい環境づくり、このことはこれからも努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 私自身、子どもの預ける保育園がなかったものですから、無認可保育園で産前産後 6 週間だけでずっと働き続けまして、体も健康ということで、これからも住民のためにいろんな提言をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、9 番、唐澤由江議員の質問は終わります。

次に、6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 議席番号 6 番、丸山豊でございます。通告した 5 項目について質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

最初に、平成 25 年度骨格予算ということでお伺いいたします。村長選挙を控えての骨格予算ということでありまして、4 年に一度という言葉が結構気になりました。行政に携わる以外の人にはマスコミ報道で耳にするぐらいで余りなじみのない言葉であると思います。あくまでも地方自治法上の規定ではなく行政上の概念であります。

議員必携には公式の制度上の用語ではないと書かれています。今回本村の予算を骨格予算としているようですが、予算規模51億5,000万円、予備費3億円余で編成され、前年度当初比3億8,000万円、8%の増であり、数字の大きい小さいで骨格予算云々を言うわけではありませんが、果たしてこれで骨格なのかと思うほど大型の予算ができ上がっています。

論点はただ一つ、ルールから逸脱していなければ通常の予算を編成すればよかったのではないかということで、村長の御所見を伺いたいということであります。このルールというのは骨格か通常予算の法的な拘束ということを意味しております。骨格予算というのは義務的経費など維持管理的な継続事業や補助の伴う事業を含む必要最小限の経費を計上し、政策的経費は極力抑え、その後の肉づけ予算として補正で計上が骨格予算です。12月の同僚議員の質問に対し、村長答弁では現在予算策定中で予算規模は今年度並み、肉づけ後に51億円から52億円と見込んでいるとお話しでした。しかし、継続事業はしかるべき計上としても新規事業もかなり見込んでおります。さらには早期竣工のためとして田畑公民館建設、南原保育園の増築など大型事業も含まれていて、これらのことは景気の状態など勘案し、いろんな配慮、考慮の上に立ってのことであるのではと村民も議会も理解を示していた部分もありますが本年度並みの数字となっております。3億円の予備費を肉づけ部分として骨格という表現で留保したり、また、唐木村長が引退でもするならば骨格予算はまさにそうすべきものとするが、12月に、引き続き出馬表明をされ、意思をはっきりさせているのであれば、いっそのこと今回の場合は通常の予算編成で臨んだほうがよかったのではと考えます。

村長は村を発展させ、村を守り村民のための行政を行うのが村長の仕事と常におっしゃっています。そのための予算でありますから、次の村長のことは村民の次に考えてよろしいのではないのでしょうか。新村長と考え方が違うというのであれば新村長は新方針を持って補正提案すればよいですし、議会との混乱を懸念するというのであれば、それはそれで新村長と議会が真摯に向き合えばよろしいと思います。必ずしも村長などの選挙を控えた全ての自治体が骨格予算を編成しているとは思えません。それに肉づけする新たな政策的事業も既に計画はでき上がっていて、次の議会に補正計上できる状態だと考えれば二重の手間をかけることになります。明快なお言葉でいただければと存じます。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えをいたします。

骨格予算の御質問であります。議員が言われますとおり、骨格予算という定義はこの地方自治法に規定をされているわけではありません。一般的な概念としての用語ということで、これは御指摘のとおりであります。首長の任期満了により今後の行政運営の大前提となる予算は、一般論としては新たな首長に任せるべきという、

こういった概念から来ておるということでもあります。したがいまして、首長選を控えた自治体のほとんどが骨格予算を編成しているというこういう状況であるというふうに認識をしておるところでございます。

私は4月に入りまして任期が15日、半月しかございませんのでまさに予算的には骨格予算を組んでいくことがいいだろうというふうに考えておるところであります。しかし、今予算が本当に骨格予算かどうかというこういった議論につきましては、さまざまな御議論があるというふうには思っております。骨格予算といいましても51億5,000万円というような過去最高の予算となったところでもあります。

本来予算というものにつきましては、その年の全ての歳入と歳出を予算に計上していく、こういうことが原則でありますので、骨格予算といえども歳入につきましては全額を計上をさせていただいたということでもあります。その歳入が51億5,000万円と、こういうことであります。それに伴う歳出がどうなるか、このことは骨格予算の根本になるというふうに考えておるところであります。首長が交代しようとも行政というのは継続性、これは当然必要だというふうに私も思っておりますけれども、ただ、新たな首長が予算編成を行いやすい環境をつくっておくという、このことも大切であるというふうに思っておりますのでそんな点で予備費に3億円の留保をさせていただいたところでもあります。これは新村長のもとで新たな事業に計上していくという、こういうことでありますので、その辺の御理解はお願いをしたいと思います。したがいまして、次期村長が予算編成を行う際の財源は留保したという、こういう御理解でお願いをいたしております。

私は出馬表明をさせていただいております。通常予算でいいのではないかと御指摘でございますけれども、このことにつきましては、私がこの4年間行ってきた行政運営について、選挙により村民の皆さんの審判を仰ぐという、こういうことになりますので、今までの行政運営が批判された場合には当然予算も認められないということになりますので、やはり審判を仰いだ後の予算編成のほうが自然だというふうに考えておるところであります。

そんな中で今議会に提案をさせていただきました一般会計の予算でありますけれども、議会の御理解もいただく中で御議決も賜りたいというふうに思っておりますけれども、田畑公民館の建設と南原保育園の増改築、これは工期やそれぞれ地区住民の要望や園児の問題やらそういう部分も考えまして、当初の計上とさせていただきました。この部分があわせますと3億円という大きな額になっておりますので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思います。

また、条例規則、要綱等で定められている事業もあるわけであります。これは行政の継続性というこういうことから考えますと、誰が首長になろうとも実施をしていくという、こういうことになろうかと思っておりますので、その辺の予算づけはさせていただいております。また、同時に私がこの4年間議会で答弁をさせていただいたことにつきましては、議員の皆さんも住民の代表でありますので、それは住民のお

声ということで計上もさせていただいているところでございます。そんな点につきましてはぜひ御理解もいただきたいということでお願いをいたします。法的な規定というのはありませんけれども、これは一般論として骨格予算という、こういうことでいくことがいいだろうというふうに私は思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。

今 3 億円という予備費の話が出ましたけれども、私から見れば骨格ということでこだわるのだったら 3 億円は少ないと、でも私が申すように通常の予算でもいいじゃないかということでやっていただければ、それはそれで結構だったということでございますので、村長の気持ちは十分理解できましたので、次の質問に移らせていただきます。

2 点目の質問になりますけれども、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてということでお願いいたします。

6 月議会で村への行政評価の質問の折に教育委員会へも同様の質問をしております。平成19年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成20年 4 月から教育委員会においては毎年教育に関する事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられております。村側の答弁では、平成20年の実績を平成22年 5 月に村議会へ報告書を提出された旨のお話がありましたが、事務局内部での連携の悪さもありまして公表できておりませんでした。今後作成されるという答弁でありましたが既に 3 月であります。

1 点目の質問になるわけですが、この点検評価については、ルール上は毎年実施するものと規定されています。教育委員会は今後どのような姿勢で取り組まれるのかお聞きします。予定も含めてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 丸山議員さんからの教育に関する事務管理関係の御質問の中で、初めに今後の予定として取り組む姿勢等々について御質問がありましたのでお答えを申し上げます。

今、議員さんのほうからおっしゃられましたとおり、昨年の 6 月の議会で同様の質問を受けております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、議員さんの言われるとおり、点検、評価を毎年行い、その結果に関する報告書を議会へ提出と、それで公表するということが規定されております。まことに遅くなって申しわけなく思っておりますが、平成22年度の実績による点検及び評価報告書につきましては 3 月の教育委員会定例会を経て議会全員協議会に報告する予定でございます。また、今年度分につきましては本年の 9 月、またはできなければ 12 月までになりますけれども、その定例議会に提出をしたいと考えておりますので、御理解をよろし

くお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。それでは、2 点目のほうをお願いいたします。

この法律の2 項には、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と記されています。本村としては行政評価委員会もありまして、整合を図らなければだと思いますが、この件に関してどう考えるか、教育委員長のお考えをお聞かせください。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学識経験を有する者の知見の活用ということでございますが、点検及び評価を実施するに当たりましては、今までは村の行政評価に基づいて村行政評価委員会にお願いをしまっていました。しかし、今後はより有効なものにするために、教育に関して学識経験を有する方々に、これは仮称でございますけれども、点検及び評価にかかわる懇談会等を開いて意見をお聞きしていくというふうに考えております。

以上でございます。お願いします。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） それでは、1 点目、2 点目とルールどおりにやっていただけるということでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

3 点目になります。報告書欄の、報告書欄と言ってももしかしたら誰もわからないという大変かもしれませんが、教育委員会の皆さんはちょっと御存じのことだと思います。今ちょっと私の手元にしか多分ないものですから、ちょっとそういうところで御理解していただきたいと思っておりますけれども、何年か前に出された報告書がここにあります。ここの欄に評価者、改善の方向性ということで、担当者の評価とそれから二次評価者の欄に評価者のコメントがつけてあります。これが今ちょっと私から言わせていただければ、どなたですかということをちょっとお尋ねしたいということがありますので、とりあえずここをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 評価者のコメントと点検、評価ということでよろしいわけですね。

6 番（丸山 豊） はい。

教育委員長（清水 篤彦） 事業評価シートによって行っているわけですが、第1 次評価につきましては教育委員会事務所の管轄部署で実施をしております。2 次評価につきましては担当係長が総合コメントと総合評価を行っております。係長が担当者の場合につきましては教育次長が評価を行うようにしております。教育委員会におきましては、2 次評価をもとに報告書を作成して、定例議会へ提出という形に

なるとともに公表していくということになります。また、評価結果につきましては、それらをもとに次年度以降の事務事業の取り組みについていろいろな面で精査しながら、予算編成や今後の教育行政に反映できるよう努めるとともに活用等も考えていきたいとそうように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。ちょっと質問をする前に答えを言っていたいちゃったようで、どのように活用されるかというのはこれから聞こうと思ったとこだったのですが、そのように活用されるということであるわけですね。

評価というのは必ず現場のほうへフィードバックしなきゃ評価になりませんので、それはそれでやっていただかなきゃだと思えますけれども、どういう活用の仕方ということは、この6月のときにもそうだったのですが、PDCAのサイクルを使ったらということとそういうお話もありましたし、村のほうは行政評価委員会のほうはPDCAのサイクルを使ってというような、そういうもので取り組みという、こういうようなお話でありましたけれども、そういうことでよろしいわけでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） そのように考えておりますのでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） そうしますとですね、そのPDCAのサイクルで結構だと思えるのですが、実は先ほどの話っていか御答弁にちょっと戻っていくわけなのですが、行政評価委員会から独立したものを考えておられるということに、そういう御答弁でありました。

そうしますと、ちょっと今ここに出されているこの評価の仕方っていうか、このやり方を少し改善していったらどうかというのはちょっと私が提案するところなのですが、なかなかこれが評価結果の欄に妥当性、公平性、有効性、効率性、重要性とかS、A、B、Cってほかの事務事業もみんなそうなのですが、多分これがみんな乗っかっていると思います。非常にこれが教育委員会の今の内容に沿っているのかどうなのかっていうのが非常にちょっと疑問に思うところでございまして、私は今度新しく教育経験者っていうか、その方たちが評価していただけるときには新たに何らかのシートっていうか、こういうものをつくり直したほうがよろしいんじゃないかっていうようなそんなような感じを持っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さんのおっしゃるとおりだと思っております。ですからそれにつきまして今後検討させていただきたいと。それに各教育委員会ですべてしておりますので、それらも含めて検討させて、よりよいものにしていきたいと考

えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。そういうふうに進めていただければと思うのですが、基本的には村の教育の基本方針というか、そういうものは直接こう何かそういうものが冊子があるわけじゃなくて、総合計画の中の学校計画だとか学校教育だとか社会教育だとか、その総合計画に沿ってという、こういうことのその目標を目指してということで、こういう解釈でよろしいわけですか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） そのようなと思いますので、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） わかりました。それではよりよい環境でより開かれた内容で開かれるっていうのは教育委員会のことをちょっと指させていただきますけれども、またよりレベルの高い教育を实践させていただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

特別支援教育についてということでお尋ねいたします。

未就学児については、先ほど唐澤議員さんは、たけのこ園を中心に子どもさんのことをちょっとお話しされておりましたけれども、未就学児は児童福祉法に基づく児童発達支援事業などを実施しているところでありますけれども、たけのこ園の開園で新たに始まるという意味では本村にとってはまさに発達障害ルネサンス元年と言ってもよろしいのではないかとということで始めますけれども、私のほうは就学児について伺いたいと思います。

学校教育法の改正に伴いまして、小中学校に特別支援教育が導入されてから大分経過してきましたが、学習障害、LDと言っておりますラーニング・ディスアビリティですか、注意欠陥多動性障害、ADHD、後機能自閉症などの発達障害を新たに対象とした教育であります。昨年12月の6日の新聞報道、信毎のこれなのですが結構大きく出ておりました。「文部科学省 小中学校調査において、公立小中学校の通常学級に注意欠陥多動性障害ADHDなど発達障害のある児童生徒が6.5%在籍していると推定される」と報じています。本村では4次総合計画の中でも増加傾向であることを記して、児童生徒への支援体制の整備をうたっております。

1点目ですが、ここでお伺いいたします。通常学級で学ぶ学習障害、それから注意欠陥多動性障害などの児童生徒への対応はどのように取り組まれているのか。予算の増額も予算審議の中では計上されているっていうのが見受けられましたけれども、先生、支援員などの配置状況をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいまの御質問でありますLD、ADHDの対応について等々につきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。お願いい

たします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、新聞に出ました文科省の調査、平常の学級の中にも6.5%程度の障害者がいると、こんなことでございますが、今南箕輪小学校は736人でございまして、これに6.5%を掛けますと47.8人と。以下南部小学校、中学校とこんなふうに拾っていきます。総トータルしますと1,406人という生徒が小学校、中学校に通っているわけですが、その6.5%でいきますと91.4人がこの南箕輪で抱えている仮定の数になります。実数はどうかといいますと、今南小では21名、それから南部小では10名、中学では17名、あわせまして48名の特別支援学級に入っている子どもがいるわけがあります。ただし、就学指導委員会というのがございまして、年に3回子どもをよく見てまして、摘出して話を家庭と詰めるわけでございますが、なかなか保護者の方の同意が得られないということで、やむなく通常の学級に入っている子どももいますので、あわせますと90人まではいかないまでも6.5%に近いような数値の子どもがいますと、こんなふうに考えられます。そんなことで一段落よろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 適切な人員が障害者の状況はもうさまざまでいろんなケースが考えられると思いますけれども、支援員っていうか先生っていうか、そういう方たちのその人員配置の状況っていうのが適切に配置されているかという、そういうことをちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 今挙げられていますLDだとかADHDだとかそういった子どもさん方は8人で1クラスと、こういうふうになっておりまして、例えば南箕輪小学校の場合は知障が2クラス、それから自・情障で2クラス、あわせて4クラスになっております。それから南部小学校では知障、自・情障ともに1、1で2学級ございます。中学校では知障が1クラス、自・情障が2クラス計3クラスございます。このクラスにつきましては、県教委が認めているクラスでございまして、担任が1人配当になっているわけです。これは県費職員ということであります。ただしですね、この1人の教諭だけで8人ないし10何人を見るということは大変でございますので、村長にお願いをして特別の加配をつけていただいております。南箕輪小学校では支援員が1名、介助員が3名、計4名、南部小学校では支援員が2名、それから中学校では支援員が1名及び心の相談員というのを0.5名、さらに不適応な子どもたちの指導に当たっているのが1名ということで、あわせますと8.5名この小学校、中学校に特別に配置をしていただいております。

これで足りるか足りないか。これまた難しいところでございまして、年度の途中で1対1にせざるを得ない、またそういう職員を1人ふやしてもらう、2人ふやし

てもらおうと、こういうようなことで対応をしてくれています。

以上であります。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。効果的な配置をしていただいているということでございますけれども、担当する先生だとか、支援員、それから今のお話にもありました介助員それから心の相談員という、それぞれまた専門職の方もおられるかもしれませんが、通常の支援員の方とか先生だとかこういった方たちというのは、研修教育だとかやっぱりそれなりの相手がそれなりの障害を持っている方というのは難しい対応を迫られるところもあると思うのです。それなりの研修とかそういうものを、講習会を受けるとか、こういう機会というのは結構あるわけなのではないでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 実は県教委のほうでもこういった講習を頻繁に開いておりまして、なお、教育センターっていうのが塩尻にございますが、ここでも講座を多様につくっております。希望があればそこで研修が受けられるようになっているわけであります。ただしですね、支援員の中にはそういう研修の機会がありますが、義務づけがないというようなことで、校内で定期的に集まりまして、支援の相談員の丸印の先生方からいろいろまた御指導を受けたりということになります。

支援員も多勢いるわけですが、その中のお一人の話を聞いてみますと、もう自費でもって自分で夜間校内の先生たちの研修会に積極的に出て自分の知識をふやしたり、対子どもの対応に自分の工夫を加えたりと、そういう熱心な介助員、支援員もおられまして、本当に頭が下がる思いであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） その講習っていうか研修ですね、かなり今何回もやられてるってことなのですけど、研修の機会ですか、それはかなりあるということなのですけども、実際その現場っていうか学校ですね、学校でその子どもたちに接するときにはそういうのは本当にうまく生かされているかどうかというのは現場のほうの状況のほうはわかりますか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 現在のところ遅滞なく研修は行われていると、こんなふうに理解しております。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。なかなか障害の方は自分の思いっていうのはなかなかはっきり言えない、うまく伝えられないっていうそういう致命的なところを持っておられるものですから、みんなで支えてあげなきゃいけないとは思っています。

その次に、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて特性に合った環境で学習ができていくかということでありますけれども、これ実は先ほどの新聞報道の調査結果でも、座席を先生の近くにするだとか、宿題を工夫して出してあげるとか、それから個別指導などっていう、そういうような支援をやっているのが6割しかないって新聞報道にはなってます。残りの4割は未実施ということなのですけども、うちの村はどんなような対応ができていくかっていうことをちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 一人一人のニーズに合った教育課程をつくっております、それに合わせているわけであります。ですから具体的に見ますと、知障のクラスにいても情障のクラスにいてもこの教科、この科目は一緒に勉強できますよという場合には知障とか情障を取っ払って、通常の教室へ入って授業を受けるというようなこともできます。行き来ができるようになっております。それからそれが全員そうかといいますと、そこら辺のところまた微妙でございまして、行ったり来たりしている子どももいれば、もう普通学級にいるべき子どもが知障のほうへ入ってそこでやってるとか、というような多少の差異はございます。その辺は御理解をいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 今の教育長さんのお話しているのは、通常学級と支援学級が別々のところであるということで両方うまく行き来していると。うちの学校では本来ならば通常学級に入らなくてなきゃいけないってことなんでしょうけれども、あべこべですか、本来ならば支援学級に入らなくてなきゃいけないんでしょうけれども、通常学級のほうにも行かせてあげてるとか、そういうような解釈でよろしいわけですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） はい。そのとおりでございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） はい。わかりました。

実は、通常学級と支援学級のほうへ、どっちへ行くかっていう、誰かが決めなきゃいけないと思うのです。これをそういうような方向を出してあげるっていうのはどなたの役目になるわけですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 時間もありませんが。

就学指導委員会っていうのがございます。15名で構成しております、中央病院の先生にも入っていただく、それから各学校の校長、それから担当の職員、それから障害を持った子の親たちの代表の方、それから保育園の園長さんのお一人というような人々が構成をしまして、そこで一人一人細かく判定します。膨大な資料が出まして、私もそこへ出てるわけですけど。そしてあらゆる角度からその子どもについての意見が出されて、この子は知障がいいだろう、情障でもいいだろう、

それから普通学級でもいいだろうという選定をそこでやらさせていただきます。それをですね、各学校へ持ち帰りまして、それから教育相談員が中心となって親御さんと話し合いをやるわけですね。ぜひこの子はこういう今段階ですからこちらへどうですかとこう勧めて、おおむね了解を得てからクラス分けをすることになります。こんな手順でございます。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） わかりました。よくわかりましたのでありがとうございます。

それでは、4 点目のほうの質問ですけれども、一緒に学ぶ子どもたちとその保護者の理解と協力が得られているのか、その対応はいかんということで、実はここが一番難しいところじゃないかというような気がいたします。障害のお子さんとそれからその周りにいる子どもたち、一番理解を得なきゃいけないのがその周りにいる子どもたちだと思います。その保護者の方も当然そうだと思いますけれども、学校のほうとしては、もちろん家族も学校もそれから地域の取り巻く環境っていうか、それもみんな大事にそれは協力していかなきゃいけないのですけれども、学校としてはどのような取り組みはされておりますでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 先ほどからちょっと申し上げておりますが、なかなかその子どもさんの状況を、いや、こうだと言って理解しようとしなくて、理解できない保護者ももちろん一部にございます。なかなかその辺のところが大変でございまして、親御さんが理解をしてくれても、おじいさん、おばあさんのところでというような食い違いもこれは残念ながらあるわけでございます。最終的にはそういうものを取っ払ってフラットにしないと本当の社会人として一丁前に育っていくような子どもにならないだろうと、こんなふうに危惧をしながら、しかし、御家族の意思を尊重して進めております。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 御苦労さまですけどよろしく願いいたします。

こここのところでもうちょっと、もう 1 点だけお尋ねしますけれども、保健計画の 60 ページにこうやって記されています。今まで以上に療育支援体制の整備が必要となり、福祉係、教育委員会等で連携して体制づくりの検討を進めていると、こうやって書かれております。一番聞きたいのは、保健だとか医療だとか福祉だとか教育だとか、あるいは卒業した人の働くところだとか、そういう行政の皆さんたちもそれにみんなかかわってくると思うのですけれども、そういうものにかかわる関係する横の連絡会議っていうのですか、そういうものはこの役場の中にはあるわけなのでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） ちょっと記憶違いだといけないのですが、養対協という

ような組織ができておりまして、ただ、休眠状態といいますか、まだ活発な活動ができていないと。最終的には高等部に例えば、伊那養の高等部に行っている子どもたちの卒業後の就職であるとか、それからそのサポートの関係ですね、この辺のところは最終的にはかなりまだ難しいかなと。双方の理解がいくかどうかと、こんなことを懸念をしながら見ているところです。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 今の養対協の件なのですが、平成17年度に立ち上げまして、昨年また全体の会議を4月に行いまして、毎月ケース会議、実務者会議などをやっております。件数がだんだん多くなっておりますのでこれからまた活動のほうを活発にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 発達障害を含めましての障害関係につきましての、この保育園から学校、これは本当に難しい問題でありますし、これから真剣に考えていかなければならない問題であります。まず一番は保護者の理解をどう深めていくか、このことに重点を置いていかないと、なかなかこの事業は進んでいかないということでもありますので、これからそれぞれ課を横断をしながら、この保護者理解を得られる方策を少し掘り下げて検討し、保護者の皆さんと話し合いもしていかなければならないというふうに思っております。ここがネックであります。このネックを解決しないとなかなか前に進んでいかないということでもあります。

それから、養護学校との関係でありますけれども、毎年1時間半程度懇談会もいただいております。そういった中でいろんな問題提起もなされてきております。その要望に沿って本村の場合はできる限り要望に沿うような形で事業をしておりますので、その点はそんな御理解をお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 本当にいろんな方が、確かに1人そういう子どもがいるだけで大勢の方たちがそれにどうしてもかかわってしまったりして、今言われたような教育長さんも村長も同じようなことを結局なかなか保護者の理解というところにいってしまうんだけど、やっぱり1人ではどうしても対応できないものですから、役場っていうか行政が本当に横のそういう組織を持ってみんなで支え合って子どもたちに寄り添ってやっていただきたいという、そんなような思いで今回質問させていただいておりますので、ぜひそこら辺の横の連絡っていうものを一生懸命やっていただきたいということをお願いして次の質問のほうに移らせていただきます。

次は、小学校の英語教育の取り組みはということで、実はこれ12月の議会の際にもちょっと流してしまいまして失礼したのですが、小学校の英語教育について伺います。私も選挙のときに小学校から英語教育を訴えてきた経過もありまし

て、この状況について伺いたいと思います。昨年度から、平成23年度ですか、外国語活動が必修化されたということであって英語でなくてもと思いますが、本村が取り組まれている状況をお伺いしたいと思います。

1点目として、外国語活動について児童がどう考えているか、調べたこととか聞いたことってというのがございますかとかいうことをちょっと教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 外国語教育が平成23年度から始まりました。しかしですね、そのときに文科省のほうから2年前倒しをしてよろしいよと、こういう条件がついておりまして、小学校の校長お二人に来ていただきまして、綿密な打ち合わせをしたところ、どうしても平成21年度からやりたいと、ある校長はもう1年からやってもいいよと、こういう話もございまして、幸いなことにALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーとこう呼ぶわけですけども、外国人を1人お願いを予算づけしてもらいまして、そして平成21年度から実はやっているわけであります。

英語教育っていいますと、すぐ学力の問題だとか、例えば主語がどうだ、単語がどうだ、発音がどうだと、こういうことになるわけではありますが、この文科省が今推し進めている小学校5・6年生の英語につきましてはコミュニケーション能力の素地を養うと、異文化を理解すると、ここに力点が置かれているわけでありまして、我々の頭の中にあるような受験勉強だとか、受験の科目の1つだとか、そういう性質のものではないわけでございます。したがって、小学校の担任は自分で工夫をして英語の歌を歌ったり、あるいは1から20まで、ワンからトゥエンティーまで数えられるようにしたりと、涙ぐましい努力をしながらこの授業を展開しているわけでございます。

というようなことで、外国語教師を1人雇って、これは中学が本務ですけれども、小学校のほうにも行っていただいて授業をサポートしていただくと。大体がTT、担任とそれから英語教師とTT2人で1つのクラスを見ると、そこでノウハウを学んでいくと、こんな形で今推し進めております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 子どもたちがどう考えているかっていうのを聞いたことがありますかっていうことなのですが、まあいいのですが、実は私がちょっと子どもたちにいろいろ聞いたことがあるのです、5・6年生に。非常につまらない、おもしろくないっていう、五、六人に聞いたうちの半分以上がそういうふうにおっしゃっておりまして、確かに、英語っていうことにこだわってしまうと、そういうふうになるのかなと思ったのですけれども。

実はこの取り組みっていうか、英語について私はぜひ国際人に育ってほしいっていうそんな希望があって小学校からっていうことも言ってたのですけれども、実はいろんな識者の話を聞いてみると、なんかだめにするのは英語教育だっていう

ことを言われたりとか、一に国語、二に国語って言って、国家の品格ですか書いた先生もそんなことをおっしゃっているっていうこともありまして、非常にちょっと私としては異和感を感じたところではあるのですけれども。どんなふうにこれから今のようなあれを持っていくおつもりなのかっていうところをちょっと教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。時間が迫ってますので端的に。

教育長（征矢 鑑） はい。じゃ簡単にします。

児童からアンケートはとってませんが、授業が終わったところで授業者が子どもたちに「きょうはどうだった」と、そういうようなことを聞くようでありまして、その結果、校長の弁によりますと「おおむね良好である」と、こういう答えが返ってきてまして、ちょっといや応にしましては困るなと思いつついるわけであります。ぜひその辺のところでアドバイスをお願いをできればしていただきたいと思うわけですが。大半どんな授業でもそうだと思いますが、おもしろくて楽しくてとそういう授業を展開するには教師の力量というものが非常に問題になるだろうと思います。来年度はぜひ小学校を中心にしまして、英語をどんなふうに教えていくのか、あるいはこの授業のあり方をどういうふうにするのか、研修をさせていきたいと、こんなふうに思っております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） わかりました。2点目のほうをちょっとお願いいたします。

小学校の外国語活動には学級担任の存在が欠かせないということであります。先生の確保は大丈夫かということなのですが、今のTTということで対応されているということであれば、また学級担任が一定の授業をすることができるよう、教師のための研修っていうのは英語の研修っていうのはやられているのかどうなのか。小学校の今言う、その異文化を学ぶ程度の英語教育であるんだっならば、そんなに研修なんかする必要全然ないということであるのか、ちょっとそこら辺で教育長の考えていることありましたらお願いします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 教育長としましては、おろそかにできない事業でありますので、ここ2年ほど続けてですが、3校で毎年2回ほど研修会、全員の職員が集まりまして研修会をやっておりますが、来年のテーマの1つに取り組んでいきたいと。実はこれ2年前からそういうことを言っているわけですが、なかなかそこまで準備ができないわけございまして、できれば指導主事も含めた形でお呼びをして研修を深めていきたいとこんなふうに考えております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） わかりました。ありがとうございます。

それではちょっと時間短いですけど、次の質問、簡単で結構ですので教えてください。

さい。

区、組未加入者への加入促進ということで、通告の原稿をそちらへ差し上げてありますので、その原稿によって答えていただければと思います。

1点目として、最新の未加入者世帯数と割合をお願いします。昨年地域を回ってそのところに載っていたのは32.6%という数字があったのですが、今の現在で最も新しい未加入世帯数と割合を教えてください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 未加入者の割合でございます。未加入率は32.9%であります。平成23年8月時点と比べて0.3%ほど率が増加しております。しかし、世帯数が2.5%増加していますので、そういうことから考えると一定の行政の取り組みの効果というのは出てきているというふうには思っております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 4次の総合計画によれば、主要施策に区や組への加入を促進する地区の取り組みを支援するって書いてあります。今までにどのような支援をされたのか伺いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地区への支援であります。私になりまして途中からでありますけれども、区の相談員というのを設置いたしまして、その皆さんと一緒に支援をしておるという、こういう状況であります。また、窓口の対応につきましてもかなり強化をさせていただきました。相談員が出てきて実際にお話をお聞きするという、こういうこともやっておるところであります。したがって、この問題は本当に難しい問題でありますけれども、一歩でも前へ進むようにみんなで考えていかにやらんというふうに思っております。その中で一戸建て住宅、このことを基本としておりますので、その御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） この総合計画にですね、数値目標がいろんな事業について載っております。ここの欄だけ割愛されております。理由はともかくとして、今度載せてそれに向かって前進するとかいう、そういう意味っていか覚悟はございますでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 総合計画で数値目標を定めておりません。これは本村の場合には人口増の一途をたどっておるような状況下での総合計画策定でありましたので、目標の数値、大変難しいということで設定がされなかったところでありました。これからつくる総合計画につきましてどうしていくのかという、このことにつきましてはまた委員会の中で議論をしていただくというふうに考えております。この問題は本当に難しい問題であります。30年以上前から課題となっていてあります。そんなことで一歩でも前へ進むようなということでありまして、本村が目標といたしま

した茅野市の自治会の例も新聞報道で大きく取り上げられていたところであります。本村よりこれはひどい状況かなというような、新聞報道でそんな思いもしたところでありますので、全国的な傾向ということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 以上でもって私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで6 番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤泰久です。通告どおり4件について質問をいたします。

社会情勢の多様化等によりストレス等、体調、健康を害する人がふえております。人の活動の広域化により移動が広域になり、インフルエンザ、流行性疾患等多発しております。病院、医者にかかる機会も多くなっております。そこでなくてはならない国民健康保険のこの制度であります。国民健康保険特別会計であります。国の財政の厳しい中、国、県からの交付金の増加はしてるが思うような伸びにあらず、また主な歳入となる国民健康保険税が減少する中で、5大疾病でありますがん、脳疾患等、高額医療費がかさんでおるところであります。先日の説明の中にもありましたが、月300万円、最高では1,000万円というような人があるということで大変驚いたところでございます。

高額医療の対象者がふえており、前期、後期高齢者に該当する医療費が大きく伸びている厳しい状況の中であります。ほかの保険団体等も値上がりを経ざるを得ないと考えているとも聞いております。危機感を感じ、こうした厳しい状況の中で、国保予算の見通しについてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5 番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。

増加する国保予算の見通しはという質問であります。国民の医療費は年々これは増加しております。国でも特定健診やがん検診などさまざまな健診や予防事業を推進していますが、医療費の伸びに追いついていかないのが現状であります。この大きな要因の一つに、医療の高度化、そして高齢者人口の増加、この2つが大きく起因をしておるところであります。医療は年々高度化しておりますので、それに伴い

まして医療費というのは年々増加しておるといふ、こういった状況となっております。

国民健康保険は定年等で被保険者保険を離脱してきた加入者が多く、いわゆる医療が必要となってくる年代の割合が高くなっています。全体的に大きな増加をしている給付費ですが、南箕輪村は県内の国保の中で比較的やはりこの若い年代が多いため、1人当たりの医療費というのは県下ではかなり低位置、低い状況となっております。平成23年度の1人当たりの医療費は25万9,000円でした。ここ数年は毎年2万円ほどずつ増加しているのが実態であります。ちなみに65歳以下の方の1人当たりの医療費はおよそ16万1,000円、65歳以上になりますと41万5,000円、70歳以上になりますと50万円、年齢が高くなるにしたがって1人当たりの医療費というのも高くなってきておるところでございます。

村の国保の状況をこの3年間で比較しますと、平成22年度から被保険者数は2年連続して前年度比1%程度ですが減少をしておるところであります。しかし、65歳から74歳の前期高齢者の方は増加傾向にあり、平成23年度の人数は前年比3%増、医療費は15%増、平成24年度は見込みであります但人員は6%増、医療費は14%増となっております。特にこの前期高齢者の医療の増加という、こういうことが顕著にあらわれておるところであり、増加の傾向というのはとまらないと予想しております。

平成24年度の高額医療費の傾向は、がん、脳疾患が急増しております。一月100万円以上医療費がかかった延べ件数は、平成24年度はまだ年度途中でありますが平成23年度と比較して、がんがおよそ2倍の31件、脳疾患が2倍近い23件となっております。1人当たり年間で700万円以上かかっている方が10人、がん、脳疾患、骨の関係の病気であります。高度な医療ができるようになったことや、高額な薬の開発、治療の期間も長期にわたるようになってきていることが要因にあると思います。このことは村の国保に限ったことではなく、国全体の傾向と言えると思います。医療費が増加すれば当然国県の交付金も増加します。しかし、自主財源としての国民健康保険税もふやさなければ賄い切れません。平成23年度には国保税の引き上げをお願いをいたしました但、平成24年度は被保険者数の減少と加入者の低所得層の増加により、前年より国保税も厳しい状況が続いております。平成25年度は本当に厳しい国保運営となるという、こんな予想をしておるところであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの説明にもありましたように、医療の高度化、またそれぞれの高額医療が進んでおるといふところでございますけれども、この保険制度は維持していかなければならない中で、財政調整基金に関するところでございますが、ことしは7,500万円ほどを繰り入れており、平成25年度は基金より3,000万円を取り崩し、一般会計から460万円繰り入れられるというような予算を立ててあ

りますが、その中で基金が底をつくことも想定される状況であるというようなことを聞いておりますが、その状況について質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国保基金の状況であります。平成24年度は医療費の増加に加えて国民健康保険税の落ち込みにより基金を7,500万円余り取り崩し対応するようにしてきました。また平成25年度の当初予算では3,000万円を取り崩す計画としております。そうしますと、基金の残高280万円余と、こうなってしまいまして、ほぼ底をつく状態となります。しかし、今年度末に来て国県の財政調整交付金が予定より多く交付されることが今月に入りわかってきました。予算より多く交付されれば基金の取り崩しが少なく済むんじゃないかと思っておるところであります。したがって、基金残高280万円余がふえていくという、こういう可能性はあるところあります。

しかしながら、依然として厳しい状況を踏まえ、前回国保税の引き上げをした際にも国保運営協議会で今後は3年に一度くらい状況を見ながら検討をしていく必要があると、こんな御意見もいただいております。今後はそうした状況で推移していくものと思っております。基本的には国保会計というのは特別会計であります。特定の人が加入をしている保険であります。したがって、国保会計の中で賄うべきというのが原則であります。しかし、経済状況等を勘案していけば、なかなかそうした状況とはなっていないという、こういうことありますので、一般会計から法定外繰入、国保税の両面で考えていかなければならないというふうには私自身は思っております。基金の状況は底をつく状況にあるという、こういうことはそんな御理解をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） このような厳しい財政状況の中で、村民もやっぱり自分自身、またそれぞれ皆さんの健康管理、健康維持には留意していかなければいけないということを強く感じるものであります。病気の予防、健康増進に心がけなければならないと思っております。

その中で特定健診の受診率が45%が見込まれるというような中で、受診率の向上、これに取り組んでそれぞれの村民が健康維持、自分の健康というものに真剣に取り組んでいかなければならないということを考えるところあります。生活習慣病の早期発見、早期治療を行うことが必要であり、そのための保健指導や健康増進の取り組みについてお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 特定健診等の健康増進の対策の御質問でございます。

特定健診、保健指導制度につきましては、平成20年度から開始されて5年目となりました。この制度は内臓脂肪に起因する糖尿病や脂質異常症、高血圧症は予防可

能なことから、メタボリックシンドロームに着目した健診等の制度として開始をされたところであります。平成23年度における国保の特定健診の受診率は本村の場合は38.7%であり、県の平均を下回っている状況となっております。

そこで、平成24年度におきましては、特定健診の未受診者への受診勧奨と相談保健指導の充実、重症化予防に重点を置き実施をまいりました。まずは検診を受け、自分の健康状態を知っていただくこと、これが第一歩でありますので、未受診の方への働きかけとして、受診希望の有無にかかわらず特定健診対象者全員に受診券を郵送させていただきました。その中で4年間受診していない方を中心に家庭訪問を行い、受診を促したところであります。その結果、集団健診の受診者数は前年より180人、大幅に増加をしたところであります。したがって、行政側からの働きかけにより受診者数というのはふえていくんだなという、こういう結果となっておりますので、こういった活動というのはしていく必要があるというふうに感じたところであります。

また、より受診をしやすくするよう上伊那医師会と委託契約をいたしまして、指定医療機関でも受診できる体制をとりました。そんなことで受診しやすい医療機関がふえてきたと、こういうことであります。健康相談や保健指導、重症化予防については、保健師や管理栄養士、健康運動士による相談や家庭訪問を実施をしているところであります。また、栄養士につきましては、この4月1日から市内1人ふやす予定でありますので、そういった指導体制も充実をさせてまいります。特定保健指導制度の対象者だけではなくて、健診結果から糖尿病や慢性腎臓病、高血圧のリスクが高い方を対象に、優先順位を決めて相談や訪問を行っております。このほかにも国保の方に限った事業ではありませんけれども、各種がん検診やウオーキング教室などの保健指導も実施をしているところであります。今後も健康づくりや生活習慣病の予防、重症化予防に継続して取り組み、健康で長生きの村を目指してまいります。そして医療や介護にかかわる費用を少しでも抑えることにつながるよう努力をしていきたいと思っております。

しかし、こうした取り組みにつきましても結果が出るのはかなりまだ先になるという、こういうことでありますので、常に受診を促す、健康相談体制を充実をしていく、先を見越した事業というのを実施していく必要があるというふうに思っておりますので、その辺は充実をさせてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの説明にありましたように、健康指導や健康増進等の指導が取り組まれておるわけですが、すぐに結果が出るものではありませんので、地道に根強く取り組んでいっていただきたいと思います。

次の質問に移りまして、ごみの減量化ということで質問をいたします。

各地区ごとに可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の分別収集をしておりますが、私

もごみを出しにいくたびにごみの多さに驚いております。スーパーや販売店において県の指導にもより、またレジ袋の廃止や、ごみの減量が叫ばれております。本村におけるごみの量はふえているのか。また近隣の町村に比べてどうなのかをお尋ねいたしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ごみの減量化についてのごみ収集の現状についての御質問であります。

平成24年度のごみ収集量は1月末までの実績で可燃ごみが1,858トン、1.5%の増、不燃ごみが252トン、3.5%の増、資源ごみが506トン、6.9%の減少となっております。全体としては前年度同時期と比較いたしまして0.1%増という、こういう状況となっております。内訳から見ますと、この可燃ごみの中ではごみステーションから集められるごみが全体の7割、1,323トンで0.9%の増加となっております。また、事業系ごみや剪定などの枝などの直接搬入するごみが527トンで3.2%増加しているという状況であります。可燃ごみは伊那中央清掃センターで上伊那全体のごみを処理を行っておりますが、微増しているのは南箕輪村だけでございます。ふえておるのは、ふえておるといっても本当に微増でありますけれども、そういった状況は本村だけであります。ただ、これは比例をいたしまして人口も当村だけが増加しているという、こういうことになっておりますので、そのことも要因の一つではないかと考えております。本村を除いた他の7市町村は人口が全て減少しておりますので、人口がふえればごみの量もふえるという、こういう相対的な面がありますので、その辺はそんな傾向なのかなというふうに思っておるところでございます。

また、この生活スタイルの変化による排出されるごみの組成の変化も影響していると考えています。ペットと一緒に住めるアパートが建てばそこからかなりの可燃ごみが出てまいります。また、高齢者がふえてくればそこからも大量の可燃物が出てまいります。そういったことも増加の要因となっているのではないかというふうに思われます。

不燃ごみにつきましては、箕輪町にあります伊北クリーンセンター八乙女で処理をしております。今年度は全体の6割を占め、ステーションからの収集ごみは3.3%の減少をしております。センターに直接持ち込む粗大ごみ、不燃ごみが24%と大きく増加をしております。

資源ごみは唯一減少しています。このところ村の資源ごみというのは減少の一途をたどっております。特に古紙資源が12.7%の減少と大きく減少しており、理由といたしましては、スーパーの店頭にて回収されることができるようになったことなどが考えられているところであります。そういった理由で減少している場合はいいのですけれども、可燃や不燃ごみに混在して排出される場合、やはり資源に分別して出していただく必要があります。そういった広報や指導が必要となってくる、こんなことを思っておるところであります。

今年度より上伊那広域の取り組みといたしまして、村でも年4回ごみのこの組成調査を行っています。平成15年度から実施しているごみ袋の有料化チケット制度の導入以降、村で収集するごみはそれ以前と比べて大きく減少しました。しかし、それも底打ち感が出てきておりますので、こういった組成調査をすることからごみの実態をまず把握してみたいと。そして有効なごみ減量化政策を打ち出していくように考えているところであります。その組成調査の結果を待ってこういった減量ができるのかということを検討をさせていただきたいと思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） そうした中でごみの減量化を図るということにおいて、一番簡単といいますか必要なことは、生ごみについては各家庭において堆肥化すれば減量につながると、そんなふう思うところでございます。これは村民それぞれの努力によって減るものであり、以前生ごみ処理用としてコンポストというようなものがあっせんされておったと思います。生ごみ処理機等の普及を促進することが必要ではないかと思われております。平成25年度に生ごみ処理機設置補助金として60万円が予算計上されてますが、どのような器具なのか。またどのように村民に普及、啓発して生ごみの減量を進めていくかということを質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 生ごみ処理への補助の御質問でございます。可燃ごみに占める生ごみの割合は重量比で40%あります。まさにこの生ごみの減量化がごみの減量化のポイントとなっております。村でも平成10年度より生ごみ処理機の補助金要綱を設置して、コンポストで2基、電気式で1基まで購入費の2分の1、上限2万円の補助をしてきております。また、平成21年度には生ごみ処理機補助金を利用した住民の皆さんに、生ごみ処理機に関するアンケート調査を実施し、その結果から補助を使って購入した機械も4年ほどで壊れたりして使われなくなっていることが判明をいたしました。これらの人の更新にも、補助が出る場合再び処理機を購入したいとする回答が75%ありましたので、平成22年度からは前回の補助金の交付から6年以上経過している者は更新についても補助対象にするよう要綱を改正し、生ごみ処理機の普及に努めてきているところであります。

現在まで補助した台数でありますけれども、コンポストで43台、電気式で583台となっています。しかし、ここ数年は年間10台程度の申請しかなく、ピーク時の70台から比べますとその普及率は低迷をしている、こういった状況であります。

平成24年度から伊那市では3年間の時限立法、時限の期間付きの措置として、生ごみ処理機補助金を2万円から3万円に引き上げております。こうしたことが市民の関心が高くなってきて、ごみの減量化に一定の成果が出ていると、こういった話を聞いておるところであります。

先ほども申し上げましたとおり、村の収集ごみ微増傾向でありますので、こうい

った中で本村でも平成25年度から現在の2万円の補助額を3万円に引き上げを行い、ごみの減量化への取り組みの新たな足がかりになればと考えておるところであります。ただこれをどう周知していくかということにつきましては、村報やチラシ等で周知をして、できる限り自家処理をしていただくようお願いをしております。ただ、本村の場合には新興住宅地もかなり建ってきておりますので、なかなか自家処理をしてそれを出すところがないという、こういう現実もありますので、自家処理できる家庭につきましては、できるだけ自家処理をお願いをしていくという、こういう取り組みをしてまいりたいと思っております。

また、集落のモデル地区として、大型なそういった処理機で処理ができるような、そんなこともやっている市町村もふえてきておりますので、そういった検討もしていく必要があるのではないかなという思いもしておるところであります。ただ、この問題につきましては、大変時間を要する問題でありますので、もうしばらくお時間をいただきたいなというふうに思います。いずれにいたしましても、ごみの減量化を図ることによりまして、今計画をしております上伊那広域連合の中間処理施設一本化、この建設の状況にも影響をしておりますので、できるだけ減量化に努めていくように努力をしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの説明にありましたように、生ごみの占める量というのはたくさんであるということで、ぜひともこの生ごみ処理機を普及させて減量化に努めていっていただきたいと思うわけですが、村報等の活字だけではなく、それぞれの何か大きなイベントのときには、ぜひごみ処理機はこういうものだと、私もちょっと電気の処理機は知りませんが、イベントで大勢集まるときにはこの補助金が3万円になるなら3万円だと、3万円の補助がつかますからぜひ普及してくださいというような御努力をお願いしたいと思います。

続きまして、村郷土館の充実をということであります。郷土館も御承知のように、中学校の木造校舎の一部を移築して村公民館の隣に今建ててあり、途中で改修が行われて現在に至っているところであります。館内には村内遺跡から出土した土器、石器、また古文書等が歴史資料や民族資料が保管されて展示されております。中にはイギリスの展示会に出品したほどの珍しい貴重な土器もあります。しかし、まだ整理されてないもの、展示されていないもの等があり、今のスペースでは狭く無理というように思われております。折しも農業集落排水処理場のいずみ苑の稼働が終了し、郷土資料の保管庫として改築が見込まれているところでありますので、ここに移転し充実をしてはどうかというような思いがありますが、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 郷土資料館の充実は教育委員長の答弁になっております

けれども、私のほうから若干答弁をさせていただきたいというふうに思います。

郷土館につきましては確かに古い施設であります。耐震化もなされておられません。一番先につぶれるのは郷土館かなというこんな古い施設であります。

経過につきましては若干申し上げます。郷土館につきましては今から10年ちょっと前ごろに検討した経過があります。検討委員会も立ち上げながら検討してきたところでございます。そのときは本当に有利な起債が郷土館の建設にもきくという、こういう時代でありましたので、検討をしてそういった起債を利用してつくろうという、こういうところまでいったわけでありまして、途中でその起債がなくなってしまうました。したがって、郷土館をつくる場合には、全く単費でつくらざるを得ないというこういう状況になって、現在の郷土館を若干改修をして村民の皆さんや子どもたちに見ていただけるような形にしたというのがこのところの経過でございます。しかし、郷土館があればいいのかどうかという、こういうことにつきましては、決してそういうふうに思っているわけではございません。今、村の公民館耐震診断を行っております。それらと合わせてどう組み合わせていくことができるのか、この辺の検討もしてみたいというふうに前々からも申し上げておるところであります。

また、農集の処理場でありますけれども、あれは郷土館の保管庫ということで考えておるところであります。あそこへ郷土館をつくってみてもちょっと場所的にこれは見にいていただけないという、こういうことでありますし、人の関係もありますので難しいというふうに考えております。

したがって、今申し上げましたように、郷土館をつくるということや整備を図るということであれば、やはり学校周辺、この役場の周辺、この場所が一番いいだろうというふうに考えられますので、その辺を踏まえて村の公民館との耐震診断の結果も勘案をしながら検討させていただきたいというふうに思っております。村の古い歴史、そういったものを残していく、このことは重要なことでありますし、そういったことからこの村を学んでいただく、このことも重要なことであります。南箕輪村の場合には自立を選択して、村でいくということでもありますから、村の歴史を知る、そして村民としての誇りと意識を持ってもらう、こういった取り組みも必要となってまいりますので、その辺のもろもろのことを勘案をしながら今後検討をしていくことになろうかというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 済みません。特に教育委員会として考え方がございましたら。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 村長のほうでお話ししていただきましたのでよろしいかと思いますが。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 現在、出土された中にもまだ今その倉庫に眠っているというようなものがたくさんあって、まだ修復、整理がされていないという中でありますけれども、貴重な村の文化財でございますので、その修復、整備にぜひ人件費予算をつけて、修復等を進めていただきたいと思いますと思いますが、その点についてお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 文化財の修復、整理に予算をといる、こういうことであります。当然のことだというふうに思っております。村の場合には人口がふえてきております。平成17年のときにアクションプランをつくりながら合理化対策を実施してきたところであります。それによって職員数をかなり減らしてまいりました。逆に人口がふえてきており、このギャップというのを私今感じておるところであります。本当に住民サービスの点でどうなのかなという、こんな思いもあるところでありますので、またこの辺につきましては、また議会との御相談もさせていただかなければならないというふうには思っております。そんなことで御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） ただいま前向きの答弁をいただきましたので、小中学生や村民が郷土の歴史や文化に誇りを持って親しめられるような郷土館にさせていただきたいと思います。

次に、除雪対策についてでございますが、同僚の議員さんからそれぞれの質問が出ております。その中で答弁を受けておりますので、1 点だけ私ここでお願いしたいと思うところは、除雪した雪、それが今回は路肩に多く積もったというような状況でございます。しかし、その雪の除去、それに関しては、1 例を申し上げるなら、田畑の国道から西天に向かうあかん坂等がありますけれども、片側はもう山林でそこへ土地の所有者の承諾を得た中でお願いしたいのですけれども、そういうところへ雪をよける、そこへ捨てるというような形をとったりして道路を広く使えるような形にすればということも考えるところでありますが、あかん坂においてはちょうど南に林を背負っていてなかなか解けない。昼間解けては夜凍る。そして上のほうが多少カーブになっておりますので、来た車もブレーキが大変だ、危険だということもあります。それで区民のボランティアの方がそれを除去したというような経過がございます。そういった中で役場の場合でもそうですけれども、山林等があったらそこに置いて舗装ですので砂利等は移動はないと思いますので、そうすれば自然と除去費用も少なく済むんじゃないかと。ただし、土地の所有者の承諾を事前に得てやっていかなきゃいけないので、地区のそれぞれの関係の皆さんと綿密な話し合いをしてやっていけばいいんじゃないかと、そんなように提案をするところでございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） いいのですかね、答弁は。答弁は要りませんか。

5 番（加藤 泰久） いいです。今は提案でございます。

議長（原 悟郎） これで、5 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

続きまして、1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号 1 番、百瀬輝和です。

ことしの冬は例年になく雪も多く、大変な思いをされた方々もおられることでしょう。また被害を受けられた方には一日も早い復旧をお祈り申し上げます。冬来たりなば春遠からずと言われます。春は確実に近づいております。昨年政権も変わり、景気、経済の春も早く来ることを期待するところです。

今月 3 月は自殺対策強化月間です。今年度は自殺者の数も全国的に 1 万人を下回り、長野県下でも 480 名を下回りました。自殺対策の取り組みの成果が出ていると考えられます。村でも今回こういうような心の体温計がスタートしました。全国の自治体でも今導入が進んでいる取り組みです。大変評価できる取り組みだと考えます。多くの村民の皆様にご利用していただきたいと思います。

さて、最初に、ふるさと納税の充実、推進について伺います。ふるさと納税は 2008 年 4 月に地方税法の改正により、住民税を好きな区、市町村に寄附できるようになった制度です。ふるさととついているために、自分の生まれ育ったふるさとのために住民税を支払う制度というイメージが一般的には強いのですが、実際には日本全国どの市町村でも選べるし、ふるさと納税した自治体からお米、肉、農産物、海産物などさまざまな特典が送られるケースがふえているのです。ちなみに一番人気はお米だそうです。その特典を求めて今全国的に注目を集めています。南箕輪村でも充実した取り組みをしてみませんか。村長お願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。ふるさと納税の充実推進についてであります。

ふるさと納税について充実した取り組みをとということではありますが、全国的に見ますと、自治体によってはふるさと納税に相当な力を入れている自治体もあり、年間に 1,000 万円単位の寄附をいただいているところもあるようであります。ふるさと納税につきましては、制度ができたときから、その目的や手段についてこれは賛否両論があるという、こういう制度であります。しかし、制度は制度としてありますので、当村でももう少し取り組みを充実していきたいと考えております。

当村のホームページにもふるさと納税について掲載をさせていただいておりますが、特典品につきましては 1 万円以上寄附をしていただいた方にその特産品をお送りするようになっております。この特産品につきましては特に決まっているわけではなく、担当者が寄附をされた方に喜ばれるようにとその時期により旬な野菜や果

物などを選んでお送りをしておるのが実態であります。

今後でありますけれども、村の特産品といってもこれは限られておりますので、できれば上伊那単位ぐらいで考えて、村の開発公社味工房やJAあじ〜ななどと連携をしながら、特産品の見本写真をこのホームページに載せていければいいなという、こういうことも考えておるところであります。寄附をされた方が特産品を選択できるというような、そういうことは必要でありますのでしていきたいというふうに考えております。ふるさと納税というのは本当に特色のある市町村というのは額もかなりふえてくるわけでありまして、本村の場合にはそうはいつでも極端な特色があるという、こういう自治体ではありませんので、そんな点は御理解をいただきたいと思ひますし、出身者の数にもこれは本当に影響してくるところであります。本村の場合は6,000人の村でありましたので、そこから人口がふえてきておるというこんな状況であります。同時に、本村から他へ出ていく方もかなり多くおるわけでありまして、この村に住んでいる中でふるさとへの思いという、気持ちという、こういったことを強くしてもらうようなそんな施策も実施をしていく必要があるのかなと、こういう思いでいるところでもあります。

ふるさと納税の額につきましては、年によって多い、少ないがあります。平成22年が13件で17万円、平成23年が21件で41万円、平成24年が途中でありますけれども15件で25万円という、こういうふるさと納税をいただいております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 税収外収入として各自治体取り組んでいるそうです。また、全国的にも投資目的で見られている方たちがふえてきているということです。特典を明確にすることでふるさと納税がふえる可能性があります。よろしくお願いいたします。

次に、保育所、学校関係の危機管理状況を伺います。今回質問する危機管理は防災関係ではなく、教育関係者の不祥事、暴力、いじめ、それと給食の事故などのさまざまな問題が起きています。村の教育委員会ではこのことをどう捉えて対策をしたか伺います。

また、給食事故については子育て支援課にも伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） それでは先に、唐木村長。

村 長（唐木 一直） まず、保育園関係、私のほうからお答えを申し上げます。

学校の不祥事と暴力というのは、これは大きな問題になるような事案というのは余りないところでございます。その都度保護者の苦情とかいろんな問題につきましてはすぐ対応しておりますので、そんな点は御理解をいただきたいというふうに思ひます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 村長、給食事故、保育園の関係。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 給食事故につきましては特にございません。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学校での不祥事、暴力、いじめ、給食事故等々についての百瀬議員さんから御質問でございます。

学校現場での不祥事、また暴力、いじめ等々が全国各地で発生してテレビとか新聞、こういうもので何回となく報道されておりまして、教職を携わった一人として非常に残念であり遺憾に思っております。

本村の小中学校におきましては、不祥事、暴力、いじめ等々の根絶についての研修等々につきましては、全職員によって行っております。その中で体罰、またはセクハラなどについてのチェックリストによる自己採点、自己点検、こういうものも定期的実施しております。また、校内組織におきましては、いじめ・不登校対策委員会等々を設けて、未然防止も含めきめ細かな対応を現在進行中でございます。

中学校では、昨年生徒からいじめ問題に対する提案、これがありまして、明るく楽しい生活を送れるようにするプロジェクトチームを立ち上げました。全校クラスから有志が立候補して南中人権宣言を完成させました。生徒たちの意思を尊重し、大切に育てていきたいとそうように考えております。

給食の事故に関しましては、先ほどもお話ししましたが、緊急時対応マニュアルを順応した対応を考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 県のほうでも倫理向上専門部会で報告書なんか、その教員の不祥事だとか暴力、いじめについて出されていて、今検討中らしいです。また、マニュアルも4月の中旬あたりに県の教育委員会のほうでは出してくるということです。また南箕輪村の教育委員会としてもしっかりと捉えてお願いしたいと思っております。

また、これ極めて重要な事件が起こってきたわけですから、組織を管理する教育委員会として常に敏感に取り組む必要があると思います。未然防止の対応、平常時の取り組みが大切です。また調理員の皆様は大変、先ほどお聞きしているのですが、御苦労されて取り組んでおります。本当にありがたいことだと思います。

給食事故のアレルギー疾患について伺いますが、誤食を回避するためにリスクマネジメントだけでなく、万が一誤食したときの緊急時対処について具体的に決めとく必要があると考えます。アレルギー疾患といっても軽いかゆみ、湿しんから強いアナフィラキシーの死に至る重いものまであります。厚生労働省では、小・中・高・保育所向けのガイドラインがつくられています。学校や保育所の教職員全員の共通理解があつてこそ適切な対応ができます。またアレルギー問題が医学的にも専門性が高く、そのために小児アレルギー専門医による研修実施が必要だと考えます

が、このことについてどうでしょう。

議長（原 悟郎） それでは、先に、唐木村長。

村 長（唐木 一直） アレルギー問題につきましの御質問であります。村内の保育園でもこのアレルギー疾患を有する子どもがおります。毎年全体の４％から５％になっております。平成24年度には629名の園児数のうち24人がアレルギー疾患を有するお子さんであります。その原因となる食物はいろいろあります。多岐にわたっておるところであります。保育所におきましては、アレルギー疾患を有する子どもの対応としては、入園児申し込みのときにアレルギーの有無を確認し、医師による指導票の提出をお願いをしておるところであります。そして、保護者と保育園職員や栄養士が面談を行いまして、症状や除去食、代替食について共通認識を持っております。そういったことで調理をしておるところであります。間違えないようにということで、そのことには心がけておるところでありますし、名札をつけて給食を出しておると、こういうことであります。またアレルギー疾患の園児が多い園では職員の増員、このことも図っております。万全な体制をとっておるところであります。

現時点の対応といたしましては、この厚生労働省から出されているガイドラインに従いまして、速やかに医療機関に緊急搬送する体制も整えておるところであります。保育協会等々でこういったアレルギー疾患への理解や対応につきましの研修会、検討会も行っておるところであります。さまざまなことを行いながら、アレルギー問題に対応しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） アレルギー疾患の研修等々につきましてでございますが、アレルギーにつきましては先ほどもお話ししましたように、12月に再度調査を行ってきて養護教諭、担任が再確認をしておるところでございます。これにつきましては、まず個々の児童生徒についてそういう疾患を持っている子どもたちですけれども、家庭と十分に連絡を取り合って、実態を把握すること、それとか関係者が情報を共有すること、こういうことが重要になると思います。

もう一つは教職員の食物アレルギーへの認識度、こういうものをですね、もっと高めなければならないと考えておりまして、研修というものを大切だなと思っておりますので、そこら辺も共通認識のもとに適切な対応ができるように務めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ガイドラインでも「関係者の共通認識のもとに機能するためにその努力と研修が必要である」と書かれています。また「研修を計画的に実施することが課題であり、特に」、先ほども言ってますがエピペンですね、「エピペンの使用に関しては地域でしっかりと検討をし、より安全を目指す」とあります。

医師法第17条の解釈なのですが、医療行為について2008年4月に文部科学省よりその医療行為に違反しないという見解が示されているわけですね。緊急時には職員も使用することができるという見解なのです、これ。この見解を間違えないようにしっかりと取り組みをお願いしたいと思います

次に、先日の新聞で教育委員会の会議の傍聴がほとんどなされていないという記事がありました。そのことをどう考え、また村の教育委員会のホームページにはほとんど内容が公開されてない今状態だと思うのですが、そのことについてどうか伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 2月22日の新聞だったと思いますけれども、公開が原則の教育委員会会議の傍聴者が昨年度県内77市町村のうち8割余ですか、それに当たる63市町村が年間を通じてゼロだったという記事がありました。その中で教育委員会としては知らせ方とか、開催時間など工夫をする必要があるとの指摘も出されておったかなと思います。

本村もその63市町村に含まれておりまして、教育委員会といたしましては、開催日時につきましては、地方新聞である南箕輪版に載せてはありますが、積極的な広報、こういうものの不足から、住民の関心の低さとか薄さがあるのではないかなと思います。

教育委員会の内容をホームページで公開したらどうかという御意見でございますけれども、このことにつきましては今後教育委員会でさらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 学校の管理運営に当たるとともに、生涯学習、社会教育、スポーツ等の幅広い分野における施策を展開する委員会ですので、しっかりと公開をしていくようによろしくお願いしたいと思います。先ほど同僚議員が言った評価の結果だとか、会議の内容、今年度は通学路の安全点検もされたわけですよね、そういう内容なんかをしっかりと載せていくことが大事なんだろうなと思います。やはり開かれた教育委員会になっていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、中学3年生に命の大切さを教える誕生学の授業を取り入れたらどうでしょうかということです。これは、子どもたちの心の健康づくりを養うため、埼玉県八潮市で昨年9月から中学3年生を対象に始めた全国初の取り組みです。誕生学とは自分がどのように母親のおなかの中で成長し、どのような力を使って生まれてきたかという学習、あわせて親や家族の気持ちなども伝え、命のとうとさを考える、生まれてきたことがうれしくなると未来が楽しくなる、自尊感情を育み、いじめ、自殺などを起こさない正しい心の発達を助ける新しい教育プログラムです。性教育に

関連する部分を出産、出生側から見据え、避妊か禁欲かで論争する余地のない、生まれてきた命としての自分たちという側面に着目した教育プログラムです。また、緊急時の対応能力を養うために、大切な人の命を守るため、緊急救命講習の授業も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 誕生学につきましては、議員さんがおっしゃられたとおり2005年ですか、それに設立された日本誕生学協会のライフスキル教育というふうに聞いております。その協会団体についての理解が十分では私どもありませんので、そのプログラムを積極的に取り入れることはなかなか難しいのではないかなと考えております。なお、中学校では3年間に性教育、または道德学習の中で自尊感情を高められるようにということで現在は取り組んでいるところでございます。

次に、救急救命についてですけれども、中学校3年間の保健学習で授業を行っているわけですが、その2年生の分野につきましては傷害ということを中心に行っております。切り傷とか、骨折とか含めてそういうようなものですが、中学校の3年生の中にその単元がございまして、心肺蘇生として心臓マッサージ、人工呼吸法等々を行っており、心臓マッサージにつきましては、その実習につきましてですけれども、ボールですね、ゴムボールとか、バレーボールとかそういうようなボールですが、それを代用しての実習ということで行っております。訓練用のマネキンを使つての実習につきましては、救急救命士の指導が必要となりますし、また、職員が行っているような3時間コースの普通救急救命講習は生徒の人数が多いため非常に困難というところでございます。現在はそういうところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） この誕生学、埼玉県が始めたのですが、授業を受けた生徒の反響とすれば、「心が動かされて涙が出た」とか、「自分が生まれてきたことに誇りを持とうと思った」とか、「誰にも愛されていない人はいない。それを忘れずに生きていくことが大切だと思った」、また、「今まで命について真剣に考えた経験がなかったため、とても有意義な授業だった」と充実感を漂わせていたほか、性についても「通常の保健の授業では得ることのできない視点を持った」と話していたそうです。大切なこれ道德の教育だと思うんですね。ぜひともこれ前向きに、今までどおりだとかじゃなくて、新しいものがこうやって出てきたら新しいものをどうやって取り入れられるのかなっていう工夫が大事だと思うんですね。

救急救命についても簡易的な心臓マッサージって教育委員長言われましたが、胸骨圧迫とAEDの講習だと思うのですが、AEDにつきましても胸骨圧迫とあわせてしていかなければ意味がないことなので、しっかりとそこを子どもたちに教えていく、命の大切さを教えていくというのが教育委員会の務めじゃないのかなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

関連して、子どもたちの安心・安全を守るため、子どもへの暴力防止プログラムとしてCAPプログラムを取り入れたらどうでしょうかという提案です。このプログラムは虐待や性暴力に対して、子ども自身が実践できる護身術としてアメリカで1978年に考案されたものです。日本には公立小中学校や自治体市民団体による企画などで実施され、人権教育として行われています。子どもが安心して自信を持って自由に生きる権利があります。プログラムには教職員ワークショップ、保護者ワークショップ、子どもワークショップ等があります。CAPプログラム、これを取り入れませんか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） いろいろな御指摘ありがとうございます。

CAPとは、今議員さんが申しましたとおり、子どもたちへの暴力防止の略ということで、子どもたちが自分自身の持っている権利、こういうものについて理解をして、その権利を奪おうとするいじめ、痴漢、誘拐、または虐待、性暴力、こういうものから自分を守るための人権教育プログラムというふうに言われているかなと思います。

このプログラムにつきましては、費用とか時間とかそういった面でいろいろ問題がある面もあります。すぐに学校で取り入れて実施するということはちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 子どもたちが自分で自分の身を守るというプログラムになってますので、さっきからちょっと後ろ向きな返答しかもらってないので私も考えちゃいますが、子どもたちの環境づくり、子どもたちのために我々大人が何ができるのかなというところをしっかりと捉えてお願いしたいと思います。

次に、障害者優先調達法の推進について伺います。障害者就労支援になればと思って、ひまわりの家で製作しているヒノキ箸の利用ができないかと考え調査をしたところ、来年度より2歳児健診のときにヒノキ箸を配布するとお伺いし、私はがっかりしたのと同時にさすが南箕輪村の職員は優秀だなと思いました。そこで、内容を少し教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 箸の関係であります。食に興味を持つこと、あるいは箸の使い方を効果的に学んでもらえるようにすること、そして大芝の間伐材を利用してヒノキ箸を使った木育、食育事業を企画をしておるところであります。村の木でつくられ、村でつくった箸を使い、あわせて障害者の就労支援の一助になればということで、ひまわりの家の箸を利用するよう計画をいたしました。そんなことで御理解をお願いいたします。

箸につきましては、子どもの手の大きさに合った太さと長さのもので、村のキャ

ラクターのまっくんも入れたデザインを製作していただくよう、こんな計画もしておるところであります。具体的には2歳児健診のときに栄養士が指導をしながら、その使った箸を持ち帰って家でも使っていただくという、こういうことになっております。そんなことで推進を図ってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 大変評価できる事業だと考えます。まず、障害者の就労支援になること、子どもの木育、食育、箸の正しい使い方につながることで、親子のかかわりができること、大芝高原の間伐材を利用でき、地元の木の箸であることです。

そこで間伐材の供給はしっかりとお願いしたいと思います。また、2歳児に箸ですから、最初から正しく使えません。そこでまっくん木育、食育絵本のようなものを正しい箸の使い方、栄養指導、食事のマナーなどの指導要綱が必要だと考えます。箸の使い方については、ステップ1、ステップ2、ステップ3ぐらい制作して、正しく使えるようになるのが自分のことを考えても小学校の低学年ぐらいだろうと思います。親子の触れ合いや食事のマナー、食の重要性を学べる大切な機会になります。できれば料理実習をして食事を楽しむ企画も大切だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 普及のためのいろいろなもの作成という御質問であります。箸の使い方、マナーの教材につきましてはプリントやパネルなどを使って行っていく予定であります。どのような教材が効果があるのか、そんなことは工夫をしながら実施をしていきたいというふうに考えております。

木育や食育の絵本をつくってみてはという提案をいただきました。本村の場合には村の民話10巻をつくった経験があります。本当にすばらしい民話ができたといいふうに思っております。そういった実績がありますので、個人的にはこのまっくん食育絵本とか、まっくん木育絵本ができればこれは本当におもしろいというふうに思っておりますので、その辺はまたすぐというわけにはまいりませんけれども検討していく要素があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、村民のための体育施設の充実をしていただきたいという点です。今回大芝の屋内運動場と村民体育館と大芝のテニスコートについて伺います。

大芝の屋内運動場ですが、冬場や雨天時の練習場には大変いい施設です。整備が行き届いていない点が多少見受けられる点があるのでちょっとここでお願ひしたいのですが、各種の競技が頻繁に冬場は使われるものですから、競技によれば地面を

掘ってしまうようなことも起こり得ます。グラウンドの状態、地面の状態が非常に悪い状態で捻挫を起こすような状態です。早急に整備をしていただきたいというのと、また建物が20年を経過して老朽化が進んでいます。長寿命化計画を立て整備をしていく必要があると考えます。先日も水漏れ事故がありまして、その会場、屋内運動場を撮っておいたのですが、2週間前ですかね、使えない状態だったです、1週間ほど。そのために管理と使用のルールを徹底する必要があると思いますが、その点についていかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 屋内運動場の整備についてであります。屋内運動場は昭和62年に建設され25年が経過しております。老朽化が進んできておるところでありますので、長寿命化計画を立てて計画的な維持管理に努めていく必要があるとは思っております。改修の必要性がある、このことは私も感じておるところであります。

グラウンドの整備は早急に指定管理者である村開発公社に依頼をしながら整備をさせます。また水漏れ事故につきまして使用ができなかったということでもあります。団体にも徹底するようにそんなルールを厳守するようにしてまいります。ただ、この後の質問にもありますけれども、村民体育館の整備や大芝テニスコートの整備等々の御質問がこれからありますので、優先順位の中でやっていかざるを得ないというふうに思いますので、その辺は御理解をお願いをしたいと思います。

また、この大芝屋内運動場につきましては、今年度まだ福祉空間の補助金があるようでありますので、早急にこれは挙げていきたいと。屋内運動場の整備、3,300万円の補助金があるということでもありますので、つけば実施をさせていただくと、つかなれば長寿命化計画の中で計画的にやっていくと、こんなことで御理解もお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひします。

村民体育館についてですが、文字どおり村民のための体育施設です。しかし、現在競技によって使用できず、他市町村の施設を高い使用料を払って借りて練習をしている競技もあります。建設当時はそれでよかったかもしれないのですが、時代とともに変化します。現在競技人口もふえてきている人気の競技に対応できない状態では村民のための施設ではないと言わざるを得なくなります。時代の変化に対応する施設整備をぜひともお願いしたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 体育館の整備についても35年が経過して本当に老朽化してきております。そんな中で屋根の修繕だとか、あるいは耐震化だとか天井からの電灯を全てかえました。あとは床の部分をどうしていくのかということで、これも

3カ年の計画には載っておるところであります。

フットサルの競技ができる環境ではない、こういうことはそのとおりであります。使用が現在認めていないところでもあります。将来的にどうしていくのかというのは計画を立てながらやっていかなければなりませんので、これはもうしばらく時間をいただきたいなというふうに思っております。できる整備につきましては予算との関係がありますが、計画的にやっていく、こういうことになっておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしく申し上げます。

次に、大芝のテニスコートについてですが、現在オムニコートが3面、クレーコートが6面あります。オムニコートについては非常に人気があり、冬場雪かきをすれば使用できるのですね。この間も中学生が使っていたのですが、クレーコートだと4月まで使えません。残り6面をオムニコートにかえればいいかもしれないのですが、テニスシューズをはかずに気楽に使うコートも必要だろうということで、そこでもう3面オムニコートにする計画を立てていったらどうでしょうかということなのですが、その件についていかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝のテニスコート整備の問題であります。オムニコート3面整備をさせていただきました。これも先ほど申し上げました福祉空間、福祉の補助金を利用して整備をさせていただいたと、そういうことであります。テニス人口は硬式テニス人口のほうが軟式に比べ多いという、こういうことでありますので、クレーコートよりオムニコートのほうが利用率、使う頻度が高くなっています。3面オムニコートにという、こういう御意見であります。スポーツ振興上、全体としての体育施設の整備、このことを計画的に立てていかなければならないというふうに思いますので、これも優先順位によって考えていく必要があるというふうに思いますので、そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思います。1面直すにもかなりお金がかかりますので、どういったものを優先的にやっていくかというこの順位づけをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 体育施設についても大芝高原全体についてもそうだと思うのですが、計画的に発展させ維持していく上ではしっかりと検討をしていく必要があると思います。大芝高原については利活用審議委員会がありますので、そこでしっかりと議論をしていただく必要があるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、がん検診の推進についてです。胃がん検診にピロリ菌検査を追加してはどうでしょうかという提案なのですが、胃がんを引き起こすとされる細菌ヘリコバク

ター・ピロリ、通称ピロリ菌が原因の慢性胃炎の除菌治療に、ことし2月からなのですが健康保険が適用されました。これまでピロリ菌除去の保険適用は症状の進んだ胃潰瘍や十二指腸潰瘍などにしか認められていませんでした。日本では毎年12万人近くが胃がんと診断され、年間5万人が亡くなっています。肺がんに次いでがんの死因で第2位です。50歳以上の日本人の45%以上がピロリ菌に感染しているとされます。ピロリ菌が胃がんの発がん因子であることはわかっています。早期発見が大変重要だと考えます。検診は呼気検査、血液検査などでピロリ菌感染を調べ、内視鏡で胃炎と確認されれば、患者は1週間程度胃酸を抑える薬と抗生物質を組み合わせで除菌治療を行う。除菌ができれば再感染の恐れは低いと言われています。胃がん検診にピロリ菌検査を追加してみてもいいのでしょうか。

ちなみに静岡県の藤枝市は来年度より簡単な血液検査によるピロリ菌、胃がんリスク判定を導入し、従来のX線検査、バリウム検査を段階的に廃止していくと決めたそうです。このことで身体的、経済的負担が少なくなり、受診率の向上が期待されます。南箕輪でもどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 胃がん検診にピロリ菌検査をという、こういう御質問があります。胃がんにはピロリ菌の感染が深くかかわっていると言われております。胃の炎症、胃の粘膜の萎縮が進むほど胃がんが発生しやすくなると、こういうふうに言われておるところであります。

ピロリ菌の検査につきましては、いろんな検査の方法があるようであります。こういったことがありますので、相対的な検診事業、X線の胃がん検診をどうしていくのか、あるいはほかのものをどうしていくのかという、そういったことを含めて検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。先進地で始めたところもあるようでありますので、そんな情報を収集して、またこれは医師会の先生たちの見解もお聞きをしてみたいというふうに思います。

ピロリ菌の除去につきましては、自分の健康でありますので、できれば自分でやってもらえれば一番いいのですけれども、なかなか何かの機会がないとやっていけないという、こういう状況にもなるのかなというふうに思います。私もこのピロリ菌は除去いたしました。これは人間ドックでそういう判定が出ましたので除去いたしました。それによって胃がんにならないかなという、こういうことではないと思いますけれども、できるだけリスクを減らしていくという、こういうことは必要でありますので、先進地の事例をもう少し参考にさせていただくということでお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、村の各審議委員会等に青年の登用が必要と考えます。昨年はこの件で女性

の登用をお願いしたところなのですが、あわせて若者、青年世代の登用も必要だと考えます。既存の審議委員会への登用が難しい場合は、新たな審議委員会、どういう審査をするかということもありますが、つくったらどうでしょうか。20、30、40、トゥエンティ・サーティ・フォーティ審議委員会のようなものをつくって、若者の意見を行政に取り入れるような工夫が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 審議委員の青年登用、これは私も必要だというふうには思っております。若い皆さんにいろんな審議委員に参加していただきたいなという、こういうことは思っておるところであります。本村の行政委員会等々、審議委員会100団体を超える組織をしておるところであります。その審議会等を設置する目的というのがありますので、その目的に沿った人選もしていかなければならない、このことは御理解をいただきたいというふうに思います。と同時に、公募委員というのを必ず設けております。しかし、これなかなか公募していただけないというのが実態であります。先日も村環境審議会の公募を行いましたけども、なかなか公募をしていただけないんだという、こういうことであります。

青年の皆さんというのは本当に今仕事が一番忙しい時期でありますので、そういったことを考えると難しいのかなというふうには思いますけれども、本当に若い人の皆さんの意見と聞く機会というのは少ないわけでありますので、できれば公募委員にも率先して公募していただけるようなこういった周知もしてまいりたいというふうに思います。

目的の部分がありますので、すぐにとは設置するというわけにはまいりませんので、その辺は御理解もお願いしたいなというふうには思います。総合計画をつくったときは20代、3代、40代の代表として出ていただきました。そういったことも考えていく必要もあるのかなというふうに思います。ただ、一番いいのはそういった若者の皆さんを集めて自由に意見を言ってもらえるようなそういう団体といいますか、目的を持たない審議会、これも必要かなという思いはあります。自由に意見を言って、この村をどう発展させていくのかというような任意のそういった組織ができれば一番いいのかなというふうに思います。ただ、これも難しい面もありますのでその辺は提案として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。

高齢化率も今一番若い村と言われている南箕輪村ですから、若い人たちがはつらつと暮らせる村にさせていただきたいと思ひます。

最後に先ほちょっと命のことを言ひましたので、命の詩がありましたので、ちよつと紹介したいと思ひます。

いのち 小海永二

花です 虫です からだです 鳥です 草です ころです それらはみんないのちです

いのちはどれもひとつです (略) どれもひとつで どれにもひとつ 全部が大事ないのちです

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長(原 悟郎) これで、1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす14日の午前9時から一般質問を続けたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

事務局長(堀 正弘) 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長(原 悟郎) 御苦労さまでした。

散会 午後 4時50分

議 事 日 程（第3号）

平成25年3月14日（木曜日） 午前9時00分 開議

第1 一般質問（受付順位第8番から）

4番 小 坂 泰 夫

7番 山 口 守 夫

○出席議員（10名）

1 番 久保村 義 輝
2 番 百 瀬 輝 和
3 番 山 崎 文 直
4 番 小 坂 泰 夫
5 番 加 藤 泰 久

6 番 丸 山 豊
7 番 山 口 守 夫
8 番 都 志 今朝一
9 番 唐 澤 由 江
10番 原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 唐 木 一 直
副 村 長 加 藤 久 樹
教 育 長 征 矢 鑑
総 務 課 長 松 澤 伸 夫
会 計 管 理 者 中 尾 由美子
財 務 課 長 山 崎 久 雄
住民福祉課長 清 水 麻 男

子育て支援課長 有 賀 由起子
産 業 課 長 原 茂 樹
建設水道課長 藤 田 貞 文
教 育 次 長 田 中 聡
代表監査委員 有 賀 松 雄
教育委員長 清 水 篤 彦

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 堀 正 弘
議 会 事 務 局 次 長 松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成25年3月14日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

届け出順に発言を許可します。それぞれの的確な質問、答弁をお願いをしたいと思います。

それでは、4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。私からは事前に通告いたしました大きく分けて5つの質問についてお尋ねいたします。

まず、1つ目、田畑公民館。平成25年度の予算で今議会にこの予算の審議もかかっておりますけれど、田畑公民館、平成25年度中に改築する予定で、つきましては、田畑区民としてできる限り早い完成といいますか、現在の公民館を壊して新しい公民館を建てるまで、途中期間使えない期間ができたりして区民が困るという状況なるべく短くて済むように短期の完成をとということで、私はそれを求めて質問をいたします。

一部取り壊してから着工するのか、着工してから取り壊し、どういうふうになるかわかりませんが、一部取り壊し、着工完全取り壊し、完成までの想定期日、現在わかるところで結構ですのでお教えてください。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 小坂泰夫議員さんから御質問であります。田畑公民館の改築に関係することで、着工完成の想定期日等々の御質問でございますが、これにつきましては教育次長より答弁いたしますのでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、田畑公民館の建設の今後の工程の関係ですが、公民館建設用地の一部に借地がありまして、それが農地ということで現在農地転用の申請を出して、3月の21日ごろに許可が出るという見込みであります。それを受けまして建築確認のほうを提出します。それで最終的に県の許可を受けるということで、それ次第入札とかの手続をすぐとれるように進めます。県の許可については構造計算適合性判定もありますので、時間がかかるということで1カ月半から2カ月程度かかる見込みです。また、工事が5,000万円以上超えるということで議会の議決が契約に必要になりますので、業者が決まって本契約ができるのは6月下旬ご

ろになる見込みです。したがって、7月に工事着工となりまして、工事の支障とならない既存の建物、講堂の一部ですけれど3分の2程度残しまして、あとは解体を7月の下旬ごろから行います。それで本体工事のほうは8月の上旬から着工しまして工事を進めますが、一時的に残した既存の建物については、12月の下旬ごろ解体を行うということで進めていきたいと思います。外構工事も含めて全ての工事が終わるのが平成26年の3月の中旬ごろということで考えております。

ということで公民館が全く使えない期間が3カ月程度生じてしまうということで御迷惑をおかけすると思います。また、これはあくまでも予定でありますので、諸事情で若干前後することも予想されますが、なるべく早く完成するように努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） この公民館の改築につきましては、区民もみずから個々負担するというところで、今のところ1戸当たり12万円ぐらいの個人払いという予定もいたしております、区民自身大変な思いでまた建てかえるということもあります。完成がなるべく早いほうがいいっていうのはもうどの区民も持っていることだと思いますし、こういう年度の区切りなので仕方ありませんが、本当に寒い時期の年度末の完成予定というふうに今お聞きしたので、それをなるべく早く、そして今の公民館がない状態がなるべく短くあるように、また教育委員会、進めるほうも大変だと思いますけれどもよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問に入りたいと思います。

消防団員が現在特典カードというものを出されているのだと思います。私が知る限りでは、その消防団員である証明を大芝の湯で見せると100円引きになると、そういう特典カードのようですが、これをもっと充実できないかなあということで、まずこういった雑駁な質問ですけどよろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えをいたします。

消防団の特典カードの件であります。平成22年9月1日より、村消防団員の福利厚生を支援するため消防団員優遇制度を実施しております。消防団員には全員に消防団員優遇制度のもととなります団員証明書を発行し、この証明書を大芝高原温泉施設の窓口で提示することにより入場料が100円割引となる、こんな制度を設けておるところであります。

若干他市町村の状況につきましても触れさせていただきます。

近隣の市町村の状況であります、伊那市では本村と同じ優遇制度であります。市内温泉施設5カ所で100円の割引を実施をしているという、また、辰野町では辰野自動車学校の入校料5,250円が免除され、辰野荒神山の温泉施設では150円の割引、地元のお菓子工場、これ1店でありますけれども、製品の1割を割引き、また代行

サービスでも1回200円の割引を実施をしておる、こんな状況であります。なお、この辰野自動車学校につきましては、どの市町村の消防団員でも入校料は免除、こういうことになっております。また、宮田村では、消防団の互助会を設立し、結婚や出産祝い金等の給付を実施しております。中川村では村内で利用できる商品券を検討しているという、こんな状況となっております。上伊那各市町村でも消防団員の福利厚生等々の優遇制度というのは最近になりましてかなり多くなってきているという、こういう実態であります。

これらの上伊那の状況を踏まえまして、村が何々をするということではなく、消防団員のほうからこういうことはどうかという、そんな自主的な検討も必要ではないかと思っておるところであります。団員に喜ばれる制度としていくこと、このことは当然必要なことであります。また、これから入団していただける方にも1つのきっかけとなるようなそういった制度になれば本当に理想的だなというふうには思っておるところであります。

そんなことで村のほうからもそんな提案をしながら、まずは消防団の本部幹部でどういった制度がいいのかということを検討してもらおうという、こんな機会をつくっていきたいと思っております。

消防団員の状況につきましては、それぞれ御承知のとおり、団員不足というのが深刻な問題となっております。このまま推移していくと本当にさらに深刻な状況になるのではないかなという懸念や心配もしておるところであります。一番はやはり自分の地域は自分たちで守っていくという郷土意識の醸成、共助の精神の醸成が大切であります。福利厚生の充実とともに、村民意識の確立につながるようなことも模索をしていかなければならないというふうに思っております。村も消防団と一緒に考えてまいりますので、そんな点はよろしく願いをいたします。

なぜ、団員不足になるかということは、村民意識の多様化、このことも1つの要因となっておりますし、また、仕事や生活面の忙しさ、こんなことも生まれてきておるところであります。そういったもろもろの状況によりまして団員確保が大変難しい状況となっております。そういったことを踏まえまして、消防団でもさまざまなPR活動やいろんな工夫もしておるところであります。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） ことしの初めに行われた成人式で、消防団員の活動を消防団員さんみずから男性女性、操法やラップやまた救護など、男女合わせて寸劇というか紹介を実際ステージに立ってされて、その場面を見て感動したのは私だけではないと思います。消防団員がもちろん新しく入ることを一番望みたいわけですけど、こういった制度、私は今回特典カードとか申し上げた、こういう部分で団員がふえるのかなというのは現場サイド、行政側でも思っている難しい点だと思います。ただ、現実今消防団員として頑張っておられる方々が自分たちの活動を誇りに

思い、また、地域の人々がその消防団員の活動をたたえる、そういうような場面をその消防団の活動以外でも住民が感じられるようなそういう施策というか、そういう場面をふやせるための特典カードというか、何かそういうことをやっていただきたいと思います。村長お答えいただいたことで結構ですので、消防団員、本部幹部さんと一緒にまたちょっと新しい何かを考えていただければと思います。

では、3番目の質問に移りたいと思います。副学籍についてです。

副学籍というのは、いわゆる障害を持つ子がこの地域に村に例えば住んでいる子たちが村に住んでおれば南箕輪小学校、南部小学校、そして南箕輪中学校に通うのが大方なのですけれど、養護学校に障害を持つ子で通っている子たちもおられますと。それで恐らく正式にはこれからなんだと思いますけれど、そういった子たちが実際には地元の出身でもあるわけですから、地元の小学校、中学校に学籍をもう1つ持つと。養護学校に正規の学籍、副学籍として地元の個々の小学校、中学校にいるよと、存在しているよという、そういうものだと思います。その副学籍の制度についていつから始まるか、またその目的は、端的にお答えいただければお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 御質問であります副学籍について、児童生徒等々の交流から、始まる時期、その目的等々、それ以降の御質問等につきましても教育長からお答えいたします。お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 副学籍についてのお尋ねでございます。実はこの副学籍の制度を導入するか否かにつきましては、私自身もそうですが、教育委員会の中で1年を超えて討議をしてきたところでございます。たけのこ園もできた、療育施設から始まりまして最後は高等学校の教育を受けた後社会へ入ってから、一体地域の中でどのようにこの子どもたちがまた社会を構成していくのかと、そんな観点がございまして、かなり小学校、中学校の校長先生や時には伊那養護の校長にまで意見を求めましてできたのが今回のことでございます。

もう既に説明は済んでおりますけれど、導入はこの4月1日からと、こんなふうに考えております。

以上です。

議 長（原 悟郎） その目的を。

教 育 長（征矢 鑑） やはり今までは小学校と伊那養護学校の間のスケジュールを見ながら居住地間交流という形で交流がなされてきております。例えば、学校行事の一部に参加をするというような形でこんな子どももいるよということでございまして、その目的とするところはお互いに友達関係を大事していくと、やがて社会に出たときにともに生きると、この地域に住んでともに生きると、共生という仕

組み、仕組みといいますか中身を持ったものになるようなそういう交流をしていくと、このような目的でございます。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） では、その目的を知る意味でも、③としました交流の内容について、どんな交流をするのかお尋ねしたいと思います。また、私としましては、実際に養護学校の子たちがこの南箕輪小、南部小、南箕輪中に在籍しているんだよということを、本人や本人の保護者さんもちろん、また地域の子どもたちや保護者が理解してもらうためにも入学式や卒業式にこそ出席を望む子たち、望む養護学校の保護者の方々がおられればぜひ出席していただけたらなと思うのですが、交流の内容についてお尋ねします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 今までちょっと申し述べましたが友達との交流の中には教室で歌を歌ったりあるいは本を読んだりゲームをしたりと、それからあと、学級ごとの交流であるとか、さらには学校行事の中では音楽会だとか運動会だとかそんなところに、そして何よりも地域の中では夏のお盆の行事であるとか、あるいは冬の行事、どんど焼きですね、そんなところへもPTAの親御さんたちを通じて呼びかけをして、御賛同が得られればそういうところにも加わっていただきたいとこんなふうに思っておるところです。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） では、ちょっと資料を用意しましたので、特に今一番障害者の中でも、また村の対応でも目が向けられております発達障害の子についてちょっとわかるように説明をしたいと思います。私としては目的として入学式や卒業式にその子どもたちが普通学校に出席していただきたいなという思いからちょっと説明したり聞いていきたいと思っています。

まず、資料ナンバー①とあります、発達障害を助ける図式、構造化と書かせていただきました。簡単に構造化というものはどういうことかと言うと、ここの上の絵にありますように、これから何をやるよとか、きょう何をやりましたとか、そういうことをいわゆる絵とか図で簡単にあらわすことで物事を理解しやすくするものです。どういうことかと言いますと、発達障害の子どもたち、例えば認知症の人たちも後でお話ししますがある意味近いものがあるようなのですが、音声で情報を聞いてもそれが理解しにくい、まして複数のことを一遍に言われると何が何だかわからないということがその子たちの特徴としてあります。ですから、順々に、また視覚について、目で見ることについては相当その目で見える情報は彼らは定型発達、いわゆる健常者は定型発達って発達障害の中では別に言うのですが、定型発達の私たちと比べると視覚から情報を得ることが特に強いと。そういう中でこういった構造化、図式化、視覚化の絵が彼らの活動をスムーズにさせる助けになります。

下の絵になりますと、字が読める段階で字だけでこういった図式も分けることができます。ここも後でお話ししますが、認知症の方は特にお昼御飯食べたっけ、食べてないっけというようなときに、こういうふうにはっきりと目に見えるということは役にも立つようです。

さて、今度②の資料を見ていただきまして、発達障害の生徒のための構造化とちょっと書かさせていただきましたが、これはいわゆるスケジュールをこれは文字ですけれど、順番に書き出したものです。こういったもので例えば発達障害を持つ子どもたちは、いわゆる苦手な式典とか、私たち卒業式、入学式、議員としても出席させていただければわかりますけれど、小さい子たちほどやはりこういう式典というのはどんな子も苦手ですから、こういったことが何がこれから起こるのかとか、順序がわかっていると落ちつきやすいということがございます。

それで、追加で済みません、きょう配らせていただきました資料②-2とあります。ちょっとこれは儀式的行事の視覚化ということで、これは卒業式の絵になっていますけれど、卒業式を例に、障害を持つ子たち、特に発達障害のような子たちに向けたわかりやすい式典ということです。②-2と書いた下にさっき言いました、1、行事のスケジュールのわかりやすく示すとあります。これがそういった特徴の障害を持つ子たちがこのスケジュールを手元に持っていて、今何がされているのか順番に見ていって、終わったら印をつけるとか線を引くとかチェックしていって、だんだん物事が進んでいることをその子本人が、さもないと横でいる付き添いの先生がすることで落ちついて、もうじきとにかく終わりに向かっているのだなということがわかるようです。

左の端のほうを見ますと、この式典の会場のあちこちにサインがあって、これは実はもう私たちの小中学校でも何かそういったサインはあるものは既にもうあると思いますけれど、例えば足型があってここにとまるのだよと。とまっては線を伝って歩き、とまっては線を伝って歩くと、そういうような流れが視覚化でわかりやすくなっております。

裏面ごらんいただきまして、ここからが養護学校の進んでいるところでは式典をやるときにこんな形が使われているようです。右側にスクリーン化と書かせていただいております。我々のたしか中学校ですかね、卒業式のときに卒業証書を授与するのが見えるようにということでスクリーンにその画像を証書を受け取る生徒たちの姿が映るというようなことがあったかと思えますけれど、そういったスクリーンを利用して、今やっている式典の順番とか、何をやっているのかっていうことをここに絵やシンボル、わかりやすく、これが変わってスクリーンがその行事の順番的に変わっていきます。これを見ることで生徒たちが落ちついて、ああ、今これやるんだなということがわかると。

最後になりますけれど、左下にちょっと文字で書いてあります。「静かにしなさい」「きちんとしなさい」という指示だけではなくて、どのようにすれば静かに参

加できるのか、何がわかれば静かに参加できるのかというようなことを考えていく必要があると。これは例えば発達障害の子を助けるための構造化、図式化、視覚化なのですけど、これはもういわゆる普通学校においてもこういったことが必要かと。きのうの質問の中にも現在南箕輪小、南部小、南箕輪中にも特別支援学級で受けている生徒たちもおられるわけですから、私たち年をある程度重ねた者がこういった生徒たちに向ける新しい努力を見ると、俺たちはこんなことをやってなかったぞ、こんなことは、静かにしろ、きちんとしてしろという言葉で育ってきたじゃないかという思いが起こるかもしれませんが、特に障害を持つ子たちにとっては、自分の特徴として苦手な部分ができちゃってしまっている部分もありますので、できる限りこういったフォローをしていただきたいなという思いがあります。ちょっとしゃべり過ぎてしまいました。

こういった、例えば入学式や卒業式に今現在養護学校の生徒を抱える保護者さんが、どんなふうに普通校に対して地元校に通いたいとか、あと入学式や卒業式にも出席させられたらとかそういった現状の障害を持つ子の親御さん、また周りの保護者の声、思いは教育委員会のほうではどんなふうに捉えておられますでしょうか、お尋ねします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 先ほどちょっと落としましたけれど、実はですね、小学校、中学校の卒入学の日と、それから養護学校の卒入学式の日が1日違うぐらいになっております。余りにも近過ぎてしまって、子どもたちの中に混乱が起きやすいかと。特に今図式されたものを資料をお渡ししましたけれども、この例えば行事のスケジュールをわかりやすく示すという1番のところですが、この中で1つでもこの順序が変わってしまうと、もうそこでパニックを起こしてしまうと。それから会場のそこに図がございますが、その当該の子どもたちをどこの位置に置くかっていうこともこれもまた問題になってきます。それから何より入学式のときにはクラス発表をするわけで、子どもたちの中の一番下のところにそこへ名前を書き込むことが果たして受け入れられることであるかどうかと。そういう問題も多々含んでおりますので、入学式や卒業式につきましては少し様子を見たいと。できるだけゆっくり、それから御両親やそれから本人にも理解されるそういう間をとって、最終的には入学式や卒業式にも入っていければ一番いいかなと、こんなふうに思っているところであります。

最後のところですが、じゃあ保護者は一体どんなふうな思いでいるのかと、こんな御質問でございます。まず、今月下旬にですね、副学籍の対象になるような子どもさんの保護者を集めて膝を交えてとにかくしっかりと制度がこういうものであるということを混乱なく理解していただく日程を用意してございます。

それから、2つ目ですが、これは信毎に載った記事ですが、「ダウン症の長男を地元の小学校から小諸市にある特別支援学校へ転校させて一月余りが過ぎた。4年

生になったら特別支援学校へ行かせることは保育園の年長のときから決めていた。地元の小学校で過ごした3年間はとても有意義で充実していた。長男も年々成長していった。転校は決めていたとはいえ、やはり最後の日は感きわまるものがあった」と、親御さんたちの気持ちはこんなところだろうと思います。「長男と同年の女の子の母親が泣きながら私に言った。「何で転校させるのよ。ヒロ君がいたことでうちの子も含めて3年生はすごいことをヒロ君と一緒に学んでいたんだよ。障害があるから地元の学校にずっといることができないなんて、そんなばかなことである。」私も涙が出た。障害児と接することが自分の子どものプラスになっていると胸を張って言ってくれたのだ。実は、その障害児と一緒に同じ教室の中で生活をしている子どもたちにも非常に大きな感動やら思いを伝えることができたんだと。今でも同級生だった子どもたちに会うと「ヒロちゃんどうしてる。ヒロちゃんは人気者なんだよ」と声をかけてくれる。みんなありがとうね。ヒロ君もヒロ君の母も居住地間交流でまた〇〇小学校へ行くのが今から楽しみだよ。ヒロ君のこと、ヒロ君と過ごした日々のことをずっと覚えていてね。」47歳になる母親の手記であります。みんな同じような気持ちでいるのではないかと、そのお手伝いはさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） とても十分に伝わる答弁をいただきましてありがとうございます。

教育長さんが今の答弁の中で最初のころお答えいただいた、要はまだ現実難しい問題が多々あるんじゃないかと。障害を持つ保護者の方の理解から必要じゃないかという御答弁で、それはもう至極もつともだと思います。ただ、私が思うには、やはりそういった今までこの普通校に通わせたくても通わせられなかった養護学校の保護者の方々ですから、普通校の側がやはりぜひ来てくださいという受け入れる姿勢を見せるっていうことが一番、じゃあ来てみたい、来ようかって思うことだと思いますので、養護学校の保護者側から来たいから何とかしてくれではなくて、こちら側としてはぜひウェルカムですと、そこでそういう招き入れる姿勢をぜひ示していただきたいと思います。

⑤番、簡単に用意しましたのでちょっとだけお話ししたいと思います。発達障害の子を理解いただきたいという意味でちょっとお話しすることでもあります。

今度は急に御老人の高齢の方によくありがちな認知症というものをちょっと取り上げることにしましては、私くれぐれも発達障害の子を認知症と同じだと言いたいわけではないのですけれど、今度は私たち、例えば成人の大人が高齢の認知症を理解する意味でも、どういうことが起きているのか、それがまた発達障害の症状ともちょっとよく似ているので説明したいと思います。

認知症の症状③とあります。特に、これはまず上半分はこれも構造化と言ってしまえばそうなのですが、下のほうがしっかりした構造化になっております。上の

ほうから簡単にお話ししますと、一番上に多動、不安、興奮とありますけれど、これなんかは発達障害の多動の子にはもうよくありがちだと。それで左の上にいきますと、被害妄想ってありますけれど、これも発達障害の子にも起きやすいことだそうです。どういうことかといいますと、発達障害の子は話し相手が、例えば話し相手自身が自分のつらい思い体験を話をしているときに、発達障害の子がそれを聞くとその話の内容はやはりスルーしてしまって、その怖い顔、つらい顔を発達障害の子に対して向けているんじゃないかというような受け取り方、誤解。相手の思いを把握しづらいというのが発達障害の1例であります。ですから被害妄想的なものをその発達障害の子も持ってしまうようなことがあると。

左下へ行きますと意思の疎通がとれないというのはもうよくありがちですし、中の下、幻覚・妄想っていうのも先ほどのものに通じることがあります。不眠っていうのは本当に発達障害の子とかは多いようです。いわゆる自律神経の調整っていうのがやはり難しいと。

また、右上にいきますと、転倒、転落なんてありますけど、いわゆる脳内、発達障害の人たちに関しても、脳内の伝達機能がちょっと定型発達とは違っていて、自分の体の感覚が自分の体に感じにくいっていうようなことまであるそうなのです。例えば、右と左の足を交互に出して歩くっていうことも意識しないとできないときがあるとか、また熱いとか痛いって言う感覚がちょっと全然定型発達とは違うというような感覚等があるということです。

下にいきまして、何を言いたいかといいますと、この構造化しますと真ん中に中核症というのがあります。なぜ今上に言ったような現象が起こるのかをその中核症がある程度私たちに示してくれます。

左上からいきますと、記憶障害、新しいことを覚えられない。これなんかにつきましては、先ほどちょっと言いました特に認知症の方が御飯食べたのがわからないってよく言いますが、発達障害の人なんかに聞きますと、いわゆる御飯を食べた画像、このシーンはいっぱい記憶に残っているようなのです。ですが、その写真が自分の頭の中にいっぱいあって、時間的にどれが最近でどれが昔のことなのかわからない。そういうことが高機能の発達障害の人たちはおっしゃっておられるのですけれど、そういうことがもしかしたら認知症の方々にも起きているのかもしれないと。服の着方がわからない、道具が使えないとか、あと、特に段取りが立てられない、計画ができない、こういったことが認知症の方のものと原因としてこういったことがあり、それがまた発達障害の人たちにもあります。

きのうから教育長がお答えされている中で、親が障害を持つ子のことを障害を持っていることを認めたくないとか、援助をすることそのものも難しいっていうお話がありました。現代では特に忙しい我々の社会生活では、親世代が子どものことを理解するのも難しいのに、ただでさえ忙しいと親が認知症になったりして、そういった親の不適切行動を理解したりまして援助するっていうことは本当に簡単なこと

ではないと思うのですね。ですからこそ私たちはさっき教育長さんがおっしゃってくださったのですが、障害を子たちとまた我々の地域の小さい子たちこそがそういう子と交流することで、例えば将来認知症の親と接することもある意味スムーズになるかもしれませんし、こういった社会をつくっていくことが私たちがお互いに相手に優しくなれることを障害を持つ人たちは示してくれてるんじゃないかなと思います。用意したのでちょっとしゃべってしまいましたけど、これについて何か思うことがありましたら、お答えいただければと思います。済みません。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） ありがとうございます。

小坂議員のおっしゃるとおり、障害を持つ子どもとかかわることが大切なことだとこんなように考えております。専門家の意見もお聞きしながら、また我々も勉強しながら、触れ合いを大切に進めていきたいと、特に3校の校長にはそういう思いを、あるいはここで決まった話をぜひしながら学校のほうを指導していきたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 次の質問に移ります。

軽度障害者と、あえてちょっと軽度と書かせていただきましたけれど、前回12月議会で質問した関係でさらにちょっと続けたいので、軽度障害者が地元地域でともに働く意義についてということで、12月の定例会で村長は、私の味工房で障害者の方を雇ってみてはという提案に対して、障害者の就労の場と味工房をするのは現在のところ難しいと答弁されました。私が考えている障害者というレベルと村長のお答えいただいた障害者っていうレベルがちょっと乖離しているのかなという思いもありましたので、追っかけたような質問になります。

①です。障害にはさまざまな分類は度合いがあるけれど、どんな障害者も雇用は難しいと思っておられるのか、味工房に今こだわって私も質問してしまっておりますので申しわけないですが、ただ、村長は障害者との共生社会を進めたいとおっしゃっている人ですから、障害者の雇用は難しいという答弁でよいのか、どんな障害者も雇用は難しいのか、お聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 障害者の雇用の問題であります。12月答弁の趣旨が誤って伝わってしまったということであればこれは大変申しわけないなというように思っております。

私、味工房はかなり細かい仕事、作業が必要となるため、障害者の度合いを考慮しなければならないという、そういうことを申し上げたかったわけでありました。したがって、すぐということとは難しいだろうという、こういう答弁であったと思います。程度によりまして、できることはあります。その障害者の程度程度によ

って就労支援をしていく、このことは必要だというふうに思いますので、味工房で就労することを否定や拒否する、この考えは毛頭持っておりませんので、その点はそんな御理解をお願いをしたいというふうに思います。

公の施設で障害者の雇用というのは必要であるというふうに考えております。また、障害者の雇用促進等の法律が改正をされます。国や地方公共団体、民間企業のこの法定雇用率も引き上げられてきたところであります。この点につきましては、村自体の職員も考えていかなければならないというふうに思います。現状でいきますと、これは雇用率達成、現在は達成されておりますけれども難しくなっております。したがって、障害者の庁内起用と、そういうことも考えていかなければならない時代になってまいりました。その点は十分検討をしながら、障害者枠の検討というのをこれから始めてまいりたいというふうに思います。全て否定するものではありませんので、そんな御理解もお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） ②のほうに移りますけれど、特に資料をちょっと用意しました。④の資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

構造化につきましてはいろいろさっきから言いましたし、時間もありませんのでこの④の右下だけちょっとごらんいただければと思います。視覚化、構造化のツール紹介って書いてありますけれど、要は図や左から右とか、記号、色、形、リスト、そして手順書カードというような、こういったとにかく目で見てわかりやすくなるような現場の改善方法を、障害を持つ人たちにとってはより働きやすくなる構造ですし、多くの民間企業、特に製造業なんかはもうこういうことが多々行われているようです。私は前回の質問としましては、味工房に雇用することで、味工房自身が今抱えているその煩雑な仕事で大変な状態だったのは私もこの間に拝見してわかっておりますけれど、そこを改善するきっかけとするためにも、こういった障害者の方を雇ってみようという姿勢、考え方が必要なんじゃないかと。先ほど村長が庁内にも職員をさらにとおっしゃっておられましたので、こういったことが今後どんな障害の種類の人にもよるかと思いますが、できましたら、他の職員も職場環境としてよりよくなるためにも、こういった例えば発達障害の人を雇うという、招き入れる形で職場をよくしていこうというようなことをしていただきたいですし、こういったツールがありますよという紹介であります。

村長はたけのこ園の園児たちの成長ぶりに驚かされたと、最近よく言っておられます。そういう子どもたちの将来の働き場を地域につくっていくってことで、特に役場で、さっき答弁されましたので庁内で障害を持つ人をさらに雇ったよという、それも示す1つの形だと思いますので。

私、前回勘違いしたのか、この4月から障害を持つ方をさらについでいうふうに思っていたのですが、時期的にはどんなものなのでしょう。そこだけお尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） この4月からは難しいということであります。したがって、来年の採用に向けて検討をしていくっていう、こういうことで御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） ちょっと私が今回の質問は訴えたいことが多過ぎて、本当はもっともってお聞きする中でこの村の環境をよくしていかなきゃいけないんじゃないかと反省している、45分たったところです。

最後の質問に移りたいと思います。

5番目にケーブルテレビ南箕輪チャンネル、特にこの議会中継をごらんいただけてる方につきましては、今チャンネルを合わせているところだと思います。ケーブルテレビ南箕輪チャンネルの番組を見ておられる方なら御存じかもしれませんが、文字放送の繰り返しがずっと流れているっていう現状があります。私の思いもありますけれどあえてお聞きします。行政側としましては、村民、視聴者は繰り返し流れているそういうチャンネルについてどう思っていると思うかお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ケーブルテレビ南箕輪チャンネルの部分であります。文字放送が主になっており、これは繰り返して放送することによって周知をしていかなければならない面もあるわけであります。タイミングで見れる時間帯というのがありますので同じことを繰り返している、このことは御理解もいただきたいと思います。ただ本当に文字放送だけでいいのかどうかという、このことは私も改善をしていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で動画番組や村の特集を組んだりとか、いろいろなことを始めたところでありますので、これをさらに充実をさせていければという、この文字放送と動画放送、あるいは村の特集、そういうものを組み合わせて専用チャンネルで流せるようにしていけばこれは理想かなあというふうに思っております。そのためには前々から申し上げておりますように若干人員配置等の態勢も強化していかないとこれは難しいわけであります。たまたま今情報係はインターネットから市内のLAN関係やら初め、広報、2人でやっているような今状況でありますので、これはちょっと無理があります。そういったこともこれから議会にもお諮りをしながら、住民サービス低下させないようなそういった職員体制も考えていく必要があるというふうに思っておりますので、その点も御理解をいただきたいと思います。内容の工夫は当然必要でありますし、動画放送を多く取り入れ、また同時に特集番組も組んでいける、そんな体制づくりをしていきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 私ごとになります。私の経験も平成 7 年に私が役場の職員だった時代に、「素顔がいいね みなみみのわ」15分番組、週に 1 回っていう、初めて村が取り組んだその広報番組のアナウンサーを仰せつかった、そんな経験、時代がありました、そこから南箕輪チャンネル、当時なかったと思うのですが、今こういった村がケーブルテレビを通じて村民、住民に知らしめている状態っていうのは、これはこれで現実、これが目いっぱい頑張っているところなのかなという思いもあります。村長が今お答えいただいたようなことは、改善できることはぜひ改善していただきたいと思いますし、ただ、村レベルにおいての人員とか予算っていうものが果たしてどこまでできるのか、それは私自身も難しいことなんじゃないかなと。

そこで 1 つ最後の提案です。

先日の全協で配られました例えば、上伊那の祭りと行事の映像記録っていうことで、上伊那の映像が、例えば南箕輪ですとお盆迎えと盆正月ということで田畑の盆正月でしょうか、そういった映像が実際にあると。よくよく考えてみれば、役場の中には各部署、いろいろな行事、今までのイベント、事業において映像撮ってきたものがあると思います。今どきはアーカイブといってどんなテレビでも昔の映像を資料映像として流す番組が多いかと思います。ケーブルテレビをごらんになれる御高齢で御自宅で独居で見られておられる方なんていうのは、特にアーカイブで昔の映像が出るのは喜ぶんじゃないかと。村で新しくお金かけて手間かけてつくれている話じゃなくて、以前からあるものを庁舎内にしまっけて置いてしまうんじゃないかと、ケーブルテレビさんで流すという手もいいんじゃないかなと思います。こういう提案をどうお考えになるでしょうか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） さまざまな方法があろうかと思います。今の提案につきましては提案として受けとめさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） それでは、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4 番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから 10 分程度休憩に入りたいと思います。よろしくお願いします。10 時から再開します。

休憩 午前 9 時 5 0 分

再開 午前 1 0 時 0 0 分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 議席番号 7 番、山口でございます。私はさきに通告してあります 2 点について質問をするものであります。

村長は 4 月に村長選を控え、先はわからないので質問によっては答えられないことがあるというようなことを言われてましたので、私にも質問にはちょっと悩んだものがありまして、いろいろと考えたのですが、先日の質問、あるいは答弁を見ますと、それほど悩む必要なかったなど、こんな感じがしております。

さて、そういう中でありますが、私は村の長期展望に立った村の考え方、そしてその直近である村の経済情勢、またその取り組みについて伺いをいたします。

まず、最初は、村の保有する構造物について、維持管理の考え方の問題であります。現在村では中期総合計画として平成 19 年から平成 27 年まで第 4 次総合計画を策定し、その計画に沿って村づくりが進められております。こうした計画は必要不可欠なものであります。それと同時に、マクロの見方で 20 年、40 年、あるいは 50 年というような長期にわたって将来を見詰め、持続可能な村づくりを行う計画も立てて、次世代へつなげていく必要があると考えます。

道路など関連するインフラは村単独では対策が立てにくいものでありますが、村が保有する学校や庁舎、福祉関係の施設など、いわゆる箱物施設は計画に沿って管理をしていかなければなりません。私たちの生活に密着した公共施設の維持更新をどのように管理をしていくかであります。施設の多くは高度成長期に建てられたものが多く、老朽化によって更新時期を迎えている施設も多いのではないかと考えます。建てかえ、維持をしていくのか、長寿命化してしのぐのかははっきりさせて、こうした現実を村民に情報公開し、問題意識を共有し、具体策を講じなければならぬと考えます。

ここでお伺いをいたしますが、村保有の施設の更新時期、それに伴う費用の見通しについて検討されているのかお伺いをし、最初の質問といたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7 番、山口守夫議員の御質問にお答えをいたします。公共施設の 40 年ぐらいを見据えた維持管理更新についての御質問であります。

現状から申し上げますと、公共の建物につきましては現在のところ維持更新に係る長期計画というのはつくっておりません。したがって、予想をされる費用の試算もないところであります。施設の更新や修繕につきましては、担当課等の判断により財政状況を見ながら時期等の判断をしておるところであります。短期的には 3 カ年実施計画の中で盛り込めるものは盛り込んで計画づくりをしている、そんな状況であります。

言われますとおり、この施設というのは年数の経過とともに老朽化が進んでいます。修繕による施設の長寿命化や更新時期を明確にし、その計画に基づいた財政計

画を必要とする、こういったことは大切なことであります。橋梁だとかあるいは上下水道施設は検討を始めておるといふ、こういうことであります。しかし、現在までの自治体の会計というのは、単式簿記に基づく現金主義と言われ、建物や設備が建設時や購入時のみに歳出として計上されるだけで、耐用年数や残存価格などの設定がなされていない、こんな状況であります。したがって、財産台帳の記載情報の整備が不十分であるとも指摘をされておるところであります。

このようなことから、総務省が公会計制度の導入を推進し、いわゆる企業会計で用いる複式簿記に基づく発生主義会計の導入を進めておるところであります。

この発生主義会計につきましては、資産の異動や収益、費用の発生事実に基づいて記録することとなり、将来に向けての施設の管理計画が可能となってまいります。今後公会計制度へ移行する中で、費用と時間はかかりますが、公会計管理台帳の整備を進めてまいりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

現状の中では一般会計につきましてはこれは本当に単年度主義という、こういうことでありますので、将来にわたってのそういう部分というのは作成がしていないという、こういうことでありますので、その辺はこれからしていく必要があるというふうに思っております。時間がかかりますけれどもやっていかないと将来の見通しが立ってまいりますので、その辺はやっていくということで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） はい。7 番、山口です。

次に、現在ある公共施設の今の維持をですね、全部維持をしていくとしたら当然人件費もかかり、それはいろいろと修理等かかるわけですが、やっぱり四、五十年と先を見たときにどうかということで、こうした将来を見据えて、試算をしたときにですね、どのような形で施設にかかるということなのですが、年齢、人口動態によって経費計算の仕方も変わってくるかと思いますが、想像つく範囲で結構ですのでお願いをします。維持管理をしていくには金のかかることであり、財源の見通しも立てておく必要があるかと思えます。税金はどうか、あるいは村債はどのようにするかなどと考えておく必要があるのではないのでしょうか。現在、国、地方とあわせて借金1,000兆円だということが言われています。こうした維持管理にかかるお金を国に頼ることはできないのであります。村が責任を持って行わなくてはなりません。今後村の人口は、現在増加傾向でありますがいずれ減少に転じるときもあるのではないかと考えます。こうしたことを総合的に考え、必要な施設の建てかえ、補修、長寿命化により維持をしていく、そしてまた、利用率の少ない施設は廃止、縮小していく、こういうことも考えなければならないんじゃないかなと、こんなことを思っております。

こうしたことを想定したとき、40年ぐらいの間で見たとき、年間どのくらいの維持費がかかるか、そして利用はどうか。また、利用率の少ない施設の縮減の考えは

あるのかについて村長の考えをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 年間の公共施設にかかわる人件費を含む経費と利用率の御質問であります。公共施設の範囲の捉え方によってこれかなり違ってまいりますし、管理を委託している施設もありますので数値の捉え方が難しい面もあるところであります。決算統計上の数値や管理委託費から試算しますと、公共施設全体にかかる年間費用というのはおよそ2億円、こういうことで把握をしておるところであります。

また、利用率でありますけれども、利用率についても捉え方が難しいところあります。公の施設、たくさんの施設がありますから、施設ごとの利用人数は申し上げられませんが、いわゆる箱物施設につきましては、利用者の多い少ないはあるにしても、開館日にはほとんど利用されているという、こういう状況となっております。施設というのはそれぞれの目的を持ってつくられておりますので、利用する方には必要な施設であり、利用率も高いと感じておると思いますし、利用しない方につきましては不要な施設と感ずることもあるかと思ひます。したがいまして、この利用率の高い低いというのは大変難しい捉え方をしていかなければならぬだろうなあとこのように思ひます。

そして同時に、公、公共の施設でありますので、その目的に沿って本当に必要なのかどうかという、このことの判断も必要であるというふうに思ひます。

利用率の低い施設は縮減へと踏み込む考え方はあるのかという、こんな御質問もいただきました。本来の公共施設というのは営利施設とは異なりますし、使用の目的が違ひますので、利用者が少ないということだけで廃止をするということはこれはかなり難しいのではないかとこのように思ひております。しかし、そうばかりは言ひていられない面もございます。費用対効果とか、いろんな面も考へていかなければなりません。

例えば、1例を申し上げますと、大芝の50メートルプールであります。老朽化により維持管理費の増大と利用人数の減少により廃止をするかどうかの判断に相当な時間がかかったところあります。このまま施設を維持するということが将来的に村の大きな負担となりますし、現在では大方の皆さんが廃止はやむを得ないと感じているという判断をいたしましたので、施設は撤去し跡地を有効活用することといたしました。これは平成25年度から大芝の50メートルプールにつきましては廃止をさせていただきたいと思ひております。

その後の跡地利用をどうするか、この辺につきましては、また協議をしながら、さらに財政的な状況を見きわめながら考へていきたいというふうに思ひております。

将来のというか、平成25年度、26年度の事を申し上げることは大変失礼でありますけれども、現状の中で考へますと、本当に財政的に厳しいのはこの平成25年度、平成26年度、そして平成27年度ぐらいのこの3年間で本当に苦しくなるのかなとい

う予想をしておるところであります。今の3カ年の実施計画でいきますと、平成25年度は今議会で予算計上もさせていただいております田畑の公民館、これはきちんと仕上げていかなければなりません。同時に、人口増加対策による保育園の増改築、さらには役場庁舎の増改築、この辺もやっていかなければならないというふうに思っております。

平成26年度には、これも人口増加対策としての南部小学校やあるいは中学校の教室棟というのも一部不足してくる状況が今の状況からいきますと考えられますので、その辺の計画もしっかりつくっていかなければなりません。そういったことで本村の場合の特殊事情といたしましては、人口は減っているんな施設を縮小するという、このことではなくて、人口増に対応して施設拡張や施設増築を図っていかなければならないという、本当に他の自治体では考えられないような悩みもあるところであります。そういったことをきちんとしながら、その財政状況を見きわめていく必要があるというふうに思っておるところであります。

したがいまして、公共施設というのは多様な施設があります。その御理解もいただきたいと思います。庁舎、学校、保育園から使用料を徴収している村民センターやスポーツ施設等々、幅広い分野に及んでおりますし、利用目的も異なっており、大変難しい問題であります。考え方の視点としての捉え方であります。これは利用状況をももちろん勘案することも重要なことであります。と同時に、住民福祉や健康増進、文化スポーツ振興の面でも判断をしていかなければならないという、こういう目的からの判断ということも必要となつてまいりますので、その両面から捉えてまいりたいというふうに思います。

1点目の質問でもお答えをいたしましたけれども、長寿命化計画といいますが、将来にわたっての計画というのは、これは立てていかなければなりませんので、その辺で十分検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） ちょっと今ここへ来て南原保育園、あるいは田畑の公民館、箱物の建設ということで早急にあるわけですが、そのほかでですね、今後の形の中で箱物っていうものは南箕輪の中で必要なものは今村長の頭の中で何かありますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新たな箱物ということは大きなものは考えておりません。今ある施設を増改築したりしながら人口増加に対応させ、さらに長寿命化を図っていくという、このことが私は一番ベストではないかなというふうに思っておるところであります。これ以上大きな箱物というのは本村にとっては必要ないだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） いずれにしろ、いろんな形のものの維持管理していくには財源が必要なのですね。そういう形の中で、いろいろ一般質問でもあれをつくれ、これをやれ、あるいはここを直せというような質問が多いわけです。私もかつてはそんな形ではいた 1 人なのですけど。実際今後においてですね、社会保障一つとっても国民健康保険も底をつくというようなこと、今後高齢者の医療制度、あるいは介護制度、こういうのは社会関係においても異常な勢いで伸びていくというような形。そこへ持ってきてこういう建物を維持していくには当然財源が必要になるのです。そんなことを考えて、平成25年度から平成27年度が苦しいぐらいで、もう私はもっと先が苦しいんじゃないかなと思っているのですけど、この財源見通しについてはどんなようなお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 基本的な面はやはり財政問題になってくるわけであります。いろんな事業をやるには財源が必要であります。限られた財源であります。税収は大幅に伸びるという、こういう予想もできないところでありますし、そうはいっても借金もそんなに大きくしていく、こういうことはいかがなものかというふうに私自身は思っておるところであります。

したがいまして、その財政の範囲内でいろんな事業をやっていくという、こういった身の丈に合った面というものを考えていかなければならないというふうに思っております。その中で一番心配なことは、やはり社会保障的な面がどの程度伸びるのか、これはしっかり見きわめていく必要があるというふうに思います。それと同時に、国の地方に対する財政の仕組みというのはどうなってくるのか。消費税の導入、引き上げ等々も計画をされておるところであります。それに伴って地方の配分はどうなっていくのか、この辺も見きわめていく必要があるというふうに思っております。したがいまして、その辺を総合的に勘案をしながら、新しい箱物というのはこれはこれから難しいという、こういうお話、答弁をさせていただいたところでありますので、できるだけ修繕、維持をしながら長く使っていくという、こういう考え方に立たざるを得ないというふうに思っておるところであります。

その中で補助事業等取り入れるものがあればできるだけ取り入れていきたい。一般財源を少なくしていく、この方策もこれから真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 私、かなり長期の形の中で四、五十年というようなパターンで今話をしているわけですけど、こういうものはね、先ほどの財源の問題、あるいはこの建物がどのくらいもつかというような形の中で、いずれにしてもそういうものをですね、もう少し多少専門性のある専門家にお願いしてでもね、いう形の

ものをつくって、いわゆる白書のような形でまとめて、実際このぐらいこういう形で建物はこうなると、あるいは財源はこうだと、こういったものをですね、やっぱり村民に知らせていく必要があるかと思うのですね、今から。そういう形の中でどこまで許せるかって、その中でまた村民とのコンセンサスがあるものですから。そういうことを知らせていくことがね、今は非常に財政的には村長言われている、上伊那では一番いいのだとか、こういうことを言っても、お金っていつなくなるかわからないわけですね。そういう形の中でそういう計画を立てて、それには白書をつくるわけですね。つくるには今言ったように専門性の、かなり金をかけてでもつくって、それで知らせていくっていうような、こういうことが必要かと思うのですが、この点について村長はどんなお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 将来にわたって持続可能な村づくりということも考えていかなければなりませんし、そういった方向で今南箕輪村は進んでおりますので、そういったことを考えますと、今ある村内のさまざまな施設がどのくらいもつのか、そしてどういった手法によって維持管理をしていくことがいいのか、このことは考えていく必要があるというふうに思っております。

今白書みたいなものをつくって、専門家を通してつくって、そういったものを村民に明らかにしていくことも必要ではないかという、こんなお話であります。そのことは本当にそのとおりでなというふうに思いますので、いつ着手できるかという、この時期につきましてはまた検討させていただきたいというふうに思いますけど。必要性は私自身も感じておりますので、そんなことで計画をつくりまして、また住民の皆さんの議論、そういう機会も持っていく必要があるというふうに思いますので、そんな点はそのようになるようにしていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 次に移ります。景気に伴う経済情勢についてであります。

今、政府の出している経済対策により、2月の景気判断を米国、中国の景気が基調で、また円安でもあり、日本からの輸出減少に歯どめがかかりつつあると見通しが立っております。景気は一部に持ち直しの動きと基調判断を2カ月連続で発表いたしました。一方、3月7日には内閣府の発表で1月速報は景気動向指数が前月より悪化と発表しました。なかなか見通しは難しいものであります。

しかし、昨日の大手企業の春闘の回答を見ますと、皆値上げのような形で発表されました。こういうものが景気につながってくればいいなという思いもあります。これまでアベノミクスの景気浮揚策は、円安、株高へと進み、景気回復の期待をするムードが高まり、一定の効果も出ているようであります。しかし、ほとんどの人が景気回復は感じず、実際の足元の景気は減速が鮮明になりつつあると考えます。

企業の設備投資が減り、商店主の景気情勢も思わしくなく、製造業は尖閣列島の中国との問題、ユーロ圏の景気減速などで輸出が減少になっております。設備投資も先送りしている現状だと聞いております。

国内では昨年9月にエコカーの補助金が終わったことで車の販売台数が昨年大幅に減少しております。県下の新車販売台数も回復しておりません。そして、観光面でも中国からの観光客の激減により宿泊業関係で大量の解雇が発生していると言われています。

地元上伊那の企業景気見通しも10月から12月のある金融機関の調査では、企業からの回答で日本の景気について非常に悪い、悪い、やや悪い、という悪化を見込んでいる企業は86.1%を占めると言われています。特に主力の製造業では、89.5%が小売業の91%に次ぐ高いものになっているということです。

そうした中において、上伊那の有効求人倍率は前年比0.05%増の0.71%で2カ月振りに若干の増加を見たということです。これは円安進行で製造業の求人がふえたこと主な原因だと言われています。しかし、先が見えないので、当面は派遣社員で対応していくようで、真の求人にはつながっておりません。若干明るさに見えるものの、まだまだ厳しい見通しをしている現状です。

県の長野労働局は、県内の製造業の人員整理や工場の閉鎖が相次いでおることから、緊急雇用対策会議を開き、離職者へ再就職支援を充実させ、大量離職者の未然の防止に取り組むことを決めています。また、昨日のニュースを見てみますと、諏訪地方でも希望退職や工場閉鎖などにより失業者が出るということで、諏訪地域緊急雇用対策推進協議会を開き、再就職支援を行ったということです。南箕輪村の村内外でも倒産、工場閉鎖、人員整理が行われております。

こうしたことで村内の勤労者に対しての影響が出ているかと思いますが、村民に与える影響はどのように分析をされているか。また影響が出ているとしたら、再就職支援など対応をどのように考えているかお伺いし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 景気、経済に伴う御質問であります。政権交代以来、円安進行や株高というようなことで、明るさが見え始めてきておるといふふうに報道がなされておるところであります。しかし、これは本当に大企業中心の部分であります。地方に及んでくるのは本当にいつになるのかなという、そんな心配もしておるところであります。実体経済が伴ってこないとなかなか上向いてこないという、こういうことでありますので、本当に心配をしておるところであります。

平成20年秋のリーマンショック以降、全国的には不況型の倒産や工場閉鎖、また人員整理等が続いております。本年1月にも村内でもいわゆる負債10億円以上と言われる大型倒産が発生をしております。これも販売不振や業績低迷による不況型倒産ということでもあります。実態につきましては、村で十分把握することができません。長野県がまとめた数字によりますと、上伊那管内の負債1,000万円以上の企業

倒産はリーマンショック直後平成21年には19件、その後平成22年が6件、平成23年が11件、平成24年が10件と、リーマンショックのときの19件からは現在は10件程度で推移をしているという、こういうことであります。特に上伊那の場合には製造業が中心の地域でありますので、そういった面では厳しい状況が浮かび上がってきておるところであります。

倒産によりまして職を失い、あるいは広域配転を余儀なくされている方も大勢いると思います。本当に大変なことということは認識しておりますが、そうした方々の個別の状況を把握する手段が村にはないところであります。就職、就労につきましてはハローワーク等の機関が当たっております。影響の実態についてはわかりかねるところであります。住民税の課税情報を利用すれば対象者の把握等ある程度可能となってまいりますが、税情報の多目的利用はできませんので、関係機関からの情報をもとに、でえきる限り情報把握に努めていく、そして行政でできるこの支援策というのは限られておりますけれども、その中で何ができるかということも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。次に、円滑化法の廃止に伴う影響について。これもわからないって多分言うんじゃないかなと思っているのですけど。

平成21年9月に金融庁は経済金融情勢において、特に厳しい状況にある中小零細企業の事業主の方や、住宅ローンの借り手の方を支援するため、貸し渋り、貸し剥がし対策の中で金融円滑化法が制定され、過去2度の延長で40万からの会社が対象になったと言われていました。この法律がことし3月をもって廃止になると財務大臣が発表しました。終了に伴い、金融機関は融資先の財務状況に応じて不良債権として処理する必要があるわけで、不良債権と区分された場合には次に融資が受けられなくなります。倒産件数の急増が予想され、政府推計では5万から6万社が倒産になると言われています。村で円滑化法に伴う対策は状況を見守る方針のようですが、金融円滑化法廃止に対して、村内の企業あるいは住宅ローンを抱えている家庭に対して、村内の影響はどう見ているのか、状況を見守るだけでいいのか、打つ手があるのかをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘のとおり、この3月いっぱい金融円滑化法が期限切れとなつてまいります。再度延長がないという、こういうことでありますので切れてまいります。そうしたことも受けまして、先日開催をいたしました商工業振興審議会におきまして、出席された金融機関や保証協会の関係者の皆さんに金融円滑化法終了に伴う対策についてお尋ねをしたところでもあります。皆さんが法律が期限切れとなつてもこれまでどおりの対応をしていくという話をいただきました。こ

のことは本当にそういった方向で実施をしていただきたいと願っております。村も金融機関やそういうところに、同じような対策といいますか対応をしていただきたいという、こういう願いはしたところであります。そんなことは御理解をいただきたいというふうに思います

期間延長や一時的な返済猶予などの条件が変更されても、返済そのものがなくなるわけではありませんので、法の期間切れによって直ちに不良債権化されるということはないにしても、業績や収入が回復しなければそういった可能性も生まれてくる場所でもあります。そんな点を心配をしておるところでありますけれども、金融機関の皆さんには私の立場からこんなお願いをしたところでもあります。

給与所得者である個人村民税の特別徴収義務者1人当たりの課税額を見ますと、年々変更させる所得控除額等の関係もありますが、平成21年度には約13万4,000円でありました。平成22年度には11万円に激減をいたしました。これは住民税課税は1年おくれでありますので、まさにリーマンショックの影響があらわれた。その後平成23年度と本年度わずかではありますが増加をしてきております。所得は増加をしてきております。しかしながら、家庭の収入は以前より減ったままの状態であるということは、これはリーマンショック以前には戻っておりませんので、ローン返済は家計に大きくのしかかってくる、こんなような状態になるというふうに思います。

村はもとより金融機関を指導するというこういう立場でありませんが、金融融資や住宅ローンが円滑に行われますようお願いをしていく。お願いをいたしましたし、これからもお願いをしていきます。また、金融機関や商工会等から御意見をお聞きし、村としてのできる支援を検討をしていかなければならないと思っております。そういったことにつきましては、連携を強化しながら、どういった支援が必要なのかという、このことを金融機関や商工会とともに一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。

村民の多くは働いて収入を得、生活をしているわけでございます。村の住民税もことしで8億6,000万円強というような大きなものが収入あり経済を支えております。そこで村の雇用促進を進めるための地域産業の育成はどうか、企業誘致の状況はどうか、誘致するための戦略はあるのかをお伺いしたいと思います。それに伴い、企業振興事業補助金の交付状況、それから空き工場、店舗の利用促進のための空き工場等活用事業補助金の交付状況はどうか、これについてお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 関係補助金等のお尋ねの部分につきましては交付状況等後ほど産業課長のほうから答弁をいたします。

地域産業の育成や企業誘致による雇用の機会の向上というのは、人口の維持や生

活の安定、あるいは地域の発展にとって欠くことのできない重要な課題であります。私はこの8年間企業振興事業補助金や商工業振興資金融資のあっせん制度を改正を行ってまいりました。いずれも上伊那では最高レベルの措置となっております。

また、平成22年度には一層の企業立地の促進を図るために、空き工場等活用事業補助制度の創設もさせていただきました。村内への新たな企業立地、村内企業の育成を推進をしてきたところであります。この間幾つかの企業も村内に移っていただいたという、こういう実態もあるわけでありまして、また、今年度におきましても南原地区に工場が進出をしてきていただいております。

今本当に不況の状況でありますので、企業誘致というのは大変難しい問題であります。しかし、難しいといってもこれ手をこまねいているというわけにはまいりませんので、積極的な取り組みというのをやっていかなければならないというふうに考えておるところであります。ただ、本村の場合には本当に土地をどうするのかという、ここから考えていかなければならない面があるわけでありまして、ほとんどが農振地域でありますし、大幅な農振除外という、こういうことはできませんので、その辺が悩みとなっておるところでもございます。同時に村の体力からいいまして、あらかじめ工業団地を造成してという、こういうわけにはまいりませんので、そんな点も御理解もいただきたいなというふうに思います。

村の財政基盤を確立していくためには、これは農業も含めましての産業振興ということは重要なことでもありますので、引き続き施策を講じさせていただきたいというふうに思います。できる限り情報発信しながら、アンテナを高くしながら、企業誘致の働きかけもしてまいります。また、村内にも幾つかの大きな企業があります。そんな用地もあっせんをしたりしてきたところでありますし、また他の企業のほうからそんなお話も現在いただいている部分もありますので、その辺を大切にしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 次に、原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 初めに、企業振興事業補助金でございますが、この補助金につきましては、最長で5年間交付の対象になるという制度でございますので、一部リーマンショック後の期間も含みますが、平成20年度から平成22年度までの3カ年が2,000万円を超える交付額となり、この制度の中ではピークを示しております。これが昨年度は11件、1,400万円余、本年度は8件でございました、1,152万1,490円となっております。しかし、昨年度におきましては、新規に対象となったものが償却資産のみであったのに対しまして、本年度は新規の立地ではございませんけれども、村内移転あるいは拡張ということで土地建物を取得した案件も2件あったということで明るい兆しも見られているところではございます。

次に、空き工場等活用事業補助金でございますが、平成22年度が5件、220万円、前年度が10件、262万円、本年度が2月末現在7件、201万7,000円というふうにな

っております。極端な変動はないという状況でございます。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） いずれにしろ、私はね、村を守るということは雇用を守ることだと、こんな考えを持っているわけであります。そういう中で、全国の製造業で働いている人がこの間1,000万人を切ったというような形の中で、その製造業の働く場所がなくなっているわけです。それでその中の特に男性不況だと言われております。結局男の働く場所が減ってきて、女性の働く場所のほうが増えていくというような、そういう中で私どもが南箕輪の場合を見ても、これは平成22年の工業統計調査によるのですけど、村の従業員が2,157人おったと。それからその中で現金給与が97億円、こういう収入が村の中にあつたというような統計もあります。そういうことでやっぱり村の基盤を支えていくっていうのは、こういう形の人がですね、やっぱりいかに働いてくれて、それでその中の税収があり、また、そこに家を建てることによって固定資産税が生まれるとかいう形の中で、その財政的に恵まれていく、それが今までの南箕輪の財政基盤をしっかりとした1つの要因ではないかなと思っております。そういうことでいかに村の中に雇用を促進させる場所をつくるかと。今企業誘致とかいう形にも積極的にやっていきたいというような、そういう意向もありましたが、なかなか簡単なことではないわけでございます。

そんなことで、実は企業誘致に関して、今まで以上に難しくなるわけですけど、企業誘致活動をですね、どのようにやったかということについてちょっとお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 企業誘致の関係、それまでといいますか以前ですけれど、村としては待っている形が多かったわけですけど、この間こちらからもそういった働きかけをしていかなければならないということで、特に上伊那のほかの市町村と一緒にという取り組みになりましたけれど、上伊那産業振興会さん、これは財団法人でございますけれど、そちらとも連携をいたしまして、関係するほかの市町村の方とも一緒にということで企業立地法という法律がございますけれど、それに基づくソフト事業の中で、首都圏、中京圏を中心とした企業誘致の活動ということで行ってまいりました。これもリーマンショックの直後にこの事業を始めてしまったといいますか、ちょうど始めたところにリーマンショックが重なってしまったということで、結果的には上伊那全体で見ても大きな成果ということでは上がらなかったところではございますけれど、企業のほうにいろいろなアンケート調査を出したり、また専門の方、これは村に限ってということではなく、上伊那全体の営業活動になりますけれど、企業を訪問してというような中で企業誘致を図ってきた経過はございます。これは3年間実施をいたしましたが、成果がちょっと見られなかったという中で、その後継続という形は今のところはとっておりません。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 上伊那全体でやるということも非常に大事で、当然南箕輪に住んでいる方も南箕輪だけの働き場所じゃないものですから、そういう形ではいいのですが、実際企業訪問とかですね、そんなことも行われたということなのですが、実際どうなのですか。南箕輪は単独ではそういう形のものはやったことあるのですか。私はね、ある程度要するに産業課としてですね、1つの目標を立てて、それでその中でどう動くかというような形のものもね、もっと積極的にやるべきかなと思っているのです。そういう形で要するにその先へ行くと当然企業訪問になると、課長であつたり場合によっては村長も出ていって、トップセールスもやらなきゃならんという、このぐらい積極的にやらないと今の場合ですとなかなか簡単な企業誘致はできないなというのは私の考えなのですが、その点についてどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 企業誘致につきましては本当に簡単なことではありませんけれども、そういった体制をつくっていくことは必要だというふうに思っております。そのためには先ほどから言っておりますように人員体制の充実強化ということも図っていかなければなりませんので、それらも含めてこれから積極的に考えてまいりたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） 今、企業誘致を質問しといてまたこんな話をするとおかしいのですが、実は企業誘致も一つの曲がり角に来てるなというのが一つ言われております。といいますと、いわゆる多額な補助金をつぎ込んでも結局その見返りがないうちに引き上げちゃうと。要するに伊那市でもNECの関係で、3年ぐらい前なのですか引き上げて、あれ200人ぐらいの従業員があれになったのですが、結局そのときに伊那では補助金を返せというような形で訴訟の段階までいったわけですね。結局途中で済んだのですが。結局日本全体を見ていったときに三重県あたりの話を見ると、100億円ぐらいの金をつぎ込んだのですが、結局長続きしないというような状況があるわけですね。それですから、そういうものをしたときに、やっぱり企業誘致っていうのは非常に難しいわけですが、結局そういう形のところでどのように企業誘致をし、またそこに本当に補助金を出せるかどうか、そういうことも非常に懸念されるものですから、いろんな形の中で検討して有利な企業誘致をやってほしい。

それとね、一つはそういう企業誘致と呼ぶことも大事なのですが、現在ある企業をですね、やっぱり大事にしなきゃいかんという、こういうことも非常に大事だということで、結局企業が投資をするときにやっぱり補助金をつけるなど要するにそういう形の中で補助をしていく、あるいは村の中に貢献度のある企業は減税をしていくとか、何らかの形の中で補助をしていくっていうか、こういうことも非常に大事じゃないかなと考えているものであります。これについてどのような考えでしょ

うか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 既存の企業を大切にしていくということはこれは当然のことです。したがって、投資等に関しましてはそういった制度を設けております。これも郡下では本当に最高レベルの制度となっております。かなりの企業の皆さんがそれを利用いただいておりますので、そんな点は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7 番、山口守夫議員。

7 番（山口 守夫） ちょっと次の質問になると時間がないのでこの辺で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで7 番、山口守夫議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました9 議員の一般質問は終わります。

なお、あす15日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

散会 午前10時50分

議 事 日 程（第4号）

平成25年3月15日（金曜日） 午後3時00分 開議

第1 請願・陳情の採決（審査結果の委員長報告）

第2 発議第2号
案～採決 提

第3 議案第26号～議案第29号
案～審議 提

第4 議案第1号～議案第13号・議案第15号・議案第17号
論～採決 討

第5 議案第20号～議案第25号（委員会の審査報告）
告・質疑 委員長報

第6 議案第20号～議案第25号
論～採決 討

第7 発議第1号
論～採決 討

第8 議案第26号～議案第29号
論～採決 討

第9 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1 番 久保村 義 輝
2 番 百 瀬 輝 和
3 番 山 崎 文 直
4 番 小 坂 泰 夫
5 番 加 藤 泰 久

6 番 丸 山 豊
7 番 山 口 守 夫
8 番 都 志 今朝一
9 番 唐 澤 由 江
10 番 原 悟 郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 唐 木 一 直
副 村 長 加 藤 久 樹
教 育 長 征 矢 鑑
総 務 課 長 松 澤 伸 夫
会 計 管 理 者 中 尾 由美子
財 務 課 長 山 崎 久 雄
住民福祉課長 清 水 麻 男

子育て支援課長 有 賀 由起子
産 業 課 長 原 茂 樹
建設水道課長 藤 田 貞 文
教 育 次 長 田 中 聡
代表監査委員 有 賀 松 雄
教育委員長 清 水 篤 彦

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 堀 正 弘
議 会 事 務 局 次 長 松 澤 厚 子

会議のてんまつ

平成25年3月15日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議案及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、議案及び意見書案が提出されことに伴い、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

議案4件及び意見書案1件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案4件、意見書案1件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

請願第1号「地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める請願」につきましては、当委員会では、全員の結果で採択といたしました。

こちらの審査につきましては、3月4日、財務課長出席のもと審議をいたしましたが、この内容につきましては地方交付税の件とあと地方公務員の給与の問題が2つの論点で出てきておりまして、ちょっと審議にその当日は未了ということで、その1週間後3月11日に再度審議をいたしました。そこでは、審議しました結果、まず地方公務員の給与切り下げの是非についてこの委員会で結論を出すのはまだ尚早ということなのですが、実際にこの請願の訴える主論は地方交付税制度の堅持を求めるものでありまして、この「財源を絞り」、つまり内容にあります「財源を絞って」というのは地方公務員の給与を国のほうで削って地方を縛る、地方交付税を削減する、そういう国のやり方そのものはどう考えてもまずいだろうということで、委員会でも一致しまして、この地方交付税の堅持を強く求めたいということで当委員会でも採択といたしました。後ほど意見書も提出したいと思っておりますので御賛同のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、平成24年陳情第7号「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」につきまして、当委員会の審査結果は、趣旨採択が1人、不採択が3名ということで、不採択とさせていただきました。

こちらにつきましては、12月議会で最初審議しまして、そこでは継続審査、そして3月4日に審議をし直しました。この陳情に関連しまして、平成23年6月議会で当委員会、また当議会で福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発、普及等の陳情がありまして、当委員会で採択し、また議会も全員の賛成により採択がなされ意見書を出した経緯がございます。似たような原子力発電所の問題でありましたので、当委員会でも慎重審議をしたわけですが、この陳情書の内容にあります末尾、記のところを読みますと、「すべての原子力発電所再稼働を直ちに中止を求める」という内容で、「直ちに」中止と、この文言につきまして大分議論が集中しまして、結果この「直ちに」中止というのは我が議会でも我が委員会でもなくしていく方向、原子力発電所を結果なくしていく方向は全員一致だと、ただ廃棄物の処理問題が残っていたり、また自然エネルギー開発は途上であるというような現状も踏まえまして、この「直ちに」という文言でそれを趣旨採択だと認める意見と「直ちに」があるからこれは不採択だという考え方と割れまして、趣旨が1人、不採択3人ということで不採択とさせていただきました。

続きまして、平成24年陳情第9号「最低制限価格の設定に関する陳情書」、これにつきまして当委員会では趣旨採択4人の全員の趣旨採択ということで審査結果といたしました。

3月4日、財務課長出席のもと審議いたしました。この陳情につきましてはやはり昨年のこの3月議会、同様の最低制限価格の設定に関する陳情が出されておりました。我が委員会では趣旨採択、またこの議会全員のその趣旨採択への賛成ということで趣旨採択という議決も出されております。したがって、内容につきましては割愛させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する請願第1号「地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 7番、山口です。

この件において、一応地方公務員といいますか地方ではそれなりの形の中で努力をし、そういうことでいろいろとこう切り詰めた形のをやっておる。そういう形で努力をしている中で、国からいろんな形でこうしろというような、こういう形のものとは当然よくないことであります。そういうことではありますが、当然今国が公務員の7.8%の給料カットをしまして、そうしたときに地方との公務員格差が南箕輪でも102ぐらいのラスパイレスになるんじゃないかということが言われており

ます。そういったときに、村民感情からしたらですね、どのように受けとめるかっていうのは疑問な部分があるわけです。その点についてどのように審議されたかお伺いします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） まず、審議の内容で、財務課長のほうから今回の地方交付税が国として4,000億円減らし、この我が村では試算として3,500万円から5,000万円ほどの交付税が削られるのではないかというような見込みがなされておりますが、実際にその給与の削減につきましては、6月議会の段階で諮られるだろうという説明がありました。

そこで、先ほどこっちと報告の中でも話しましたが、地方公務員の給与の削減については、賛否の問題っていうのはちょっと難しいというか、基本守りたい考えもあるかと思うのですけれど、そこら辺につきましては各委員いろいろちょっと思惑があるようで、深い話というか具体的に削減について、賛成だ反対だっていうことが結果は論じられませんでした。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、請願第1号「地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する平成24年陳情第7号「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） この陳情に対して「直ちに」ということがあるので採択できないというような趣旨の今報告がありましたが、基本的に再稼働の中止ということでありますし、今の福島状況を見ますと要請としては「直ちに」という言葉があっても考え方としてはあれだけの悲惨な状況を鑑みれば、これは採択されるのが当然ではないかと思うのですが、そこら辺の議論についてお聞きをします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 久保村議員の質問の意味は十分にわかるのですけれど、私も報告したとおりでございまして、この「直ちに」という言葉の捉え方で、みんななくしていきたい方向は全委員さんが一致しておりました。ただ、「直ちに」とつくと現状のエネルギー問題、日本が抱えるエネルギー問題について再稼働を「直ちに」中止する、やめること、すなわちこれは原発を全てなくしていくってということにもつながる考え方だと思いますけれど、そのやはり文言を陳情をこの出されている側も求めていることでしょうか、その「直ちに」ということを強く考えるとどうしても採択できない、不採択だという考え方に至ったと思います。以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

平成24年陳情第7号の討論を行います。

討論はございませんか。

議長（原 悟郎） 反対討論ですか。

〔「採択をするほうに」と発言あり〕

議長（原 悟郎） 採択するほうにですね。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 今、福祉までは31万人が避難をしている。そして、その中で放射能汚染により自宅を追い出されている、こういう方がたくさんいるわけがあります。それでこの事故から既に2年経過しましたが、いまだに収束をしない、事故は継続をしている、こういう状況であります。特に放射能汚染水はふえ続けている。

先日の報道で見ましても、3月5日現在でこの汚染水の貯蔵量は26万6,000トン、そしてタンクの設置されているのが32万トンだと。この1日に400トンもふえているということで1,000トンのタンクが2日半でいっぱいになっていく。このタンクを敷地にどんどん今増設しているわけでありましたが、あと2年でもうこれはあふれ出すと、ここまで来ているわけでありまして。結局人間が安全だという技術を誇示してつくった設備が、今では自分たちが立ち入ることもできない高濃度の汚染になっていると。こういう状況を見ると本当に自宅はそのまま住める状態、農地にも作物をつくれる、牛もみんなほうって逃げ出したというね、本当に悲惨な姿を見れば、これは今の原子力発電所というものは安全ということは絶対言えない。そして、またこういうことが起こったら、また何十万人もの人が悲惨な状況に陥る。こういうことを鑑みると、本当に全ての原発をなくしてほしいという、これは切実な声だと思います。

電力のことも言われますが、電力は去年いろいろの工夫をしながら乗り切ってき

た。この陳情をです、国へ向けて、国と東電が本当に責任持って早く収束する。そして危ない原子力ではなく本当に豊かな自然エネルギーを早く活用していくという方向へ振り向けていくためには、今こそこういう要請を国へ向けて、今あだけの事故が起こったのですが、全然住んでいた人たちに対して責任を負うものが誰もいないのです。事故の収束についても責任を負えない。こういう無謀なことをやらないということをね、国に対して突きつけていく必要があると思います。そういうことで、私はこれを採択して、ぜひ国にそういう意見を出していくことが大事だと、こういうことでこの陳情は採択されるべきと、こういうふうに考えます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 丸山です。

委員長の報告のとおり、不採択に賛成いたしまして、陳情第7号には反対の立場。久保村議員さんのおっしゃることは私たちの委員会でも議論になったところでございます。福島はこの原発事故を二度と起こしてはならないってことはもう当たり前のことのように原発ゼロをこの陳情書は決断して、自然エネルギーに転換すべきだっていう、こういう陳情書になっております。しかし、エネルギー問題っていうのは社会全体のインフラでありまして、社会経済活動を行っていく上で電力の確保の供給っていうものは必要不可欠なものでございます。原発ゼロは誰もが願うところでもありますけれども、代替エネルギーの問題だとか、それから節電、それから料金の値上げなどのことを考えれば、直ちに中止にはできないってこういう意見で私たちはまとまったところでございます。原発に対して世論の厳しい意見っていうのは十分認識はしておりますけれども、私は徐々に廃炉に向けてという、平成23年6月の議会のときもそうだったのですが、この意向に沿って現実的な対応をもって臨みたいということで反対の討論とさせていただきたいところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

平成24年陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。平成24年陳情第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、平成24年陳情第7号「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」は、不採択にすることに決定いたしました。

委員長報告に対する平成24年陳情第9号「最低制限価格の設定に関する陳情書」

の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

平成24年陳情第9号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

平成24年陳情第9号に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、平成24年陳情第9号「最低制限価格の設定に関する陳情書」は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、経済厚生常任委員会に付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） 請願・陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告をいたします。

平成24年陳情第5号「なかよしクラブの継続と拡充を求める陳情書」、本委員会では全員一致で趣旨採択となりました。

この陳情は、12月の定例議会に陳情なされ継続審査となっておりました。そうした中でなかよしクラブの陳情している内容が、子どもの学び方や療育支援というような内容でありまして、たけのこ園との共通の趣旨であり、たけのこ園の存在を陳情者に伝えたところ、内容的にも理解していただき、たけのこ園との指導を受けたりしながら継続して拡充していくということで陳情者の理解も得ました。そこで、より継続して拡充していくということで、趣旨採択となったところであります。

次に、平成24年陳情第8号「国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書」でございます。

これも本委員会では全員賛成の中で趣旨採択となったところであります。この陳情は、公共建築物の設計、工事監理等の発注に当たって、従来だと慣例的に行われていた依頼度というような形のものを全面的に見直して削除されたということにおいて、自治体においてそれぞれの積算要綱等に依頼度の規定を見直して、明確な発注内容を業務委託契約書等において示してというような陳情でございます。これは全員の賛成のもとに趣旨採択となったところであります。

以上で報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの経済厚生常任委員会の請願・陳情審査報告書

の中に、受付番号それぞれ「H」24年となっておりますが、まことに申しわけございません。それぞれ「平成」を入れていただきたいと思います。

委員長報告に対する平成24年陳情第5号「なかよしクラブの継続と拡充を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

平成24年陳情第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

平成24年陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、平成24年陳情第5号「なかよしクラブの継続と拡充を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する平成24年陳情第8号「国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

平成24年陳情第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

平成24年陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、平成24年陳情第8号「国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書」は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

ここで、意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第2号「地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。お手元の意見書案をごらんください。これは先ほど採択となりました請願第1号につきまして提案するものであります。

平成25年度、地方財政対策の中で、地方が強く訴えてきた地方の一般財源総額については、平成24年度59.6兆円と同水準の59.8兆円が確保され、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題に対応するための事業費が計上された点等は評価するものであります。

しかし、この10年余りの地方行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方公務員の給与の削減を求めるための地方交付税を削減することは、地方公共団体に大きな影響を与え、また地域経済の再生なくして日本経済の再生はないという国と地方の共通認識からも問題があると考えます。そもそも、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであります。

よって、国においては、地方の自主性を尊重し、地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員の給与費にかかわる地方交付税を一方的に削減する今回のような措置をとることのないよう求めるものであります。

以上が国に対して申し上げる意見書案の趣旨でございます。ぜひ御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） これに賛成する立場から討論します。

国は以前から地方交付税を削減することを考えてき、今既に本来ならばきちんと地方自治体に渡すべき地方交付税を足りないから借りなさいという臨時財政対策債等でやれというようなことで、本来の地方交付税をきちっと交付するその責任を実際にはもう避けている、こういうことでだんだん地方交付税の形骸化が進んでいるというふうに思います。やはりきちっと法に定められたものはきちっと国がやると、このことが一番大事だというふうに思いますので、こういう立場で堅持をするということが必要だと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第2号「地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

これから議案の上程を行います。

議案第26号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第26号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、議案第27号、議案28号についても同様の法律名が使われておりますので、省略してこの法律を「障害者総合福祉法」として以下説明させていただきます。

名称改正されるものに伴うものと、結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合されたことに伴い、国民健康保険条例に引用している2つの法律名を改正するため提案するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第26号につきまして細部説明を行います。

村長からの提案理由にありまして、この条例につきましては、障害者自立支援法が、障害者総合福祉法に平成25年4月1日から名称変更されることと、結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に、これは既に統合されております。また、この法律の条ずれが生じたことに伴いまして、国保条例に引用されている法律名等を改正するものでございます。

議案の後ろの裏面の2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第7条中の改正前、「結核予防法第34条又は障害者自立支援法」を改正後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

最初の1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号「南箕輪村障がい者生きがいセンター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第27号「南箕輪村障がい者生きがいセンター条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が障害者総合福祉法に名称改正されることに伴い、南箕輪村障がい者生きがいセンター条例に引用している2つの法律名及び規則名を改正するため提案するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第27号につきまして細部説明を申し上げます。

議案の後ろの裏面の2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第1号中の「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改めまして、第4条中の欄内にある「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

済みません、最初の1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第28号「南箕輪村福祉医療給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第28号「南箕輪村福祉医療給付金条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が障害者総合福祉法に名称改正されることに伴い、南箕輪村福祉医療給付金条例に引用している2つの法律名を改正するため提案するものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき原案どおりの決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第28号につきまして細部説明を行います。

この一部改正につきましては、議案第27号と同様でございまして、議案の最後の2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条第1項第2号と、同条第2項中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第29号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第29号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では国の最終調整による普通交付税の額の確定によるものであります。

歳出では、大雪による除雪委託料の増額、燃油価格高騰による施設園芸農家への支援事業及び翌年度に繰り越して使用できる経費として枥ヶ洞水路改修事業など12件の繰越明許費の補正であります。

歳入は歳出に対して不足する額は予備費から調整するものとし、既定の歳入歳出予算の総額に536万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,913万2,000円とするものであります。

細部につきましては副村長及び担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

加藤副村長。

副 村 長（加藤 久樹） それでは細部説明を申し上げます。

7ページの歳入から申し上げますのでごらんいただきたいと思います。

12款、地方交付税であります。536万2,000円を増額補正するものでございます。ただいま村長から提案説明がございましたように、一定の歳出額に対しまして調整率が掛けられておりまして、これまでの予算額といたしましては、普通交付税については7月の24日に決定を受けた12億4,117万5,000円で予算化をしてあるわけでございますけれども、今回536万2,000円が追加で交付されることになりましたので、増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出へ参ります。

3の歳出で、06款、農林水産業費であります。農業費の0605事業、農業振興事業であります。50万円の増額でございます。この冬の寒さによります園芸農家への燃油高騰対策として支援をする補助金でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

08款の土木費であります。道路橋梁費の0803、道路維持事業で、500万円の増額をお願いするものでございます。今議会で一般質問でも大勢の議員さんから御質問いただいておりますが、この冬の除雪に関する部分でございまして、道路の除雪に要する費用の関係が380万円、既にこの委託料がかなり減ってきている状況でございまして。それから、各区にいわゆる委託料として住民の皆さん方に除雪をいただいた部分、これに120万円ということであわせて500万円を補正するものであります。

14款の予備費であります。財源調整として13万8,000円減額するものでございます。

歳入歳出については以上でございます。

繰越明許について御説明を申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思います。

思います。

第2表で繰越明許の各事業をお示しをしてございます。全部で12事業がございす。総額で8,927万7,000円でございます。住宅用の新エネルギー施設の設置補助金につきましては、4件分で既にこれは申請を受けているものでございますが、完成が4月以降になるということから繰り越しをするものであります。

栃ヶ洞の水路改修の関係につきましては、6号補正でお願いをしました事業であります。国の補正予算でついてきたものということで、これにつきましては事業が来年度になると、こういうことでございます。

赤松の小屋デッキ修繕の関係は、冬の寒さによりましてこの秋過ぎの利用者の少し減ったところで事業をしたいという予定でございましたけれども、寒さが厳しくまた雪も多いということから、年度内に完成ができないということから繰り越すものでございます。

村有林の整備委託費でございますが、これは森の里親事業ということで、民間事業者から協力をいただいて事業を実施するものでございますが、こちらにつきましてもこの冬の雪が非常に多いということから3月いっぱいまでには事業実施が見込めないということからでございます。

それから、次の4つ建設関係、道路橋梁の関係でございますけれども、いずれもこの事業につきましては、既に事業着手をしておりますけれども、特に舗装に関する部分がこの寒さでおくれておりまして、3月中に実施が見込めないということから繰り越しをお願いするものでございます。

次の、小型動力ポンプ付積載車の関係は、入札が不落等によりまして事務のおくれがございまして、年度内に完成が見込めないということからでございます。

それから、次の3事業、消防関係の北殿屯所のほうのつり下げ柱の関係、消火栓の関係、防災行政無線の屋外子局の関係、こちらにつきましても3月中に事業実施を見込んでおりますけれども、年度内に完成という部分につきましては難しいということから繰り越しをお願いするものでございます。

以上、12事業につきまして繰越明許の補正でございます。

細部説明は以上です。

議長（原 悟郎） 議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 8ページなのですが、農業振興対策ということで、高騰する関係する農家に対しての支援ということなのですが、この金額がですね、リッター2円、それから限度額5万円という形で設定されていると思います。この金額の根拠になったのは何かをお聞きしたいと思います。

それと、9ページで区に除雪費という形で120万円ということですが、これは区からある程度の形で要請があつての補正の形なのですか。どういう形ですか、この

金額を設定したのは。それについて、2点についてお伺いします。

議長（原 悟郎） それでは、先に原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 燃油の助成の金額、率についてということでございますが、これにつきましては、以前になります平成19年、平成20年、両方の年に燃油の補助ということで行っております。このときも現在と同じような価格の高騰が見られました。価格の値上がり幅も10円ないし20円というところがございますけれど、その中で2円という設定をそのときはさせていただきました。現在の値上がりの部分でも同様な値上がり幅が見られますので前回に倣った形で2円という設定にさせていただいております。

なお、総額につきましては、施設園芸農家の数、それから前回の例、それらによりまして50万円というふうにさせていただいております。

議長（原 悟郎） 藤田建設水道課長。

建設水道課長（藤田 貞文） 各区の除雪の委託料の120万円の金額の部分でございます。これにつきましては区からの要請ということではございません。村のほうから試算をした形の中で、1回3,000円除雪に出ていただいた方に対しまして、燃料代また損料分ということで設定をさせていただきまして、大体このシーズン中に10回の出動で40台くらいが出動されているのではないかとというところでの試算で算定をさせていただきました。また各区にはその出動状況等を現在調査中ということでございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び南箕輪村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を

改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び南箕輪村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村公園条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村公園条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村営住宅等の整備の基準に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「南箕輪村営住宅等の整備の基準に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村村道の構造の技術的基準に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「南箕輪村村道の構造の技術的基準に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「南箕輪村準用河川管理条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第12号「南箕輪村準用河川管理条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「南箕輪村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者管理者の資格基準に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第13号「南箕輪村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者管理者の資格基準に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算

（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第20号から議案第25号までは総務文教常任委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員長報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました議案第20号から議案第25号までの6議案については、2つの常任委員会における連合審査において審査を行いました。

会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第20号「平成25年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」は、審査の結果原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成25年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において数多く出された意見、要望等は今後の予算執行に十分反映し、健全な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で総務文教常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第20号「平成25年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第20号「平成25年度南箕輪村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第21号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第22号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第23号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成25年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第24号「平成25年度南箕輪村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第25号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

発議第1号「南箕輪村議会基本条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第1号「南箕輪村議会基本条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第26号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「南箕輪村障がい者生きがいセンター条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第27号「南箕輪村障がい者生きがいセンター条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第28号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 賛成討論でよろしいですか。

議長（原 悟郎） はい。反対討論はございますか。

〔反対討論なし〕

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 山口です。

実は、先ほどリッター2円の5万円という形でお聞きしたのですが、この金額はですね、今原油価格といいますかA重油が幾らになっているかということになりますと99円なのですね。100円に近い金額になっております。去年が大体82円ぐらい。

それから、先ほど平成19年を基準にされたということでしたが、平成19年が66円なのです。そういう形の中で見たときに、非常に高いのですね。それですから、実際これ2円ぐらいのリッターの支援でどうかなという。自分はこれ焼け石に水じゃないかなというそんな感じがして、該当する農家にお聞きしたのです。しかし、これがですね、これ金額が少ないということは誰も言いません。こういう形の中で気を使ってくれることが非常にうれしいと、こういう意見だったのですね。それですからね、実際この2円ぐらいの5万円ぐらいの支援だったらほとんどそんなに効果はないわけですけど、こういう形でもって支援をしてくれるっていう、こういう気持ちっていうのは非常に大事にしたいなっていう、そんなことがあります。

当然私も一般質問の中でもちょっと言いそびれたといいますか、時間がなかったものですけど。そんなことでね、ほかにやっぱり支援金を受け取るときに、もう少しちょっと簡素化できないかというようなことも言われました。あるいは一過性のお金ではなくして、もう少し総合的に側面から支援していただけるようなことも考えてほしいと、こういう意見もありました。あるいは先進地のようなところの新しい技術とかそんなこともですね、取り入れてもらって、そういう情報も欲しいというような、こんな意見もありました。

それから、作物でも当然農産物ですから病気になるというようなこともあって、ある程度もう全滅に近いぐらいの収穫になるというようなこんなケースもあったようです。こういうときにですね、何とか幾らか支援の手も差し伸べてくれればいいな。商工会がですね、非常に不況になったときに、一部借り入れしたときに利子補給とかそういうこともやられているわけですけど、こういうような制度もとっていただけるとありがたいなという、そんなような幾つかの要望もありましたので、こんなことも含めながら、私はこの要するに支援に対して、自分としても感謝申し上げ賛成する立場であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論は。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 賛成をする立場です。

ことは大変雪が降ったということで除雪費も大変かかっている。この補正ということは当然だと思いますし、また、各区での自主的な除雪に対しての村からも支援をしながらやっていくという方向が出されてきて、これは大変いいことだと思います。このことによって、今後村民、そして児童生徒、足の弱い人たちも含めて歩道を歩けるというようなことを確保していくという1つの例をつくりながら充実をさせていっていただければありがたいと思いますので、そういう先駆けとして予算を盛られたと、こういうことに対して賛成をいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第29号を採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第29号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで村長の挨拶を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会、12日間の会期、大変お疲れさまでございました。また、全議案、原案どおり可決決定をいただきありがとうございました。特に今議会は平成25年度の各会計の予算の審議をいただきました。骨格予算といえども、村民生活に密着をした事務事業等々であり、平成25年度に向けてスタートができますことは大変ありがたいことであります。また、議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言は今後の村政に生かされていくことと思います。

平成24年度も残すところ半月となってまいりました。計画をしました事務事業はほぼ順調に推進ができており、締めくくりの段階となってきております。きちんと終了できるよう職員とともに努力をしてまいります。

景気経済は明るい兆しが出てきたとはいえ、地方はまだまだ厳しい状況が続くものと予想をされております。一日も早い実態の伴った景気回復を願っております。自治体にはできることには限界がありますが、商工会やJAと連携をしながら下支えができればと思っております。本当に厳しい時代ではありますが、みんなで力を合わせこの状況を乗り越えていきたいものであります。

私にとりましても今議会は今任期最後の定例会となりました。そういった意味で

は本当に感慨が深いものがあります。4年間、村政の発展のため、村民生活を守るために御協力をいただきましたことに心よりお礼を申し上げます。

慎重な御審議をいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 12日間の定例議会、お疲れさまでした。平成24年度も残りわずかになりましたが、これから会議や行事等が重なり何かと多忙のことと思います。私どもの任期も折り返しとなる節目に議会基本条例も4月に施行されることとなり、その趣旨や目的に沿ってますます質が高く、活発な議会活動になるようにお互いに取り組むことをお願いし、これをもって平成25年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時23分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員